

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
平成 28 年第 4 回設楽町議会定例会 (第 1 日) 会議録

平成 28 年 12 月 6 日午前 9 時 00 分、第 4 回設楽町議会定例会 (第 1 日) が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 今泉吉人 | 2 河野 清 | 3 金田敏行 |
| 4 夏目忠昭 | 5 金田文子 | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝 | 8 伊藤 武 | 9 山口伸彦 |
| 10 田中邦利 | 11 松下好延 | 12 土屋 浩 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	鈴木正吾
企画ダム対策課長	鈴木伸勝	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	氏原哲哉	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	村松 太	建設課長	原田直幸
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 鈴木浩典

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 芳山浩大

6 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1 田中邦利議員

- (1) 公共施設への P F I 適用の検討について
- (2) 公共施設等総合管理計画について
- (3) 設楽ダム基本計画の変更およびダム周辺地質調査について

2 夏目忠昭議員

- (1) 空家活用移住施策の現状について

(2) チップ工場の誘致について

3 金田文子議員

(1) 「設楽町後継者育成基金条例」を起業・創業促進の視点で見直せ。

(2) 高齢者の健康で安心な生活に寄り添うサービスについて問う。

4 熊谷勝議員

(1) 私立宝保育園の全面改築に何故90%の助成をするのか

5 河野清議員

(1) 設楽ダム問題について

(2) 道の駅・歴史民俗資料館について

6 今泉吉人議員

(1) 吸血鬼、ヤマビルの恐怖を問う

7 高森陽一郎議員

(1) 設楽町歴史民俗資料館（仮称）について

(2) 設楽町公共施設等総合管理計画について

日程第6 議案第71号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 議案第72号

町道路線の認定について

日程第8 議案第73号

町道路線の変更について

日程第9 議案第74号

指定管理者の指定について

日程第10 議案第75号

指定管理者の指定について

日程第11 議案第76号

設楽町つぐ診療所医師住宅の入居の特例に関する条例について

日程第12 議案第77号

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第78号

設楽町後継者育成基金条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第79号

設楽町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第80号

設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第81号

設楽町簡易水道等施設条例等の一部を改正する条例について

日程第17 議案第82号

- 平成28年度設楽町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第83号
平成28年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第84号
平成28年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第85号
平成28年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第2号）

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 おはようございます。ただいまの出席議員は、12名全員です。定足数に達していますので、平成28年第4回設楽町議会定例会（第1日）を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

8伊藤 おはようございます。平成28年第4回定例会第1日の運営について、12月1日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1、日程第2は、従来どおりです。日程第3「諸般の報告」は、議長より例月出納検査結果、陳情書等の取扱いについての報告があります。日程第4「行政報告」は、町長より報告があります。日程第5「一般質問」は、本日7名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内です。本日提案されている案件は、町長提出15件です。日程第6「議案第71号」から順次1件ごとに上程します。日程第7「議案第72号」と日程第8「議案第73号」、日程第17「議案第82号」から日程第20「議案第85号」までの議案は一括上程とします。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を、議題とします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番高森陽一郎君、7番熊谷勝君を指名します。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日12月6日から12月20日までの15日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。会期は、15日間と決定をいたしました。

議長 日程第3「諸般の報告」を、行います。議長として、例月出納検査結果、陳情書等の取り扱いについて報告をします。監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査結果について、平成28年度の10月分の結果報告が出ております。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。次に陳情書の取り扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布してありますとおり、陳情5件、要望1件を受理しています。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情受理番号9から受理番号11は文教厚生委員会付託、受理番号12と13は議長預かり。要望受理番号4は総務建設委員会付託と決定しました。以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 おはようございます。町内各地におきまして、豊かな彩りを醸し出しておりました紅葉シーズンが終わり、いよいよ師走となり、朝夕の冷え込みなど、本格的な冬の季節が到来しようとしております。

本日は、12月議会定例会の開会に当りまして、議員全員の方々に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。さて、9月26日に招集された第192回臨時国会は、11月29日に会期を12月14日まで延長されました。安倍内閣といたしましては3度目の延長国会で、現在、年金制度改革法案、カジノ解禁法案、またTPP法案など、重要法案を審議をしております。また、国会閉会後はロシア大統領との首脳会談など、大変慌ただしい年の暮れを迎えようとしております。また、12月1日未明であります、アディスアベバで開催をされましたユネスコ政府間委員会におきまして、本町と交流協定を締結をしております蟹江町の「須成祭」を始め、高山祭、秩父祭を含む33の祭りで構成される日本の「山・鉾・屋台行事」がユネスコの「無形文化遺産」への登録が正式に決定されました。なお、日本の登録は2014年の「和紙」以来で、国内の登録は計21件となりました。今回の登録は、蟹江町民の悲願でもありまして、長年保護・伝承されてきた町民の方々の御尽力に対し、心より敬意を表したいと思います。なお、蟹江町では平成29年2月12日に「ユネスコ無形文化遺産記念事業」の開催が予定されていると聞いております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず最初は、当初予算編成についてであります。普通交付税の合併算定特例10年間で平成27年度で終了したことに伴い、交付額が段階的に減少しており、より厳しい財政状況が見込まれる中、3月議会定例会への当初予算上程に向けて、複雑化、多様化する行政課題に的確に対応するため、現在、財政課において各課からの予算要求内容をヒアリング、査定をしている最中でありまして。

新年度予算につきましては、将来のまちづくりを見据えた中長期的な観点から、歳入予定額に基づき歳出総量規制により、「選択と集中」をより一層重視をして事務事業の見直しや節減効果を追求するとともに、「最小の経費で最大の効果を挙げる事務執行」のため、常に職員一人ひとりが的確な財政センスを保持し、効率的かつ効果的な事務事業を評価する意識を高め、平成 29 年度当初予算編成に取り組んでまいります。

次に、市町村対抗の万博駅伝についてであります。12 月 3 日土曜日に開催されました第 11 回市町村対抗「愛知万博駅伝」は、例年よりも穏やかな天候に恵まれ、最終的には「10 位」という成績ですが、一時は町村の部で「7 位」でタスキを渡すなど、大変健闘をされました。今回、参加されました監督・コーチを始め選手の皆さんには、設楽町の代表として、町の誇りと自らの名誉を背負い、それぞれ力を最大限発揮されましたことに、心より感謝いたします。

次に、無料職業相談所の設置についてであります。10 月 1 日、企画ダム対策課移住定住推進室に、「無料職業相談所」を開設しました。簡単に申し上げますと、ハローワークのミニ版で、町内から求人希望のある事業所と、職を求める人との仲介を行うものです。特に、移住希望者の職探しをお手伝いをし、定住しやすい状況を整えていくもので、求人求職の相談が少しずつではありますが、増加傾向にあります。

次に、自動走行実証実験についてであります。11 月 4 日、自動走行車を使った無人タクシーの実証実験が、田口と荒尾の「やすらぎの里」間の約 3.5 kmで行われました。この事業は、国家戦略特区の指定を受け、県主体で設楽町の外 15 地域で、人を乗せての走行実験は県内 3 か所のうちの一つが設楽町でした。当日は、一般公募した 14 名と石原副知事、設楽町長が代わる代わる乗車し、自動走行の体験を行いました。将来的には、高齢者の足の確保や公共交通の補完として期待するものであります。

次に、東三河森林活用協議会の発足についてであります。11 月 15 日、26 団体の賛同を得て東三河森林活用協議会が発足しました。この協議会は、東三河地域やその周辺、とりわけ奥三河に大量に存在する森林資源や設楽ダム建設で発生する森林資源に着目をし、その有効利用を進めながら東三河全体の発展に繋がるよう進めていこうとするものであります。特に、設楽町を中心とした木材の有効利用の検討を進め、ひいては山主に還元できるような循環する形態を目指してまいりたいと考えております。来年 3 月を目処に次回総会を開催し、具体的な事業計画を立てて進めていく予定としております。

次に、民生委員・児童委員の委嘱についてであります。11 月 30 日で民生委員・児童委員さんの任期が満了となり、12 月 1 日、平成 31 年 11 月 30 日までの 3 年を任期として全国一斉に改選されました。昨日(12/5)は、議場において委嘱式を行い、継続の 3 名のほか、新たに委員となられた 25 名の方々に委嘱状を伝達いたしました。本町は、高齢者世帯や一人暮らしの方が多く、身近な民生委員さんを

頼られる方が益々増えてまいりますので、地域福祉の向上のため、今後の民生委員さんの活動、御尽力に大いに期待するところであります。

次に、愛知県農業農村多面的機能活動表彰についてであります。田峯小学校「ビオトープ協力隊」が環境保全活動に取り組んでおります「田峯環境保全会」の活動内容が高く評価され、『農村環境保全活動』の部における愛知県知事賞に決定がされました。12月3日、安城市文化センターで開催がされました平成28年度『農地・水・環境のつどい』において、田峯環境保全会長と田峯小学校児童が森岡副知事から知事賞を受賞してまいりました。今後とも地域の皆さんが一体となって、自然豊かな地域資源を守る活動を一層推進していただくことを期待をするところでございます。

次に、交通安全年末緊急アピールについてであります。平成28年中の県内交通事故死者数は、11月末現在190人で、対前年2名減であるものの、5月末以降「全国ワースト1位」が続き、5回の交通死亡事故多発警報の発令や、高齢者が5割を超えるなど、極めて厳しい状況であります。このような交通事故情勢下、年末の交通安全県民運動に合わせ、愛知県、県警、そして関係機関等が全力を挙げて取り組み、年間犠牲者の増加に歯止めをかけるため、12月1日、愛知県知事から「交通安全年末緊急アピール」が発信されました。本町といたしましても、悲惨な交通事故による犠牲者を出さないため、知事のアピールの趣旨に基づき、交通事故防止により一層取り組んでまいります。

最後に、職員ストレスチェックの実施についてであります。近年、「心の病」による地方公務員の長期療養者が増加をし、職員のメンタルヘルス不調の未然防止が人事管理上の課題の一つとなっています。平成26年の労働安全衛生法の改正により、常時50人以上の労働者を使用する事業所では、年1回のストレスチェックとその結果に基づく面接指導等を内容とした制度が創設され、本年度からその実施が義務付けられました。役場では9月から10月にかけて126人の職員等がチェックシートを提出し、専門機関から各個人へ診断結果が送付されました。なお、「高ストレス者」と診断された職員はいますが、本人希望による面接指導を受けた職員はいません。今後も事業所として毎年1回、ストレスチェックを実施して、職員のメンタルヘルス不調の発生防止に努めてまいります。

以上、近況について報告させていただきました。本日は、7名の議員による「一般質問」に続き、人事案件1件をはじめ、町道関係2件、指定管理者の指定2件、制定1件を含む条例6件、一般会計・特別会計の補正予算4件、合計15件を上程をさせていただきました。本会議及び委員会において慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。なお、臨時国会で成立しました地方税法及び地方公務員の育児休業法の改正に伴う「設楽町税条例」、「設楽町職員の育児休業等に関する条例」の一部改正につきましては、最終日に追加上程をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上、議会定例会開会に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5「一般質問」を、行います。質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内です。はじめに、10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 おはようございます。PPAPが世間をにぎわせていますが、私は公共施設へのPFI適用の検討について質問します。

のっけから横文字で恐縮ですが、PFIとはプライベート・ファイナンス・イニシアティブ、いわゆる民営公共事業のことで、「設楽町公共施設等総合管理計画」において「PFIの適用可能性を検討することは必須である」とされているそれです。PFIは公共施設などの建設、維持管理、運営などの事業を民間の資金や経営能力を活用して行うための手法の一つです。公共施設等総合管理計画第5章に書かれているとおりです。PFI事業実施から10年以上がたち、「PFIこそ公共施設整備と運営の救世主」と鳴り物入りで推奨されてきた手法ですが、ここに来て、名古屋市のイタリア村の経営破綻、仙台市の「スパパーク松森」の天井崩落事故、滋賀県の「近江八幡医療センター」の契約解除など、事業の破綻や事実上の倒産事例が相次いでいます。PFI事業の実施状況が報告された「国会報告」では、単年度当たりのPFI事業数・事業費は減少傾向にあるとしています。単年度で見ると、ピーク時の2002年の47件から、2010年には15件に、金額は2008年の6,979億円から、2011年には、1,186億円に落ち込んでいます。PFIは、「リスク管理に弱点がある」「経費節減は必ずしも実現しない」「地元経済の発展につながらない」「情報公開が保障されない」「非営利の公共サービスにはなじまない」などの構造的欠陥があるといわれています。PFI神話はまさに崩壊しつつあります。

そこで第1に、PFI適用についての町の基本的な認識をうかがいます。そして、そのメリット、デメリットはどのように考えるかお尋ねをします。

第2に、PFIはリスクもあり、導入については議論を十分に尽くすべきだと思いますがどうでしょうか。

第3に、町の公共施設はPFIになじまないと思うが、推進するのでしょうか。その場合、どんな事業者を想定しているのか、そして、図書館、保育園のPFI適用はどんな想定をしているのか、お尋ねします。

次にPFIもその1項目になっている公共施設等総合管理計画について質問します。バブル期に集中的に整備された公共施設が、いま老朽化し施設の更新時期をむかえています。少子高齢化により財政状況が厳しくなっているなかで、たくさんの施設を維持・管理していくことは、これまでどおりにはいきません。そのため、公共施設の管理について発想の転換が求められ、施設の統廃合・再配置・更新を含む『総合的かつ計画的』な管理計画を策定する必要がでてきた、というのが公共施設総合管理計画の策定であると思います。この計画で対象となる施設は、

各地域の集会所やスポーツ施設、学校、保育園、消防器具庫、公営住宅などであり、また、道路、橋、上下水道などのインフラ施設も含まれています。それは、町民生活に大きく影響するものばかりであります。しかし、住民説明会は参加者が少なく、この計画について知っている住民はほとんどいません。重要な計画が町民の知らない間に進められていくというおそれがあります。説明会の参加状況からすると、住民に十分な説明をしたことになってはいませんが、このままスケジュールどおりに計画策定に進んでいくのか、お尋ねします。

次に施設類型ごとの管理基本方針についてお聞きします。「地区移譲」とする施設が多数にのぼるが、費用が区負担になるとすれば住民負担が増えることになります。増税や行政への負担増と何ら変わりがなく、今以上の住民負担を求めるべきではありません。見解を求めます。

奥三河郷土館など3施設を除去する方針ですが、民俗資料館の資料保管スペースは十分でしょうか。

やすらぎの里について民間移譲を検討するとあるが、移譲したとしても維持運営の困難性は変わらないのだから、施設の休廃止につながらないか、お聞きします。

医師住宅の用途変更の問題は、条例を制定したうえで実施するようなので、この質問事項については無しとします。

設楽ダム基本計画の変更およびダム周辺地質調査について質問します。設楽ダム基本計画の変更は建設費用を2,070億円から2,400億円に、工期を2026年まで6年延長するというもので、330億円もの建設費増になっています。消費税改正と物価変動を反映したものと説明されていますが、「ダム再検証」検討の場で他の治水案、つまり河道掘削と霞堤の組み合わせ等色々な案がありましたが、その治水案より20億円安くなるという理由でダム案が採択された経過があります。僅差の事業費の差ですから、もしかすると、ダム案と他の治水案の建設費が現在逆転しているかもしれません。そこで以下について明らかにしていただきたいと思います。

計画変更について町に事前の連絡があったのか。その時、町長の意見は求められなかったのか。

工事費の大幅増について町にはどんな説明があったのか。

そして、計画変更の詳細な内容説明を国交省にこの際求める考えはないか。お尋ねします。

次にダム湖周辺の地質問題ですが、町浦シウキ線の工事現場で市民によって発見された断層について、その延長がダムサイト付近に向かっており、地質専門家の助言を参考にすると活断層の可能性があると報告されています。しかし、そのことは1次調査では見落とされて調査をやらずに終わっています。流域住民の安全やダム基礎地盤の安定性に万全を期すためにも詳細な調査が必要とかがええます。2次調査を中部地整に要請する考えはないか。

以上、お尋ねして第1回目の質問とします。ありがとうございました。

財政課長 はい、それでは財政課の方から公共施設へのPFI適用の検討についてお答えします。1点目のPFI適用についての町の基本的な認識とメリットデメリットについてです。公共施設等は、従来から、その建設や改修、企画や設計、維持管理については事業者に請け負わせて行うのが一般的となっており、それに係る費用については、本来管理者、役場ですが、が負担して実施しております。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」いわゆるPFI法が平成11年7月に制定され、公共施設等の整備から運営、事業資金の負担の全部又は一部までを一括して事業者に委ねることが可能となったと認識しています。

メリットは、事業コストの削減、民間事業者の経営上のノウハウや技術・能力を活用し、質の高い公共サービスの提供が期待されることです。

デメリットについては、PFIにはいくつかの事業方式がありますが、例えば、事業者が施設を所有したまま、公共サービスを提供する方式とした場合は、施設に対する固定資産税が発生します。また、公共施設の整備等に係る事業者のコストが、役場から支払われるサービス購入料によって全額回収される方式とした場合、建設等に係る費用の借入れは事業者が民間ということから起債対象ではないので、民間資金を活用することとなり、役場が借入をする場合よりも金利が高くなる場合もあることが想定されます。ほかでは、事業者が公共施設等運営権利制度により施設を運営する権利を役場から与えられた場合などにおいては、建設、改修等に要した費用を利用料金によって回収することとなりますので、これまでよりも高い利用料を設定される場合があることが想定されます。

次にPFIはリスクもあり導入については議論を十分に尽くすべきだと思うがどうかについてです。リスクに対する十分な議論についてお答えします。事業者と協定等の締結時点では、事業の実施期間中に発生する可能性のある事故、需要の変動、天災、物価の上昇等の経済状況の変化などを正確には予測できません。これらが顕著になった場合、事業に要する支出または事業から得られる収入が影響を受け、大きな損失が発生する可能性、いわゆるリスクが生じます。従来方式では、役場がリスク負担、若しくはリスクが顕著になった時点で、役場、事業者の協議によることとしていましたが、PFI方式では、「リスクを最もよく管理することができる者がそのリスクを分担する。」との考え方に基づいて、リスクが顕著になった場合の追加的支出の分担を含む措置について、事前に協定等において役場と事業者が具体的かつ明確に分担することとなります。

町の公共施設はPFIに馴染まないと思うが推進するのか。また、どんな事業者を想定しているのか。図書館、保育園のPFI適用はどんな想定をしているかについてお答えします。施設利用者が少なく、利用料収入と施設の維持管理費用の関係から、設楽町におけるPFIの導入は難しいものと考えますが、施設の複合化等に伴う維持・管理・運営手法について大幅に見直すなどにより、PFIの適用を検討することは必要と考えます。また、今後、つぐ高原グリーンパークやアグリステーションな

ぐら等、観光施設の更新にあたって、PFI適用の可能性を検討することも必要と考えます。事業者としては、建設から施設の運営、資金調達まで一括して行う大手企業だけでなく、例えば近隣や地元の建設業者や運営企画ができる事業者などによる共同企業体が新会社を設立し、建設・運営・管理にあたることも可能なことから、そういった特定目的会社の設立も視野に入りたいと考えます。なお、図書館、保育園のPFI適用については、利用者の規模から採算制は望めませんので、ほかの施設との複合化等の視点で可能性を検討すべきと考えます。

次に公共施設等総合管理計画についてお答えします。1点目の住民説明会は参加者が少なく、住民に十分な説明をしたことにならない。このままスケジュールどおりに進めていいのか。についてですが、12月中に公共施設等総合管理計画の「概要版」と地区ごとにまとめた施設の「2次評価」をお示しする資料を作成し、区長さんを通じて組内等へ回覧するとともに、電話とか窓口において御意見をいただくことができるよう、現在準備を進めています。

2点目、「地区移譲」とする施設が多数にのぼるが、費用が区負担になるとすれば住民負担が増えることになる。増税や行政への負担増と何ら変わりがなく、いま以上の住民負担を求めるべきではない、についてです。「地区移譲」とするのは、それぞれの地域における同じような施設のあり方、またその維持管理方法、設置数等を平準化することを目的としています。該当地域の住民負担を上げることではありません。議員御承知のとおり、今後多くの施設の老朽化が進む中で、その全てを維持・管理していくためには大きな財政負担が生じ、他の住民サービスへの投資に影響を及ぼすことは明らかです。このため、住民の皆様の御理解をいただきながら、公共施設の最適化を図り、継続的な行政サービスの提供と、今後予測される行政需要に対し、的確な財政配分ができるよう計画を策定するものであります。

3番目、奥三河郷土館など3施設を除去する方針だが、民俗資料館の資料保管スペースは十分か、についてです。これについては現在、歴史民俗資料館建設事業の中で資料の調査、整理をしております。この作業を経て、展示や保存の方法など検討されていくこととなります。

4点目、やすらぎの里について民間移譲を検討するとあるが、移譲したとしても維持運営の困難性は変わらないのだから、施設の休廃止につながらないか。についてです。総合管理計画においては、施設運営を効率化する観点から民間移譲について検討することとしています。今後も施設利用者のニーズを把握しながら、サービスを継続できるようにしないとはいけませんので、その運営方法などについて検討する必要があると考えます。財政課からは以上です。

企画ダム対策課長 設楽ダム基本計画の変更及びダム周辺地質調査についての御質問の中、1番目です。計画変更について町へ事前連絡があったか。町長の意見は求められなかったか。という質問でございます。計画変更につきましては、町へ事前に情報提供を受けており、基本計画の変更手続きについて、特定多目的ダム

法に基づき、適正な手続きにより告示されております。なお、法律上の手続きでは、地元市町村長の意見を求められる規定にはなっていません。

2番目の工事費の大幅増について、町へどんな説明があったか。という質問であります。変更内容については、これまで随時行ってきている精査の結果を反映したもので、物価変動・消費税率改正による増、工期延長に伴う事務費の増、ダム検証において事業内容を精査したことによる減を反映した結果、約330億円の増となったと聞いております。

3番目の計画変更の詳細な説明を国土交通省へ求める考えはないか。という質問であります。基本計画の変更については、ダム建設事業者である国土交通省の責任において、適正な手続きがされておるものというものであり、関係知事の意見照会、関係行政機関との協議を経て、変更したものであると考えておりまして、その内容については、説明は受けたと判断しています。

2番目の断層に係る2次調査を要請する考えはないかという質問であります。国土交通省から聞きますと、指針等に基づく2次調査は、ダム敷近傍に第四紀断層またはその疑いのある線状模様が見つかった場合に行うものであり、設楽ダムではそのような第四紀断層や線状模様が無いことを確認していると聞いています。また、これまでの調査範囲においても、御指摘の断層も含んだ範囲で指針等に基づいた調査を行っており、御指摘の断層近傍では第四紀断層の疑いのある痕跡を示す線状模様は、確認されていないと聞いております。地質などの調査については、ダム建設事業者である国土交通省の責任において実施されるものであると考えています。

10 田中 まず財政課長にお尋ねをします。まずその第1点のリスクがあるかどうか、の点について半ばお認めをされておる訳ですが、あくまでも課長が評価する方向で答弁をされておると思います。しかしいろいろ全国的に見ますと先ほども質問で述べましたけど、様々に破綻や失敗の例があります。先ほど紹介した仙台市のPFI事業では、スパパーク松森というゴミ焼却熱を利用した温水プールが建設された。閉館からわずか1か月の2005年宮城沖地震ですね。ここでプールの天井が崩落する事故が起きると、あり得ない事故であります。多数の利用者が重傷を負った。こういう深刻な事故が起きた訳であります。手抜き事故を見抜けなかったことが原因でした。こういう弱点がある訳であります。また、旭化成の杭打ち偽装問題というのがありますが、これもPFIでやられた事業でありました。高知県高知市では高知医療センターの建設、管理を当初はPFI事業として開始しました。ところが材料費を安くして医療収入の23.4パーセントにすると約束して落札したのに大赤字を繰り返して契約解除となって行政の直営となりました。PFI法ではいろいろなリスク解除の方策も述べられているようですが、実際はこうなっていると。更に滋賀県の野洲市ではPFI事業として市立の野洲小学校と野洲幼稚園について、増改築と清掃などの施設の維持管理をしていた。しかし通常の学校の10倍以上のコストがかかったために2011年に委託契約

を解除したと。この他福岡市のタラソ福岡というところ。北九州市のひびきコンテナターミナル。それから先ほど挙げました名古屋市名古屋港のイタリア村などが経営破綻等々の例がありまして、こういうことなんで先ほども紹介しましたけどもこのPFI事業というのは減少傾向にある訳です。ところがPPPPFIの改革に向けたアクションプランというのが出されまして、このプランで10年間で12兆円規模に及ぶ事業を推進するとしておりまして、実は課長がこれを肯定的に言うのは、このアクションプランがあってそれに拘束されているからだと思うんですけども、しかしアクションプランそのものがかなり楽天的にPFI事業の将来を描いておる訳ですが、本当にこれのPFI事業アクションプランに基づくPFI事業に追随していいのかというふうに思うんですがその点について課長の考えを聞きたいと思います。課長というよりも町の考えをお示してください。どうでしょうか。

財政課長 まずリスクの関係なんですけども、確かにその名古屋のイタリア村なんかは万博景気で開設当初はものすごい入場者数が多くてですね、それからどんどん入場者が減って経営破綻になったというふうに聞いております。先ほども答弁の中で申し上げましたが、リスクを誰が背負うのかっていうので丸投げしてしまった結果そういうことになることが非常に多くあるかと思っておりますので、もしそのPFI導入するんであればそういったリスク管理を誰が管理するのか。役場がどれだけ、事業者がどれだけ、のようなことはきっちりやっていかないと、それこそ破綻しちゃったりとかなってしまうと思います。それからアクションプランに追随していうことですが、確かに総務省の方から公共施設等総合管理計画の策定の要請が出たときにPFI、PPP導入を検討しなさいということが要項の方には入っております。その結果当町の方の計画でももしこれが導入すべきものが公共施設あればですね、検討すべきということでこの計画で推進するというふうには謳っておりません。ただその可能性について検討することは先ほども答弁で述べましたように、観光施設ですね、グリーンパークとかアグリステーションなぐらとかそういったものは料金収入で十分に経営を賄っていける部分がございますので、そういった施設については検討してもいいんじゃないかと私は思っております。

10 田中 そうすると基本計画にPFI適用の検討をするという施設として列記されていますね。その施設については全て検討する訳では無くてその中で複合化が可能なものはやれる可能性があるとか、そういう考えですか。

財政課長 計画の中ではそういった検討が予想される施設を列挙してありまして、実際に検討はこれから29年からはじまります再編計画、いわゆる個別計画なんですけど、そちらの方でまた計画を練っていきますので、その中でPFIとかPPPの方が検討すべきであるというようなものがありましたら、検討するということがあります。

10 田中 そうすると公共施設管理計画のPFI事業についての章のですね、いろいろ書いてありますけども、あれは額面通りではないというふうに受け取ってよろし

いんでしょうか。つまりコンサルが書いたやつを財政課長がきちんと目を通してなかったというふうに理解してよろしいでしょうか。

財政課長 目はきちんと通しております。今回計画の方に記述してある内容で私は十分であると判断しました。

10 田中 ちょっと質問を変えますけども、あの私、保育園のことについて、民営化のことについてかつて聞いたことがあります。この議会で、2010年平成22年ですが、9月定例議会で子ども子育て新システムが当時やられようとしている中での答弁で、町は次のように答えています。ちょっと読み上げます。議事録です。新制度の保育所サービスでは、様々なサービスメニューが示されていますが、先ほど説明しましたように、その多くは民間事業者が多く存在する都市部の状況を想定して示されていることが多いとの印象を強く持っています。本町のような集落が分散する山間地においては小規模でありながら、自治体としての責任をもって、子どもの成長のため、安全安心な環境を整え、できる限り多様なニーズに応えるためには市町村の関与の下、給付という形態の民間事業者が保育所を運営するという新制度は無理が生じますので、新たな保育制度が導入されたとしても、市町村の責務を明確にして、ニーズに応じたサービスメニューを取り入れつつ、子どもや保護者が不安を感じないよう、市町村が主体的に自治体の責務として健全に公立保育所を堅持し、保育所運営に関わるのが大切だと思います。極めてまっとうな答弁だと思いますが、少しそれますが町民課長、今読み上げた答弁についてどう考えますか。

町民課長 議会答弁のとおりであると思いますし、現在もそのように運営をしていると、そう考えております。

10 田中 財政課長はこのような町としての姿勢を今回転換を考えているように思える。そこまで言うところちょっとあれですかね。転換することもあるというか、やればやりたいというふうに考えているんでしょうか。

財政課長 先ほどの答弁でも申し上げたとおり、保育園とか図書館とかは、PFIは導入があまり向いていないとお答えしたと思っておりますが。

10 田中 それでは確認しますけども、結論としてですね、PFIの検討は必須だけれども、実施に移すことは必須では無い、というふうに理解してよろしいですか。

財政課長 検討は必須ではありますが、それによって推進するとかそういうことは計画の中で謳っているつもりはありません。

10 田中 それでは第2問の総合管理計画そのものの、全体の総合管理計画についての再質問です。すいません、ここの質問の住民説明会についての答弁、よく聞きとれなかったんでもう一度簡潔にお答えいただきたいと思いますが。

財政課長 住民説明会の反省を踏まえてですね、広く皆さんに少しでもここの計画について興味をもっていただきたいということで、今担当の方でこの計画の概要版、年寄りでもわかるだろうなという程度にしかできないかもしれませんが、そういったものと、それと2次評価の内容を各地区ごとに列記した資料ですね。それを

作成しております、それを12月中に区長さんを通じて例えば組単位だとかそういうので回覧していただいて、御意見を紙でも良いんですが、電話でも窓口でもドシドシ意見くださいといった内容で、そういったものを全地区というか町内全域に発送する作業を今進めている最中でありまして、それをもって今度はまたいただいた、住民説明会でいただいた意見とか、今回やっております概要版の方からいただいた意見をまた少し精査しまして、それをまた原案の方に盛り込んでそれからパブリックコメントの方に持っていきたくと、そう考えておりますので、スケジュールの方は3月末策定ということで進めております。

- 10 田中 私はですね、総合管理計画に掲げられている施設がどれもですね、住民生活に大変な影響を与えるものであるというふうに申し上げましたけれども、先ほど課長が周知徹底のためにとる対策はですね、その程度では、住民に対して十分な説明をしたということにはならないと思いますよ。もっとですね、住民説明会なりを顔をつきあわせて、説明して理解を求めるということを是非やる必要があるかと思うんです。それをやらないと結局ね、いくらそういう冊子を作ったとしても、あるいは意見を募集したとしてもですね、なかなか回覧板まわしても読まれないというようなことがあると思います。ですからこれは是非ね、何らかの手を取って時間は掛かりますけれども、住民説明会というのは、もっと大勢の人が参加するような形で是非実践して実行していただきたいと思うんです。スケジュール優先してやるべきではないと思うんですが、如何ですか。

財政課長 スケジュールは3月末策定を変えられませんので、今言われたように膝を交えてやるような集会とかもやりたいんですが、非常に日時的に無理ですので、行政としての誠意をできるだけ示して、皆さんに内容をお知らせしたいということを考えて今回このような周知方法をとることにいたしております。3月末までに策定しないといろいろ国の財政上のいろんな措置とかも受けられなくなってしまうので、それは変えることはできません。ですので29年度からまた作業に入ります再編計画の方で、後の議員の質問の中にもありましたが、地区説明会というのをですね、もっと皆さんに参加して頂けるようなことをいたしまして、公共施設の適正に管理していきたいと考えております。

- 10 田中 今の答弁はわからんでもないが納得できませんねやっぱり。是非住民説明会やっていただきたいというふうに思います。次にダム問題についての基本計画変更についての質問になります。課長の答弁ですと、きちんと聞いているから良いんじゃないかということかと思いますが、そうすると課長や町長は聞いているから何でも変更についてはわかりますね。

企画ダム対策課長 説明を聞いた中での情報ということは承知をしております。

- 10 田中 それでは何でもわかる訳ですから、ちょっと聞いてる範囲で聞きますよ私は。例えば消費税改正と物価変動が反映したもので300億円増えたという説明ですね。じゃあ物価変動分の増額分はいくらですか。

企画ダム対策課長 内訳を聞いております。物価変動消費税改正分の増が約 307 億円。工事延長に伴う事務費の増額分が約 31 億円。ダム検証による事業内容の精査の減が約 8 億円。合計 330 億円です。

10 田中 もう少し詳しい説明があるかと思ったんですが、それしか聞いていない訳ですよね。計画変更する場合に、私も推測でものを言って申し訳ないが、多分ね、そういう積み上げたものがあると思うんです。一つ参考になるのはダム再検証を豊橋でやった、設楽ダム検討の場で示された資料の中でですね、工事費の中のダム費、それから管理設備費、仮設備費、測量設計費、生活再建費これらは物価変動の影響を受けるんですね。そういうものを細かく事業費増減を説明しております。それがこの資料の中にありますけども、こういう積み上げをして事業費がいくらになって増えたという、そういうものがあるはずなんです。そういうものを是非入手していただいて、入手するだけではなくて、議会や町民にも示して頂いて、これこれこういう訳で事業費増になっていきますと。これね、俺んちに関係ないわということではないと思うんですよ。今公共事業っていうのは、なんていうかね、点検だとか再評価をしながら進めていくというのは常識になっていますから。それをやっぱり設楽町についても、設楽町の町民にとっても当然願うことだと思うんです。人件費の上昇がこの変動の主なものとなっているそうでありますが、それも含めましてですね、その詳細について明らかにしてもらおうよう努力していただきたいということでもあります。

それからもう 1 点、最後になりますが、活断層の問題であります。町浦シウキ線の工事現場で発見された断層は東西に延びており、その西側の延長はダムサイト左岸、田口寄りですね、の斜面上部に向かっております。東側の延長は国道 420 号を横切り和市方面に向かっております。2016 年、4 月 25 日 10 時 00 分、マグニチュード 4.2 震度 2 の地震が設楽町にありました。震源の深さ約 40 キロメートル。震源の位置は北緯 35.1 度、統計 137.6 度。これは鹿島山と和市集落の中間地点の少し北側、鹿島の山腹と言っても良いかもしれませんが、相当する位置であります。断層の延長線上で地震が起こったとすると、つまりシウキの工事現場で見つかった断層の延長がその地震の震源と重なるとすると、断層は活断層の可能性が大きいということになります。その一方、その片方の一方は、ダムサイト付近に達していると推定されるのでありますから、これは大変な不安になります。でありますからこの不安解消に努めるのは、ダム建設を認めた責務でありませんか。答弁を求めます。

企画ダム対策課長 地質調査は現在も進められております。そういった確認作業をしております。そういった不安を払拭するというのをやはり事業主体である国土交通省の責務ということで考えております。

10 田中 責任は責任で良いんですが、それを調査を要請するべきじゃありませんか。

企画ダム対策課長 例えば工事事務所の方からそういった非常に危険と広報すべきところがあるということであれば説明を要請致しますし、そういった報告はまだ

受けておりませんので、そういう必要性がありましたら要請するという段階になると思います。

10 田中 ダム工事事務所や中部地方整備局の子分ではないんですから、設楽町としての主体的な立場で是非このダム問題に当たって欲しい。地質問題重視してですね、市民団体が言ってることにも耳傾けて、不安解消の努力をしていただきたいということを最後にもう1度お願いして、時間になりましたので私の質問を終わります。

議長 これで田中邦利くんの質問を終わります。お諮りをします。休憩をとりたいと思いますけれども異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 10時25分まで休憩としたいと思います。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に4番夏目忠昭くんの質問を許します。

4 夏目 それではわたしからは、議長のお許しをいただきましたので、本壇より第1回目の質問をさせていただきます。私の方からは2点予め提出させていただいております。一つは空き家活用補充施策の現状について。もう一つはチップ工場の誘致についてという議題でございます。

まず空き家活用移住施策の現状につきまして。この施策は、平成28年度の主要施策として、また、設楽町の将来を見通す重要施策として導入実施されました。しかし、その後は町民への現状中間報告も無く、町全体の重要施策としての盛り上げるPR活動も無いので、町民から忘れ去られようとしています。この計画は毎年10世帯、約30人の移住者を確保し、消滅町からの脱却を図ろうとするならば、積極的な町民への、また、町外への浸透PR活動は必須です。このような観点から次

の点についてお伺い致します。

一つ、28年度の町民へのと町外へのPR活動の実績

二つ、4地区ごとの、要するに設楽町を四つに分担しまして、津具、名倉、田口、清嶺その4地区ごとの推進母体がございますけれども、そういうような移住定住の推進母体の活動実態と現状実績についてお伺いします。

3番目、11月27日の中日新聞記事の名倉、西納庫地区の住民の交流拠点づくりの内容についての記事が載っておりましたが、その内容について詳細な状況報告をお願いします。

4番目、設楽町総合戦略に基づく、将来人口3千人の町を町民の皆さんは望んでいません。要するに空き家活用移住施策以外の町活性化計画を検討し、町を活性化して欲しいという声が聞かれます。現在は移住定住政策が主体でございますが、そういうような移住施策の他に現在総合計画を策定しておりますので、そういうような活性化計画があればその内容をお聞きします。

2番目のチップ工場の誘致についてお伺いします。現在、清嶺地区において「佐合木材」という会社が「移動式チップ製造」を実施しているとのことですが、その活動内容をお聞きします。将来、ダム水没地域の伐採が始まった場合を想定し、「移動式チップ製造」では設楽町に実利が無いと思われるが、その対応をお聞きします。要するに移動式でございますと当町の方に事務所、または工場が無ければですね、その法人についての住民法人税なり、またはチップの取引をした場合に、消費税、要するに消費税の取引の管轄区が新城管内ではなくなります。佐合木材は美濃加茂市の方からこちらの方に来ているとお伺いしておりますけれども、実質的にそういうような法人住民税だとかの課税、それから消費税の取引に対する課税、そういうものが最終的には地方消費税交付金に繋がってきまして、当町の方には回ってきませんのでその実利はないと思われる。その対応をお聞きします。

また、設楽町森林組合が提唱している「皆伐運搬費補助金制度」を導入しチップ工場の誘致に繋げてはどうかと思うが、この提案についてのお考えをお聞きします。最後の皆伐補助金につきましてはいろいろとございますがあえてチップ工場との関連でこのような考えをお聞きするものでございます。これにて本壇での第1回目の答弁を終わります。

企画ダム対策課長 まず空き家活用の移住施策の現状についてであります。まず一つ目、28年度の町民、町外へのPR活動への実績という質問であります。まず広報したら6月号と7月号で、移住定住推進室の仕事を中心として4地区の取組と、空き家見学会の概要、若者世帯を応援する居住施策を中心とした内容をお知らせしております。それから11月現在、空き家バンクを利用して、移住が決定した方が3世帯、三都橋（1人）、津具（1人）清崎（1世帯で5人家族で1）の方々が決定しております。既に一部は居住をしております。その内容は「移住定住かわら版」の12月で、町民向けに紹介していく予定であります。また広報などを使って紹介をしていく予定でもあります。イベントとしましては、平成28年の6月に町民向けで地方創生セミナー「地方中小企業が人材で勝てる方法について」ということで、町内企業の人材募集の効果的なやり方を勉強しました。また、29年2月には、4地区の移住定住協議会の皆さんを中心として、町民の皆さんへ住民協働に関してのまちづくりシンポジウムを開催する予定であります。

町外向けのPRとしましては、来年1月、名古屋で企業展へ出展。同じく1月に、東京で地域おこし協力隊を募集するため移住交流フェアへ参加をいたします。2月、名古屋で子育て世代へアピールするため、ハッピーママフェスタというところへ出店をいたします。3月、名古屋で移住フェアへ出店をする予定ということで計画をしております。

2番目の4地区の活動概要であります。本年3月に策定をいたしました総合戦略に基づき、町内4小学校区をベースに、4地区で移住定住をテーマにした住民組織が立ち上がりました。

まず田口地区は、若者と地区有志を中心として、若者の活動を年配者が協力支援するという形を取り、移住定住対策も含め、まず田口地区の活性化について話し合いが進められています。

清嶺地区では、7行政区を単位として、行政区の役員さん、若者有志で部会を構成し、移住定住対策のほか、地域活性化対策も含め会議を進めています。

名倉地区は、新旧区長と若者有志、営農推進協議会、PTA、NPO 組織、未就園児の会などで構成し、現在アンケート調査で地区の状況把握を進めています。

津具地区は、地区の有志が推進委員となり、空き家部会、広報部会など6部会で8月に空き家見学会などを実施し、取組を進めております。

3番目の11月27日の中日新聞の記事の内容であります。これは4地区で進めている移住定住の協議会とは別のものでありまして、「名倉を楽しく元気にする会」という活動であります。町の取組とは接点はございませんが、独自に空き家対策を進めているということで聞いております。

4番目の総合戦略の中で空き家対策事業以外には、まずは「仕事づくり」と致しまして無料職業相談所の開設をいたしました。それから「事業所の人材確保の支援」ということで、町の企業が出展して従業員採用が出来るように支援するため、企業展へ出展をいたします。それから田口高校でお仕事フェアということで開催をする予定であります。田口高校生の就職支援の事業であります。それから「移住定住の情報発信」としましては、移住の手引き書であります移住ノートというのを現在作成中であります。それから移住定住用ホームページを現在これも作成中であります。「若者定住施策」としましては、1坪1万円の宅地分譲事業、それから500万円を上限とする若者新築補助制度を現在進めておりまして実績をあげております。前の質問にありました4地区の活動が進められることにより、少しずつではありますが、移住の成果が出始めており、活動の実績を広く知っていただくということが町の活性化につながっていくものと考えております。

次のチップ工場の誘致についての質問でございます。現在、佐合木材の活動概要を聞き取っておりますので報告をいたします。場所は田峯字鷹野、出来山鉦山段戸工場の跡地で、現在は原木や枝葉のチップの材料を集めている最中でありませす。平成29年度の前半を目処に事務所を設置し、数人の雇用を確保できるということを聞いています。事業の形態から推測しますと、法人町民税の対象事業所であると判断できます。木材の原料は、国有林や奥三河の民有林、岐阜県南部からも集材見込みと聞いております。またチップの出荷先としては、岐阜県内、愛知県半田市、豊橋市の熱利用発電施設へ供給する予定と聞いております。

それから現在大型車両の重量計を設置するという申請をしているところでありませす。チップにする機械は移動式とは聞いてはおりますけれども、かなり大型で頻繁に移動して操業するものではないと聞いております。夏目議員が言われる工場という形態には、やはり基礎のあるような施設ということで、先ほど言いまし

た大型の重量計ですとか、屋根のあるストックヤードということで予定をしておるようでございます。11月15日に発足した東三河森林活用協議会へは本企業も入会のご意思表示がされておりまして、この協議会の設立趣旨にそって協力体制が図られるものということで考えております。

産業課長 産業課からは「皆伐運搬費補助金制度」の導入についてお答えさせていただきます。設楽森林組合からは「循環型林業に対する助成に関する要望書」を、また、北設の3森林組合や、奥三河木材協同組合からなる北設林材業協議会からは「北設楽地域における林業振興に関する要望書」におきまして、循環型林業推進に関する要望をいただいているところです。これまでの林業は、戦後に植栽された森林の間伐を主体に進めてきましたが、現在、森林資源が充実してきたことから、本格的な利用期を迎えた森林資源を活用して今後増加が見込まれる木材需要に対応するため、町としましても「収穫する→使う→植える→育てる」の循環型林業を推進することを考えております。現在、循環型林業事業につきましても、愛知県から主伐に対して300千円/ha、獣害対策に対しまして2,078千円/haの補助金が交付され、また、植栽や間伐に対しても別の造林補助金が交付され、大変手厚いものとなっておりますが、本年度に町内で計画されました3団地、3.23haに対しまして、実際に行われたのは津具地区で1団地、0.55haとなってしまうと県から聞いています。できなかった主な原因としては、伐採の収支見積もりを行ったところ、伐採、搬出だけで赤字になってしまう。もしくは植栽に係る費用が捻出できない程度の収入であったため、今回の事業化を見送ったものであるということです。この事業につきましても、今年度からモデル事業としてデータ収集を始めたばかりでございますので、まだ事業の実態がつかめていないのが実情でございます。そのため、今年度の事業結果を県と共に精査して、町としてどのような支援が必要か検討していきたいと考えております。また、現在、少ないながら主伐を行っている山林や間伐材搬出補助を受けて間伐を実施した山林を見ましても、現道沿いしか行われていない状況から、一時的に主伐に運搬費を補助しても、将来的な植栽などの造林への費用負担を考えると、奥地での主伐が大きく増加するとは考えにくい状況でございます。特に経費の掛かる奥地での主伐を進めていくためには将来にわたって進められる植栽や下刈り、間伐をできるだけ少額の投資で行うことができるように施業機械や管理用の軽トラックが入ることができる程度の道、つまり基盤整備が最重要であるとも考えております。今までの主伐では、収入になるA材、B材のみの搬出でしたが、このことにより現地に放置されていたC材やD材の低資質材の搬出が増え、それを使用する民間チップ工場等の進出につながり、山主の収入増にもつながっていくものと考えています。山主や森林組合と相談をして基盤整備に努めていきたいと考えています。以上です。

4 夏目 まず空き家利用移住施策の現状の方についてお伺いします。先ほど1番目の28年度の町民へのと、それから町外へのPR活動の実績について縷々説明がござ

いましたが、特にですね、設楽町の方がそういう空き家政策を実施している、またストックとしてこういうものがある、というようなものを町外に発信する場合に、ホームページだけでよろしいのか。それともある程度、まあ一つのこれは提案なんですけども、都市を絞って、そちらの方の自治体と協力を願ってある種の、なんと言いますか、当町の空き家施策の概要を書いたチラシのようなものを、ある種の自治体の組織を通じて配るとか、それから自治体の、その要するに外の方のですね、依頼する自治体の方のホームページの方にも掲載していただくとか、いろいろと新聞等にそのような設楽町の移住政策の概要、それから住みやすい町づくり、子育てやなんかの全般的な情報を、そこにお渡ししながら、こちらの方に来ていただきやすいような情報提供というような方法も考えられるんじゃないかと思うんですけども、先ほどでは町外の方、町内の方にはいろいろありますけども、町外の方では各種イベントだとかそれからホームページへの掲載だけで済んでおりまして、もう少し1歩踏み出した、例えば的を絞った、名古屋市なら名古屋市、浜松市なら浜松市、どちらでも結構なんですけども、そういうようなもののPR先を絞って、そちらの方の自治体と共同しながらですね、そちらの方の自治体の組織を使ってチラシを配るとか、そちらの方の自治体のホームページに載せてもらうとか、またはそちらの方の自治体のよく見られる地元紙への設楽町の空き家移住政策の概要、それから住みやすい町づくりの町全般の施策等を、新聞等で掲載してPRするとか、そういうような方法も考えられますが、まずその町外へのPR活動についてどのようにこれから考えているのか、その点を一つお伺いします。

それから2番目に、先ほど実績としましては三都橋、津具、清嶺各1戸ずつ空き家の方の移住者の結果があったと、要するに3戸あったということなんですけども、今年の4月からはじまって12月まで、もう既に12分の9、9か月。あと残り3か月が過ぎた段階なんですけども、本年度、平成29年度の中でその計画どおり、毎年10世帯30人の移住、これが現時点で可能なのかどうか。その辺のところをお伺いします。それともう一つは設楽町の4地区ごとの活動の中で、どの程度空き家を掘り起こして、空き家登録ですね。町の方の空き家登録にされているのか。そのストック、実態のところの数字もお聞きしますので、その3点をよろしくお願ひします。

企画ダム対策課長 町外へのPRということで他の市町村へとかそういった友好的なところでピンポイントで広報をしたらどうかという提案でございますけども、全国これ競争です今。他の市町村へ持って行って設楽町を宣伝してくださいってのは私は不可能だと思っています。ですけども、やはり人が集まる場所、やはり需要のあるところへ持っていくというのが、まず食いついていただけたところだと思っておりますので、大きな移住定住フェアですとか、例えば東京で設楽町単独でフェアをしますとか、例えば東三河っていうのですと、やっぱり身内でパ

イを奪いあうだけですので、やはり大都市圏へ打って出るということで考えております。他の自治体を使ってというのはあまり想定をしておりません。

それから今年度10世帯可能であるかというところでございますが、3世帯は契約が済んだというところですけども、この3か月どうやって追い込んで10まで持っていくかというところは微妙なところがありますけども、問い合わせですとか契約になる寸前みたいなどころまでは話は来ておりますので、10世帯まで頑張るといえるところではありますけども、楽々クリアという程の楽観はしておりませんが、可能性があるかといえ、問い合わせについてしっかり対応してそこまで持って行きたいというところであり、空き家のストックについてはちょっと時間をください。

- 4 夏目 今の御答弁でだいたいわかりますけども、空き家の移住施策につきましては全国の各自治体を実施しておるところです。要するに高野先生もそういうようなことを前提にしながら、設楽町の各4組織についての説明をなされたところというふうに記憶しておりますが、ただ全国的に見ても、課長が先ほど言われたみたいに人口増加の都市圏がございます。それはやはり東京圏、名古屋圏、大阪圏、それからあと福岡圏の方でも確かそうだったと思いますけども、そういうようなところに絞ってこちらの方の施策をですね、自治体を通じながらチラシを配るとか、それから新聞等の活用でこちらの方の住民に方々にこちらの方に移住してもらおうと、というような活動も必要じゃないかと思っておりますけども、そこらへんを積極的にですね、やりながらそれはもう一つのインパクトを与えるという意味合いで、PR活動先を絞ってやることによって他の全国的な新聞紙に載せてもらう可能性もなきにしもあらずですので、自治体はそのユニークな広報活動をしているという意味合いからですね、インパクトを与えるような、PR活動先をしぼったユニークなPR活動をしてほしい。こういう感覚でものを言っておるんですけども、その辺についてもう1度答弁をお願いします。

それからもう一つ、現在先ほどの課長の答弁では3世帯が移住して、まだ後、数戸くらいは可能性があると言うような御答弁でしたけども、何戸くらいあるのか、その辺のところの見通しは、現在感覚的に持っているってあると思っておりますけども、そういうようなところもちょっとお聞きします。

それともう一つ、現在こちらの方に三都橋1件、津具1件、清嶺1件に来られた方々の職業、これはですね、どういう職業に就かれた方か、また設楽町に来てどっかへ通勤しているとか、手持ちの技、例えば芸術活動をされて生活されておるとか、それから自分で事業所を開いてやっているとか、そういうような職業分析やなんかもしているのか。それと何をもってこの設楽町にこちらの方に移住を決断して、そういうような空き家を見る活動をしたのか。要するにきっかけやなんかも分析しながらですね、これからの方に繋げていくということが必要じゃないかと思うんですね。そのきっかけを知るためにもその三つのこちらにきた世帯についての分析、要するに今何をやられて何をもって設楽町の移住施策を知って

空き家を見て、そしてどういう条件で設楽町の方に実際に移住したんだという、その結果の分析やなんかは、これから先に繋がることかと思しますので、その辺を十分にやりながら将来の見通し、要するに今年だけで済む問題じゃない。10年間毎年10世帯30人の移住を繋げるということになりますと、実際にその4地区で活動している地区の空き家がどの程度発生するかくらいの予測をたてないのですね、活動ができないかと思しますので、そこらへんまで繋げてほしいと思いますけども、その点についてお伺いします。

企画ダム対策課長 まず最初のユニークな活動というかインパクトのあるPRということですけども、先ほど言いましたように、設楽町移住定住施策についてはちょっと出遅れ感、他の市町村と比べると出遅れ感はあります。逆に遅れ感ということは他の市町村の良いところを利用できるというところがございます。そういったところを情報収集しながら、新しい役場の仕事みたいなどころがありますので、効果的な方法というのを情報を取り入れながら、そこで設楽町の強み、持ち味をPRしていくという方向で今考えております。それが具体的に何かっていうのはやはりその場その場で対応していくというところもありますので、どれって言うわけではございません。

それから問い合わせの数といいますか、現在水面下になる数でございますけども、世帯ですとやはり決断するのに時間がかかるというところがございます。問い合わせにつきましては私の感覚的に言いますと5、6件というところがございますが、ここで実績に入ってきた三都橋、津具の方は単身でございまして、職業がある程度、三都橋の方はもう既に設計業務の建築設計をやっておられる方に職があります。それから津具の方もある程度手に職が既にあるというような状況ですので、こちらへ来て職を探すというところではなく、ある程度条件が整った人っていうところがあります。単身世帯であって手に職があったというところで早く決まったという条件があります。望むところは例えば清崎の世帯持ちみたいな人ですけども、そういった方はやっぱり子どもの学校のことですとか、世帯全体の条件を整えながらきますので、ある程度決断するのに時間がかかると、そこは町の方でいろいろ心配を取り去りながら一つ一つ課題を解決していった契約にこぎ着けるというところがありますので、世帯の方はやはりそういった時間がかかるというところでもあります。きっかけですけども、やはり事前に設楽町を知っておったというところがありました。単身のお二人は、津具の方は見学会に出られた方というところもありました。やはり見学会っていうのが重要な決め手となるというところがあります。清崎の5人の方は端的なところを言うと奥さんがイタリアの方というところがありまして、やはりこの設楽町というか、新城市くらいでいろいろ活動をされておった方ということを知っています。ある程度その奥で、その家の情報を見ながら決めてきたというところがあります。まだ職業は確定をしておりませんが、芸術系の仕事をするということを知っています。以上であります。

4 夏目 その3世帯の方なんですけども、要するにどういう情報から実際の空き家を見に来たり、それからこちらの方にアタックするような情報源、そういうようなものは調査されていますか。

企画ダム対策課長 先ほどの空き家バンクの登録でございますけども、現在19件あります。その内3件が交渉中というところがあります。問い合わせを含めるとこれ以上あるというところがございます。それから空き家バンク以外に登録をされたというのが1件清崎でございます。それから先ほどのきっかけを調査してというところが、もちろん設楽町で決めてになったものは何かというのがこれから私たちのこの施策を推進するために非常に大きな材料になってきます。そうはいつでも非常にこの個別の事例っていうのがあります。今3件4件ですけども、やっぱりそういったところを数が重なってくるとどういったところにPRをしていかってというところの重点を置く部分を絞ることができます。今回はたまたま単身の人である程度手に職があったっていう好条件はありますけども、数重ねてきた時にそういったきっかけを良く分析して、今後の対策に活かしていくっていうのが、そういう考え方でいく予定であります。情報源でございますが、まず設楽町に電話問い合わせはあったというところと、それからたまたま、今回総合戦略の事業を進めておる中の、たまたまグループの1人であったという方がおられました。それから清崎の方はやはり設楽町のホームページとかそういったところからアクセスされとるということを聞いております。

4 夏目 いろいろありがとうございます。現在空き家登録が19件あると今御報告がありましたので心強くは思っておりますが、19件そのものが全部成功するという確証も無い訳でして、これからもっと掘り起こしをする必要があるというふうに感じておりますが、先ほどの4地区の活動実態を見てみますと、若者の活動を助けながらそういうような空き家バンクの活動もしていくというところが、だいたい4地区とも同じだろうと思うんですね。で、問題は実際に例えばですね、町の方が把握しておって、これとこれの空き家があって要するにこれはもう固定資産台帳なり住民基本なり情報でこの家が空いてますよという情報を地区に下ろしながら、その地区が役員会でも開いてそこの持ち主にアタックして説得し登録していただくという手法も考えられるわけですけども、そうしますと町のお持ちの情報を各4地区の方に流しておるかおらないのか。住民基本台帳なり固定資産台帳なりの情報から得たそういうような情報を流しているのか。要するに積極的に活動を促す場合には、町と住民との協働が必要になってくる訳ですね。そうするとそういうような情報やなんかは、こういうような空き家があるよと実態から見ればこれはそういう情報を流しても良いんじゃないかと思うんですけども、そういうような情報を流しながら、なおかつ今度は職員、設楽町としての職員がその4地区に対してどのように補う活動をしているのか。指導って言っちゃいかんですけども、なるべく活動が活発になるような支援体制をしているのか、その辺のところをお伺いします

企画ダム対策課長 町の情報と申しましても個人情報に係るものは出しておりません。それが無いからといって発掘はできないということではなくて、その辺が地域の力。地域の皆さんが持っている、例えば親戚とかいろいろな繋がりで、まずは家の外観ですとか、ちょっとした知り合い捜し親戚捜し。ほとんどそういう情報が地元にありますので、町の情報をそこへ組み込むというその個人情報のことはできませんのでやっておりません。それから他の町の職員ということですが、もちろん移住定住推進室を中心にやっておりますけども、地区の協議会へ課長職員を1人付け、調整に当たるっていうことで行っております。その他には行政区の支援員っていう制度もございますけども、それが今活動として直結してはおりませんけども、今後そういった区で、行政区で活動が進めばそういった支援員の制度も利用していくということは考えられます。

4 夏目 だいたい町の方やそれから4地区の活動が浮き彫りになってきましたのでこれはこれで終わります。ただ先ほどの企画ダム対策課長、若者定住の件で坪1万円、確か12区画あったと思うんですけども、これが現在どの程度処理されているのか、その実態をお聞きします。

それとそれから町の職員で課長級1人はりつけるということなんですけども、空き家がこれから発生するであろうというところで各地区の活動を補填するような職員と、それから補助制度的なものは要するに各4地区の推進母体ですね、やる気を持たせるような支援制度的なものが考えられないかと思うんですけども、その辺のところのお考え、要するに若者の一坪の1万円の現在の状況、要するに処理状況とそれから組織に対する支援体制、そういうようなものについてをお聞きします。

企画ダム対策課長 坪1万円の制度については5件の契約があります。12分の5であります。

それから他の地区の支援でございますが、金銭的には1地区20万円を予算取って行っております。金銭的、それから人的というのが先ほど1人の課長をっていうところですけども、やはりそれが先ほど言いました集落支援の方へ繋がっていけば、そういった活動でやるというところで人的には今のところはその部分で対応しております。

4 夏目 若者の方の定住の方の12分の5なんですけれども、それは全て町外からこちらの方に来たなのか、その辺の5件の内訳をお聞きします。

企画ダム対策課長 5のうち町外は2であります。

4 夏目 若者につきましてはまあこの辺にしたいと思っておりますけども、2件、ということは要するに3件分が町内からの移転ということで確認しますけどよろしいですか。

それからもう1個、名倉地区の西納庫ですけども、名倉を楽しくする元気の会。こちらの方は神野教育財団、豊橋ですけども、これの2016年度の助成対象に選ばれているとこういうふうに記事では書いてあります。これがその目的としては

交流施設として掘り起こすということなんですけども、この施設に対しては設楽町の方は補助制度は活用されているかどうか、その辺も確認します。

企画ダム対策課長 代表者の金田さんへ伺いました。町との接点があつたはあつたありませんので町を經由した補助金では無いということと、それから神野教育財団も単独個別で申請をして16万円の補助をいただくということをお願いしております。

4 夏目 それから次にチップ工場の方の誘致に移ります。これは先ほど29年度の前半位で事務所を設置すると、それから後、大型車両重量計で工場のチップの処理をするというようなことなんですけども、そこに屋根のあるストックヤードも建設するようです。この大型車両重量計というのがどのようなものなのか、ちょっと説明をお願いします。

企画ダム対策課長 例えば10トンのトラックが自走で秤に載って積んだものを量って空荷で量って、チップとか入庫の重量を量るというものですので、例えば10トントラックの長さの1.5倍くらいあるような長さで、その1.5倍くらいあるような幅を持った重量計というイメージです。

4 夏目 そうしますと29年度前半をもって事務所に設置し、その大型車両重量計のもので、屋根があるストックヤードをもって事業活動をされるという説明でした。そうしますと当然その事務所を構えて貰えるならば、法人の住民法人税は当町は課税することができます、とわたしは思っていますけどできるかどうか。

それからもう一つ消費税についてですね。その何ていいますね、大型重量車両で屋根のついたストックヤードを設置するとすると、その消費税の課税権は新城管内にあるというふうに認識しておりますがそれでよろしいでしょうか確認致します。

財政課長 事務所を構えていただければ法人税の対象にはなりません。で消費税の方も分割法人という形でこちらのように構えて頂ければ、恐らく消費税も新城の税ということになるかと思ひます。

4 夏目 それを聞いて安心した訳なんですけども、将来そのダムの方の補填する木材を利用する。A材B材はそうなんですけども、先ほど言ったC材やそれからチップ、儀容の方まで利用するとすると、取引回数が増えて来ます。そうしますと取引回数が増えれば当然消費税そのものが払われて、こちらの方では地域消費税交付金の対象になりますので、設楽町の一般財源の確保に繋がると。こういうところで私はこの質問をさせて貰った訳なんですけども、これが全部可能であるということになれば、また設楽町の方には朗報であるというふうに思っております。そういうようなものについてですね、先ほどの皆伐運搬費補助制度の方なんですけども、循環型林業を形成する場合には、戦後70年80年の伐期がきている山林について、これを多いにそのまま山の方で立ち木として保存していただければ経済効果上がりませんので、多いに皆伐していただきながら、要するにその戦後直後は何でもかんでも全部山全体を針葉樹、杉檜でやって、生態系を壊すような山林の樹勢の変更までしてしまったということで、循環型林業はそういうものまで考えながら

植生そのものを考えて山の下には松、それからその下には広葉樹、そしてその下には桧杉というような植栽を計画されている訳ですけども、そういうような促進する場合に、この皆伐補助金については先ほど経済産業課長からでありましたけども、県の補助金を貰いながら3団地あったが、実際にされたの1団地だけだと、こういうことです。その辺のところはいろいろと先ほど説明された理由の中で当然にその費用が伐採した場合の収益とその費用が見合わないそういうような実態も出てくるだろうと思いますが、そういうようなものについて、もう少し森林組合の方と共同しながらですね、山林所有者に向けてもう少しPRをしながら皆伐をやって、要するに山林の兆しによってこの地域の経済を活性化するという施策を打ち出してほしいなとこういうふうに思うんですけども、その辺の森林組合との話し合い、それから話し合った結果この3団地が1団地になったというようなものが原因でそういうふうになったかそういうような分析がされているでしょうか。その辺をお伺いします。

産業課長 分析につきましては今後県と森林組合としっかりと精査して参りたいと思っております。この結果につきましては森林所有者さんにもこういった収支の状況をお知らせした上で、森林所有者さんからお断りが来たというような状況もございますので、今後しっかりと森林組合とも協議して行きたいと考えております。

4 夏目 最後にその山林所有者に対して皆伐の必要性、それから地域経済を活性化するためには山の方に立木のままと保存しとった分には山林所有者に対しても利益にはなりませんので、そういうような町の現状なり、一般財源確保なり、それから要するに経済の活性についてですね。山林所有者に対しての話し合い、要するにPRみたいなものについて町の姿勢をお伺いします。

産業課長 現在森林組合さんがいろいろな広報等でも循環型林業につきましてPRをしております。そういった面で設楽町もそれに協力してまいりたいと考えております。

4 夏目 なんにしましてもですね、立木のままでそのまま置いとったぶんにはその山林所有者がなんの所得も得られないし、そうかと言ってあんまり小規模で伐採した場合にその収益と費用は見合わない、こういうようなことがあってはならないことですので、ただそういう取引の回数が増えれば先ほど言っとるような消費税そのものが増えて、地域消費税交付金が増えると、こういうことも勘案しながらですね、山林所有者に対して有効な伐採の仕方をですね、どんどん森林組合と協議の上、そういうような山林所有者に対して伐期が来てる山林については、どうぞ町のこういう制度があるからこれを利用していただいて、それを例えばですね、3,000円/t位の運搬費用なんかを出すというようなことも考えながら、この地域の資源である山林、要するに立木の活用をですね、大切にしながら地域経済を盛り上げて欲しい。こういうことを要望しながら時間もまいりましたので、私の質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

議長 これで夏目忠昭くんの質問を終わります。

議長 次に5番金田文子君の質問を許します。

5金田 5番金田文子です。議長のお許しをいただきましたので通告致しました、

1、「設楽町後継者育成基金条例」を起業・創業の視点で見直せ

2、高齢者の健康で安心な生活に寄り添うサービスについて、の2点を質問します。

まず、1点目です。設楽町では、移住定住促進を戦略的に行おうとしていると承知しています。定住人口を増やせない理由として、度々「仕事が無いから」ということがあげられます。だからこそ、しっかりした事業プランで自ら仕事を創る人は最も大切にしなければならない人財、宝です。

町HP「設楽町に住んでみませんか？」を開きますと「空き家バンク制度」や「無料職業紹介所」の案内が書き込まれたり、定住すると受けられる支援が一覧できるようになったりなど改善が見られます。しかし、起業・創業の視点で見ると、まだ情報が不足していると感じます。「農業支援」の項の「起業家グループ事業補助」の上限は10万円です。「その他」の項に「設備整備資金貸付」「無利子貸付」300万円がありますが、これを規定した「設楽町後継者育成基金条例」「資金貸付規則」を適用しますと、40歳以上は支援を受けられない、法人もだめとなってしまいます。現状のままでは起業・創業の志をもった人財を招くことは難しいと考えます。

本議会に、条例改正案が上程されており、不断に見直しを行おうとしている姿勢を高く評価するところですが、改めて、

1) 起業・創業を重視する考えがあるのかどうか、確認します。

2) 町内には新たな事業を起こしたUターン人材があり、私たち町民に、希望を与えてくれています。彼らのニーズに応えられなかった事例はありませんか、お尋ねします。

3) 起業・創業の視点を反映させて、更なる条例改正又は起業・創業に関するサービスの一元化あるいは新しい条例を制定する予定はありますか。

次に、高齢者の健康で安心な生活に寄り添うサービスについて質します。大きな項目三つで質問させていただきます。

1、新しい総合事業サービスについてです。平成27年度介護保険制度改正では、平成24年度から創設された介護予防・日常生活支援総合事業を見直し、平成29年4月までに新しい介護予防・日常生活支援総合事業を各市町村で実施することが定められています。要支援者の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村はサービスを類型化し、それに合わせた基準や単価等を定めることが必要です。本町でも、平成29年4月から新しい総合事業をスタートさせることになっています。そこで質問です。

1) 今年度までの介護予防・日常生活支援事業から、新しい総合事業サービスへの変更内容と課題、それに対する対策について伺います。

2) 平成 30 年度第 6 期計画からは東三河広域連合介護保険事業計画の中に位置付けられる予定です。本町の介護予防ニーズが十分反映されなければなりません。他市との比較において、本町住民ニーズから見える特徴とその対策は何かですか。

3) 今年度まで実施している住民主体のロコモ予防教室等介護予防活動への住民参加の現状と課題、そして課題克服のための支援はどのように実施する予定ですか。

4) その他の生活支援サービス、1、栄養改善を目的とした配食や、2、住民ボランティアが行う見守りやサロン運営について、どのように実施する予定ですか。

2、福祉移送サービスについてです。平成 27 年 6 月から利用者、目的、時間、行き先を拡大して、有料サービスで運用を始め 1 年が経過しました。利便性向上の成果はありますが、問題も起こっているようです。

1) 福祉移送サービスの現状分析に基づく改善すべき点は何ですか。

2) 地区内に医療機関の無い方の声として、「通院のための交通費が嵩んで生活が圧迫される」というものがあり、受診の抑制が懸念されます。経済格差が健康格差になっては福祉移送サービスの目的がかないません。どんな対策を予定していますか。

3、具体的な住民の声を聴く機会について。設楽町は住民主体の介護予防活動が継続的に行われている点で、他市町より優れていることは研究者からも評価されています。健康長寿への取り組みは、町民が自分らしくよりよく生きていく自信にもなり、住みよい街であるという PR にもなります。よりよく発展させなければなりません。

1) 本町には、「高齢者まちづくり会議」「介護予防活動団体情報交換会」等、住民ニーズを具体的に把握でき、声を反映してしくみを検討し整える場があります。このような広聴・広報の場をいつ開催していますか。

以上 1 回目の質問です。御答弁よろしくお願ひします。

産業課長 私からは金田議員の御質問の中で 1 番最初の 1 の 1) の起業創業を重視する考えということでお答えさせていただきます。まず産業課で運用しております起業家グループ事業補助は、規模的にも小遣い稼ぎ程度の極めて小規模な起業を想定したもので、合併以降実績がございません。従って町内で起業創業を進めるうえで十分な体制が整っていないことは確かでございます。町のこうした現状の一方、平成 25 年度は奥三河 4 市町村による奥三河地域雇用創造協議会が発足、また、平成 28 年度には創業支援事業計画を策定しました。現在、自治体、商工会、金融機関による奥三河創業支援ネットワークを設立し、起業創業に対する相談体制を始めとした支援体制の強化に官民一体となって取り組んでいるところ

でございます。しかしながら起業創業に向けた補助制度など、金銭的支援はあくまで各自治体に委ねられておりまして、町内における起業創業が定住へ繋がるためには、安心して事業に取り組める仕組みづくりが必要不可欠でございます。移住定住の先進自治体においても、地域における起業創業の仕組みが充実しているところほど着実に成果を上げていることから、移住定住と起業創業が車の両輪であることは明らかであり、どちらか一つが欠けても成果を生み出すことは困難だと考えております。小規模な事業者に寄り添って支援する体制や能力が整っております商工会を当町の産業振興の総合的な実施期間としまして、商工会と連携して有益な支援策をまとめていきたいと考えております。

企画ダム対策課長 その次の2番3番についてお答えをさせていただきます。起業希望のUターン者のニーズに応えられなかった事例はあるかという質問でございます。現行その条例では後継者育成という基本的な考え方から40歳未満を対象としておりまして、実際40歳以上の方から、また法人事業者の方からも相談があり対応できていないのが現状で、実際この条件に合わないために貸付ができなかったという事例はありました。

三つ目の企業創業に視点を反映させて条例改正、新規条例を制定する予定はないかという事でございます。この後継者育成の面で現状に課題はありますので、制度改正を検討しております。この12月議会で法人を対象にする条例改正をする予定にしております。40歳以上というところについては、今後近いうちに課題を整理して条件緩和の方向で検討を進める予定であります。

町民課長 新しい総合事業サービスについてお答えします。新しい総合事業は、平成29年4月から各市町村で実施することになっており、設楽町でも4月から行う予定です。また、東三河8市町村では平成30年度から介護保険事業を東三河広域連合が行うように準備を進めています。そのため総合事業は、29年度は各市町村、30年度からは東三河広域連合が行うこととなります。その内容については29年度から30年度に変更なく移行できるように、各市町村が統一したもので実施します。設楽町では現行は移行型の訪問事業と通所事業を行います。東三河広域連合介護保険事業計画は、広域連合がアンケート等を行い、現状分析を下に計画策定委員会で策定作業を進めており、委員の方も各職種、地域から選出されていますので、設楽町も含まれる東三河地域としての計画が策定されます。また調査結果によれば介護予防については「人を誘って身近な場所で」というニーズがありますので市町村ごとに行われる活動は継続していきたいと思っております。

介護予防活動の現状と課題、その支援については、介護予防活動を行っている方々に活動の紹介を行っていただき、情報交換することで、ほかの地域で行っている活動を参考にして、新たな取り組みへとつなげていただきたいと思っております。その他の生活支援サービスの栄養改善の配食やボランティアによるサロンなどについては、現在行っている配食サービスは続けていきますが、サロンなどは、

実施者となるボランティア組織の見込みができた段階で、実施方法を考えたいと思います。

次に福祉移送サービスについてです。福祉移送サービスは、サービス開始から1年が経過しました。開始当初から「利用料金が高い」という声も伺っていますが、福祉有償運送のガイドラインに沿った料金設定となっており、当面、改正する予定はありません。

次に具体的な住民の声を聞く機会についてです。高齢者まちづくり会議は、高齢者福祉計画の課題について検討をお願いしていますが、移送サービス、介護予防活動支援交付金以外の件に係る検討案の作成が遅れておまして、前回の開催から日が経過しています。開催については未定です。介護予防活動団体情報交換会は、年度内に行い、来年度の活動の参考にさせていただきたいと考えています。以上です。

5 金田 簡潔な答弁ありがとうございました。まずあの後継者育成基金条例の起業創業の視点での見直しについて、前向きに考えていてくださり、現状が非常に遅れていたという素直なお認めをいただき、それに対して改善について進めていただいているっていうことをありがたく思います。本当に重要なことですので是非お願いしたいと思います。今回の条例改正で法人への貸付を可能にするってことは至極当然です。法人でなければ許可されない業界もありますし、法人の方がむしろ信用も高いと思われまます。先ほどちょっと触れられましたが、今後検討していくってことで触れられましたが、40歳という年齢制限について疑問があり、合理的なこの40歳という年齢で線を今まで引いてきた合理的な理由をお尋ねしたいと思います。それから再質問の二つ目は、この町に住んでいって、消費人口の減少に対応して今までやってた商売などの事業形態を変えようとする時、または新たにこの町に住んでいて起業をしようとする時、経営戦略などを練り上げる助けはどこに求めれば良いのでしょうか。この点について対策やお考えがおありでしたらお願いします。

企画ダム対策課長 40歳っていう規定はそもそも農業の後継者育成のところから始まったという経緯がありますので、やはりその若さというのをここで出してきておるものと推測はされますけども、今の状況ですとやはり起業支援、創業支援ということについては年齢はほぼ要件は取っ払いましてやはりその移住定住の方向で考えていくってことでその40歳の要件は当時はそういう考え方だったと思います。

産業課長 そういった商工業者の経営面の転換ですとか、そういった面に関することは、やはり商工会が1番身になって考えてくれるところだと考えております。

5 金田 私はビジネスやったことが無いので細かいことがわかんなくて聞いているのですが、やっぱりあの今40歳という制限は取り払う方向って言うふうに言うていただきましたが、素人が考えましても、子どもを産み育てる年代に来てほしって言う願いで40歳以下って言うことはまあわかるので、安い土地を分譲す

るとか、住宅の資金を援助するとかっていうところについては、40歳っていうのもなるほどと思いますが、起業創業において最も重視すべきは事業の構想とか、マーケティングとか、事業のプランとか、収支計画といった経営的な内容だと思いますので、そしてさらに公金を300万円なり貸し付ける訳ですから、返済の見通しも確かなものが必要だと思います。若ければそれで良いというのではなくて、もう少し経営的な戦略について寄り添うようなことを考えて、そのことを重視するような視点をいれて頂ければ良いかなと思います。あまりにも甘い創業起業支援の政策だと、こんないい加減なところっていうふうに見透かされてしまうような状態にもなりやすいと思いますので、これはもう専門の方々とお相談の上、是非どのようにして素晴らしい事業をしてくれる人達が来てくれるのかっていう、よし、この町なら行ってやろうって思うようなものにして頂きたいと思います。

今商工会のことをお話いただきましたが、やっぱり今までビジネスをしていなかった若い女性から見ると、商工会ってまだまだ敷居が高くて難しいことだなと思いますので、行政と商工会とかが共同などをして、例えば女性の起業とかなんかをバックアップするような講座的なものを開催しているような市町もあちこちにありますので、なにかこう商工会との距離が縮まるような企画もして頂ければありがたいかと、提案になってしまいますが、是非加えて頂きたいと思います。先ほど農業のところから入ったからと仰いましたが、現代的な課題に答えて支援の一元化と言いますか、ホームページでも検索したら、じゃあここで創業、起業、業態変更をするときには、っていうふうには調べられるようなことについても是非お願いをしたいと思います。今までの御答弁の中からそのように前向きに取り組んで頂けるってことは推察できましたので、この件についてはこれくらいにしたいと思いますが、最後に12月3日、この前の土曜日に、旧鳳来町で第3回奥三河若手起業家プレゼン大会が開催されました。設楽町から行った人は4人くらいだったと思うんですけど、発表を聞きに行く人。これですね、つい最近先ほども移住の実績の中にあっただ方がプレゼン大会で優勝されました。それは社会的な課題を、つまり空き家対策とかそういうことを解決する策を設楽町から発信できるかもしれないという非常に良いアイデアだからです。それを応援したいって人達がいっぱいいたので、優勝しました。そういったことも是非その情報を集めて、まだ種の段階のような志が実現可能になるように水をやり、肥料を施して、花を咲かせるような寄り添った支援にますます力をいれて頂きたいと思います。起業創業を促進する制度や条例であるように更に見直しを続けていただきたいということをお願いして、一つ目の方の質問については以上にさせていただきます。

それでは再質問、高齢者の支援に寄り添う支援についての方でお願い致します。一昨日、名倉で支え合いの集いが開催されました。故郷設楽町の自宅で天寿を全うしたいと願う95歳の方の生き様が多くの方に共有され共感を得ました。さらにこうした願いを実現させるべく、他の高齢者の方についての事例も発表され、

医療や介護関係者の現場の方々が連携して取り組んでこられた、本当に頭が下がるというかありがたい事例の発表をお聞きしました。本当に心から敬意と感謝を感じたのは私ばかりではないと思います。たまたま事例発表の中で、私が今回福祉移送サービスのことに、配食の回数について質問を出したと全く重なった課題が現場の支援に携わっている方から提示されましたので、この点について重ねてお伺いします。まず福祉移送サービス、先ほど当面見直す予定は無いというお答えだったんですけれども、町内、特に医療に係る通院病気のために治療に行くということに限定させていただきますが、命に関わるので限定させていただきますが、500、600円でいける方と、片道1,000円近くなるような方とか、もっとかかるような方っていう同じ設楽町内の住んでる町民なのに公平じゃないっていう事象が起こっています。是非この点だけは、公平性の視点から医療機関への通院の距離規定を何とか外してもらって、町内の医療機関へ通うためには、どの地区に住んでいても500円程度っていいですか、払いやすい程度で移送サービスを利用できるように再検討して頂きたいんですが、ここで再検討しますっていうお答えを、変更しますっていうお答えをいただきたい訳ではありません。これについては現場の当事者の方、支援を受ける方はもちろんのことながら、ヘルパーさんやら、介護支援員やら、お医者さんやら、様々な方々の御意見が必要だと思いますので、是非これを再検討していただきたいと思います。そういった専門の方々、現場のことをよくわかっている方々の声と英知を集めて、再検討していただきたいということをお願いしたいと思いますのでそのことについてお考えを後ほど御答弁ください。

それから2番目の栄養改善のための配食についてですが、是非配食の仕組みを練り直してください、ということです。高齢者が要介護状態に陥る過程には意図しない衰弱、筋力の低下、活動性の低下、認知機能の低下、精神活動の低下など、健康障害を起こしやすい脆弱な状態を経ることが多く、これらの状態をフレイルと呼んでいます。今フレイルの対策がもう主流になってきました。フレイルでの栄養改善の重要性は厚労省もいっておりますし、町内のお医者さんからも度々指摘されていることです。そして配食については、高齢者町づくり会議の最初の頃の10項目くらいあった検討課題の中にも上がっていたはずですが、是非この栄養改善のための配食についてのお考えと解決策等を教えていただきたいと思います。

それから3番目の住民の皆さんの御意見を聞く、というところについてですが、今、設楽町先ほども言いましたように、ロコモ予防意識が広がり、住民主体、自主的、継続的に介護予防活動が実践されている、誇るべき状態です。これを作ってきたのは、行政の方で作ってくれた介護予防活動支援補助制度に他ならないと思っています。本当に実体に寄り添った良い制度を作っていただいたのでこのような広がりがみえたというふうに思っています。そこでですね、この介護予防活動支援補助制度の堅持と、更に住民意識の底上げについて提案をさせていただきたいなと思います。予防活動に取り組んでいる多くの団体で、この補助制度の堅

持を望んでいます。東三河広域連合の計画へ移行してもこの制度は堅持してもらえますか。そのところ住民団体の方々からもちろんとしっかり抑えてきてと言われていましてよろしくおねがいします。それから現在の補助制度は、介護予防活動を広げるために縛りの緩い制度となっていて、その効果で団体数が増えてきた。そのことは確かに効果と言えそうですが、今の段階になって団体数の増加が指標として適切かどうかについて私は疑問を持っています。実は3人以上で健康長寿にしようとするようなことをやれば、ちゃんと書類を出せば補助していただける制度なのですが、そうすると際限なく広がります。極端に言えば、ゴルフ好きの3人の仲間が集まって、ロコモ予防するために、あるいは社会性を低下させないためにやりますって言っても補助制度使いちゃうような緩いことになっていますので、緩かったから今まで良かったっていうことももちろんあるんですが、今後ですね、もう少し底上げに繋がるような工夫をしていかなければならないのではないかというふうに思います。特に今私が懸念しているのは、いろいろ介護予防活動が乱立してきて、ロコモ教室とかあるいは地域でやっていることの繋がりの、繋がりが薄くなっちゃう。仲良しグループがいくつもできてきて、繋がりが消えてしまうっていうかな、そういう懸念が、悪気があって皆やっている訳じゃないですが、健康を保つためにやっているんですが、全体最適っていうことから考えるとちょっとそういう懸念も見えてきました。もう一つ情報活動の重要性の共有を進める情報交換会も大変よい仕組みでした。ここで他地域の情報を貰うことによって、じゃあうちもこうやろうとか、改善が加えられてきたのでとても良い仕組みでしたが、更にですね、もう少し新たな重要情報に接する機会となるように内容の工夫をしていただきたいと思います。例えば先日の支え合いの集いで行われた事例発表。この事例発表を伺いますと、住民がどんなことに努力したらいいのかとか、どんなことに協力したらいいのかっていうのが浮き彫りに、自覚的に浮き彫りになってくるように思いました。それから過日行われていたようですが、私は参加できる資格が無かったので参加していませんが、介護や医療に関わる専門職員の方々の集まりの研修で行われたいわゆる終活、人生の最後の素晴らしい生き方、啓発ですね。自分らしい生き方のための終活、具体的にはエンディングノートの勧めみたいなことですが、そういったことも各地区の住民意識の底上げになると思いますので、このようなどうしても今の住民意識の底上げに必要なだと、行政や専門の方々考えるような学習カリキュラムのようなものも必要な時期にきているのではないかと思いますので、情報交換会の場でコーチを啓発できるように、高齢者町づくり会議等で検討して整備していただくような課題としてお願いをしたいというふうに提案、かたがた質問をさせていただきます。要は行政が一生懸命やってもうまくいかないっていうのがほとんどの町の実例で、設楽町は住民がやっているっていう点ですごく評価されているので、自分事として自分自身で気づき知ることができる仕組みが1番重要なことだっというのを、設楽町の取り組みから学んでおります。更なる工夫を住民の参加

する会議の場で検討していただきたいという提案ですが、御答弁をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

町民課長 まず移送サービスの件につきましては運営を開始して以来いろいろ御意見頂いております。先ほど申しあげました料金が低い、はじまりまして減免とか、要は料金の件に関していろいろな御提案をいただきます。そういうことも含めまして高齢者、町づくり会議ですとか、これそこだけでなく最終的には公共交通の会議でも決定していきますので、御意見は踏まえながら、先ほど当面改正するつもりはないと申しあげましたが、これは将来に亘ってずっと続くかというところという訳ではありませんので、制度でございますので、そういうことについては検討はしつつ、運営をしていきたいと思っております。

次に栄養改善の配食についてでございます。先ほど申しあげました総合事業について御質問がございましたので、そちらの方で今のものを続けていくという考えで新たな総合事業の方に位置づけられたものについては受け皿と申しますか、実施主体の方のこともございますのでそこでは現状維持というのも考えでありましたけれども、これがまた30年以降の東三河広域連合での介護保険となれば、各市町村でそれぞれのサービスが行われておりますので、そういうことを踏まえながら、新たなことが進められる可能性があると考えております。また、住民意識を底上げしていくような考えについては、団体数が増えることが必ずしも良いというお考えではないというようなお考えがございましたが、まず先ほど申しあげましたが、東三河広域連合がとりましたアンケートの中で、設楽町では身近なところでできる人を誘ってできるというようなお答えが、東三河の他の全体の平均に比べまして高い数値を示しておりました。ですのでそういう個々の地域で行われるということが大切なことだと思っておりますので、そういう活動は継続して頂けるように支援していきたいと考えております。情報交換についても、先ほどありましたようにそういうものを取り入れることによりそれぞれの活動に活かしていきたいと考えておりました、支え合い集いで今言われた終活とかそういうことについてのお話ございましたけれども、そういう方がロコモ予防教室などに行ってお話をされると、高齢者の方々ですので関心が非常に高いというようなお話も伺っています。そういうことを行った地区があるということを発表していただいて、他の方でもなるほど、そういう方の話が聞くことができるのか、というようなことを取り入れていただけるように進めていただければ、それぞれの地区でそのようなことが広がっていくと思っております。

それと専門のいろいろな職種の者が集まる研修会ということでございますけれども、多職種研修会というもので、設楽町では8月に郡を単位として医師会により行われました。各町村も共済ということで行わせていただきました。それは各市町村でも行っていますし、県でも行っています。それは医療介護そういういろいろな職種が連携しながら在宅で過ごされる方を、少しでも支援していけるよう

にとそういう考えでありますので、そういう活動については今後も継続されていきますし、発展していくものと思っています。

5 金田 そうすると現行で行われていることは一つも退行することはない。例えば支援制度についても大丈夫です、配食は今ボランティアの方と社会福祉協議会でやっていたらいいですね。一つも無くなることはない。30年度になっても大丈夫よっていうふうに捉えて良いんですね。

町民課長 今受けられているサービスが広域連合になったからといってそれがなくなるということはないように、町としては進めてまいりたいと考えています。

5 金田 それではこの1、2年の間、福祉移送サービスで不満を感じたりしている方々が出てしまうということについて、また不公平な将来的には少し安く補助してもらえとか減免が起こるっていうことがあったら嬉しいですが、この1、2年の間は非常に負担を感じている方々があるっていう現実を見ていただいて、少しでも早いうちに見直しをお願いしておきます。それから高齢者町づくり会議は、まだ今年度中には未定ということですが、高齢者が1番多くなるっていうかな、2025年問題といわれている時には、設楽町では社会的な減少に入っているの、数は今までより減ってくるかもしれませんが、現に今元気な高齢者達、団塊世代を始めとする元気な高齢者達が弱ってくる、フレイル状態になってくる時です、その時になってからだと遅い、その時になってから回復しようと思おうと遅いので、もう少し早い段階、40代50代60代のうちにいろんなことに皆が取り組んで頂けるように、私どもも努力しますが、介護予防やっている団体の仲間と共に努力しますが、高齢者町づくり会議等を早く開催していただいて、深い議論をしていただき、底上げについての方針をしっかりといただきたいなと思います。実は人を誘って身近な場所でっていうことで、介護予防活動団体の中では、やっぱり結局住んでいる住区が最終的に頼りになるっていう考え方で取り組んでいる人々もあります。ですのでそういう人たちの意見も充分聞いて実状にあったものをお願いしたいと思います。さらに老人クラブでも、様々な団体でも、認知症カフェ、世の中で認知症カフェって言うたり、今は子どもを含めて子ども食堂って言うて、支援を要する人々が共に集える場所を作っているのがほとんどの世の中の常になっていますので、今、月1回っていう取り組みしかできていないんですが、毎日とは言わなくても常設的に週何回かそこに行けば人と話せ、皆と一緒にご飯を食べれるような場所を作りたいっていう願いを持っているボランティア達もおりますので、是非先を見越した制度、声が上がってきて、あるいは困り果てて言ってきたから対応するということではなくて、5年10年先を見て制度を構築していただきたいという願いをしまして終わりたいと思いますが、町長さん今町民課長や他の課長さんからとても前向きな姿勢を感じましたので安心はしておりますが、町長さんも是非要支援者に対する支援について激励とか、決意のお言葉をお願い致します。

町長 金田文子議員から高齢者の健康、そしてこれから安心生活が営まれるようにと
いうことで、きめ細かいお考え、また要望等を出していただきました。課長がお
答え申し上げたようにですね、基本的にはやはり今生活をしている対象になる
方々が日々安心して、また継続していけるような、体制維持というのは作り上げ
ていくのは基本でありますし、その中で不備な点があったらそれを改善する。そ
してそれも効果が出るような措置をしていかなければならないということは、当
然基本的なことでは受け止めております。そこをやっぱり実にあった、そして有効
的な、こうした財源ですとかいろいろな資金の使い方というものを今申し上げた
ような形で皆が満喫していただけるよう、安心していただけるような、そういう
状況を日々検討し、そして是正をしながら加えてまたそうした方向に向けて取り
組んで参りたいというふうに思っております。

5 金田 一つだけ落としてしまいましたのでごめんなさい、町長さんにお話いただい
てから後になって恐縮ですが、栄養改善のための配食についてですが、今本当に
ボランティアの方々が努力してやってくださっているんですが、栄養改善のため
には回数が圧倒的に不足しているんですね。現状の仕組みでは足りない訳です。
さっきも言いましたように、お医者さんからも栄養改善のことを指摘されている
し、それから設楽町は高血糖の人がすごく多いんですね、住民検診の結果を見て
も。高血糖は血管を傷つけ、脳血管障害の原因でもありますので、そして結果亡
くなる方も依然として昔から高い率を示している町ですが、依然として減ってい
きませんし、それから後遺障害と戦っている方も数多くあります。現在の栄養改
善の支援だけではどうしても不足しているの、なんとか知恵を絞ってもう1度
再構築していかなければならないということが、多くの方が思っていらっしゃる
と思います。つい先日すごい早い段階で高齢者の食生活を支えなくちゃいけない
ということに気づいて、具体的には16年前に配食サービスを意図して起業した
女性グループの方々にお会いしましたが、ずっと行政の支持がなかなか得られず、
所期の目的を達成できないまま、今年御家庭の都合でついに中止状態になってし
まいました。実は高齢者の方々から配食の依頼を受けていたんだけど、1回2回
持ってただけで中止せざるをえないような状態になっちゃったっていう、残念
だったっていうお話も聞きました。もう1度皆で知恵を結集すれば、配食の仕組
みを改善できるのではないのでしょうか、ということで皆の問題として考えていき
ましょうということで終わらせて頂きます。ありがとうございました。

議長 これでは金田文子君の質問を終わります。お諮りをします。休憩をとりたいと思
いますが御異議ございませんか。13時まで休憩としたいと思います。

休憩 午前12時00分

再開 午後1時00分

議長 会議に入ります前に8番伊藤武議員でありますけれども、御家族の健康問題の
ことで欠席届が出ておりますので御了承頂きたいと思っております。休憩前に引き続き、
会議を開きます。次に7番熊谷勝君の質問を許します。

7 熊谷 それでは通告書に基づき、私立宝保育園の全面改築に何故 90 パーセントの助成をするのかを質問をいたします。平成 28 年度予算について、町長は私立の宝保育園の全面改良に適切な助成をすると表明されました。町長は、町が執行する行政新規事業でない、私立宝保育園全面改築に、28 年度に、基本実施計画を完了した後、建設工事に着手し、29 年度後半に完成予定とし、28・29 年度において、設計、建設費用に対して適切な補助を支援して参りますと表明をされました。28 年度予算案を見ると、その内訳は、町補助金見込み額は 2 億 5,202 万円と、地方債を 36,000 千円の借り入れまでして、とてつもない町独自の補助金を助成する予算案を見て、一瞬これが適切な補助事業か、事業主の負担金額は 3 千万未満であるとのこと、町立の清嶺保育園、名倉保育園の建設費を遙かに上回る金額を助成するとは町は何を考えて居るのか、何故、町立建設を進めなかったのか、予算特別委員会で質問しても、まともな回答も無く、また、同僚議員からの質問もなく賛成多数で採択し、そして先の議会で前倒しの補正案を提出し、委員会付託で 1 件の質問だけで賛成多数で裁決された。社会福祉法人設楽町条例、規則の助成を見ても、この助成に対しては納得ができないと考えております。町民から、何故、私立の宝保育園に助成するのかと聞かれても、説明ができないし、今後、これが前例として助成を申請されたら、町はどうするのか、これで本当に良いのか、適切な助成なのか。次の 10 点について解りやすく説明を求めます。

- 1、この申請はいつされたのか、事業主は宝保育園なのか設楽町なのかを説明をしていただきたい。
- 2、建築等に掛かる総予算と各補助金内訳、国、県、町、宝保育園予算を再度明確にしていきたい。
- 3、設計費、仮園舎工事、新園舎建設費、現園舎解体費の内訳。
- 4、設計費、解体費まで何故みるのか。
- 5、助成を 90%に決めた日とその理由は。何を事業費として決めたのか。
- 6、町立建設で何故しなかったのか。宝保育園とどのような話し合いをしたのか。何故町立を諦め、2 億 5 千万の助成をしたのかを明確に御説明をしていただきたい。
- 7、補助金の適正交付とはどういうことなのか。
- 8、私立の助成に対して普通は監査は監督責任と監査はないかと思えますけれどもこのような高額な金額を助成するからには町は監督責任と監査はどのように考えているのかと。
- 9、今後これが前例となって、助成申請が提出されたらその取り扱いはどうするのか。
- 10、そしてその後ですね、また追加質問の中で色々と質問をしてまいりたいというふうに思っております。

以上をもちまして第 1 回目の質問を終わります。

町民課長 お答え致します。まず一つ目、申請はいつされたか、事業主は、についてでございます。社会福祉法人田口宝保育園から平成28年2月に要望書が提出されました。その内容は、保育施設として質的向上に取り組む事業であり、事業費に係る格別なる助成をお願いするというものです。

次の2、3の御質問の中で、補助事業に関する費用の内訳の資料を求められていますが、現在は事業主体の工事の入札執行前ですので、内訳を資料としてお示しすることはできかねますので、よろしくお願い致します。

まず2番の建築に係る総予算と内訳でございます。総予算については、総事業費2億7,600万円、補助金額は28、29年度の2年間で2億5,201万5千円です。この補助金の中には、国庫補助金3,594万円を見込んでいます。

三つ目の設計費、仮園舎工事、新園舎建設費、現園舎解体費の内訳でございます。これについては先ほど申し上げましたとおり入札執行前ですので、内訳を明らかにすることは控えたいと考えております。

四つ目の設計費、解体費までみる理由につきましては、設計費については、建築と一連の事業であり、以前に耐震診断の費用を補助していますので、対象としております。また、解体費については国の補助対象事業ですので、町の補助対象としております。

五つ目の助成を90%と決めた日とその理由は、日付まで特定できる資料はありませんが、28年度予算を編成する段階で、要望の内容を踏まえて予算計上をする際、以前の耐震診断における75%補助を参考にしていましたので、いくつかの補助率を検討した上「90%」としました。その理由は、田口宝保育園が法人として負担できる額を上回らないような補助率としたためです。

六つ目の町立建設で何故しなかったのか。宝保育園とどのような話し合いをしたのか、についてお答えします。田口宝保育園は、社会福祉法人として引き続き保育園を運営していく意思を持っており、耐震診断の結果、耐震性が不足していることから、建て替えを決意しました。法人として運営していくということですので、保育園を町立にしていくということは考えられないということです。

次に補助金の適正交付についてです。補助金は、施策を実現するために財政的に支援し、施策を円滑に推進していくものであり、その交付は補助対象、補助率、金額等について補助金等交付規則に基づいて適正に行います。

監督責任と監査についてです。法人の監督と監査は、法人の理事と監事が行いますが、社会福祉法人としては、東三河広域連合が監査を行います。また、児童福祉施設の保育所としては、愛知県が指導監査を行います。保育園建設事業につきましては、町が補助金を交付しますので、その指導、検査は町が行います。

今後これが前例となって、助成申請が提出されたらその取扱いについては、町内の私立保育園は、田口宝保育園だけであり、建設事業は近い将来行われることはないと思いますが、個々の事業の要望についてはそれぞれに必要性を判断して対応することになります。以上です。

7 熊谷 第1件目のいつ申請書を出されたのかということの回答を聞くとですね、28年2月に出された。すごいですね。それで3月に予算を出させたの。今年の2月に申請書を出して即3月の新年度予算の中で提出されて、こんな短期間でこんな大きな金額が決められたのかね。その辺どうですか。

町民課長 提出については先ほど申し上げた2月です。それ以前に既に要望はいただいております、事務手続き等進めておりました。最終的に書面として要望書をいただいたのが2月でございます。

7 熊谷 町民課長にはですね、事務局長当時にですね、いろいろお世話になりですね、大変質問をしにくい訳ですが、私も当時役職に就いておってですね、いろいろ言っておいてアドバイスをして御指導賜った訳ですが、そうやって一緒にですね、仕事をした仲間であってもですね、これについてはやはり我々議員としてね、設楽町の町民がああなるほど、こういうことで設楽町は宝保育園に助成したのということをはっきり明確にしていけないとですね、これはせっかくやってもね、不満が出るようでは良くないということから質問をさせていただくことにした訳です。この問題簡単に言いますとですね、宝保育園に責任はないんですよ。宝保育園が申請したらね、2億5,000万も、途方もない金額つけてくれたんですよ。宝保育園もうちょっと努力が必要ですよ。だけでもこれ普通から言ってですよ、今までの例のない、私もですね調べてですね、社会福祉法人条例ですね、もう調べてみましたよ。それはちょっと先後でお聞きしますが、事前にですよ、申請書を出したのは2月、その前にはどういう話をされたのか。課長だけでやられたの。その辺をお答え願いたいと思います。

町民課長 宝保育園は以前より建て替えということを希望されておりました。それを28年29年で行いたいというお話がございました。それにつきまして補助金を交付するにあたりそれ以前からも耐震診断の75パーセント程度が基準となりましょうというようなお話をさせていただいております。それから宝保育園の負担できる金額とか、いろいろなお話をさせていただきまして、その中で町の補助する金額、率というものを決めて貰いたいと、そういうことです。

7 熊谷 まだ概算、お金がどのくらいかかることもはっきりしないうちにこんなんで2億5,000万なんていう計算が成り立つんですか。この前の予算委員会で概算2億7,000万くらいだといってですね、設計費もまだ決まっておりません。予算委員会の中で聞いた時と、今先ほどのね総予算いくらだって入札前ですから公表できない、これは理解しました。資料として出せないということで理解した。だけど2億5,000万という、国は別としてね、何を根拠にこれ出されたんですか。どうも私ね、わからないんですよ。2億5,000万とさっき75パーセントがどうのこうのと言っておりましたけれども、2億5,000万というのは何をもとにして出されたのか。数字的に言えなきゃだね、入札の問題だとかいろいろな問題があるからその辺は理解しますけれども、その辺の根拠を教えてくださいよ。

町民課長 仰るとおり設計前ですので詳細な数字はありません。ですが類似施設、清

嶺保育園、名倉保育園等が近い時期で建設されておりましたので、その規模等から概算をさせていただいた数字を根拠にして、それによって補助金の額を推算しております。

7熊谷 そうすると二つの保育園の、1億はオーバーしていますよね。すごいですねこれ。これだけのものを町民課だけでですよ、やった訳じゃないでしょう。申請が出されて、当然上司にも、副町長、町長にも相談したのか、課長会議で決められたのか、その辺の経緯をちょっと教えてください。

町民課長 予算に計上することですごくしますので、課の中、それから上司に相談しつつ予算を計上し、その中の査定を経て予算という形になりました。

7熊谷 それでは財政課長、飛び火がいく訳じゃありませんが、このですね、予算が出てきた時に財政課長どう思われたんですか。

財政課長 保育園の建て替えということなので、金額的には2億越えで大きいことになるのは承知しておりました。財源としては、過疎債100パーセントはれますので充当できますので、これで対応するしかないということで国庫補助金を抜いた額に対して過疎をはるしかない、そういうふうにおもっておりました。以上です。

7熊谷 今までですよ、財政課長にお聞きしますが、今までですよ、民間ですよ、社会福祉法人にしてもね、そうじゃないにしてもですよ。このような2億5,000万という途方もない金額、一般の助成でもね、このような大きな2億5,000万という助成金は無いですよ。ましてや地方債まで借りてね。上限にあってる範囲内で貸付を受けたといわれるんですが、こういうような例は今まであったんですか。

財政課長 金額的にこのような大きなものは無かったと記憶しております。が、宝保育園の方は田口地区の保育を担っていただいておりますので、そういった考えで財政措置をするというふうに予算編成の時に考えておりました。

7熊谷 もう一辺財政課長に聞きますが、適切な助成というのはどういうことですか。

財政課長 町が行う住民サービスを例えば担っていただいている団体に関してはそれなりの補助をすべきものと考えております。そこに一定の財源がない場合はですね、その財源を補填して、通常ですと町が担うべき住民サービスをやっていただいておりますので、そういったことで適正な補助を行うという考えでおります。

7熊谷 じゃあ町民課長にお伺いします。適切なですね、助成というのはどういう解釈をしていますか。

町民課長 先ほど規則等に基づいて行うという事務的なお話をさせていただきました。今の御質問については金額とか補助率とか妥当性だと思いますので、今宝保育園に関しましては、保育を行っていただいておりますというそういう事情を考え、そこを適切に行って頂ける町の児童福祉に寄与していただけると、そういうものを踏まえて宝保育園の負担できる金額、そういうものを勘案して決めた適正な補助としておると考えております。

7熊谷 じゃあ副町長にお伺いします。今町民課長が言ったね、私は宝保育園ばっか

ではなくですね、設楽町が適正な補助金を出すというには、正しい出し方ということ副町長として御説明して欲しい。他のことは良いですよ。

副町長 いろいろな補助の出し方があると思います。補助金につきましてはそれぞれの事業所の負担の可能性も含めてですね、町としていろんな補助率を定めながら、継続的にですね例えば保育園でいきますと、保育の質を落とさないような状況になるような補助金を出して、継続的にですね、安定した保育園運営をしていただくような補助率の設定をしていかなければならないなどは思っております。

7熊谷 副町長に聞きます。この扱いは適正という判断をしとるということですね。何もやましいところが無く適正な助成ということですね、自信を持って言えるんですね。

副町長 予算を出させていただいておりますので、先ほど言いましたように宝保育園が民間としてですね、設楽町のこの田口地区のその保育を継続的に安定的にさせていただくという内容で適正だと思っております。

7熊谷 私はですね、2億5,000万というね、そりゃ宝保育園にとっては大変喜ばしい、町に要請したら2億5,000万出してくれた。ありがたいことですよ。私が宝保育園の立場ならありがたいですよ。もし今後これがね、前例として社会福祉法人とは違いますけれども一般の人がですよ、例えば設楽町に社会福祉法人がたしか宝保育園入れて二つだと思うんですが、もう一方がね、これに基づいて申請されたら認めるんですよ。今の理由からくれば、どうですか。

副町長 基本的なことを欠落されている部分があるかと私ちょっと思ったんですけども、保育園の運営というのは国に定められた保育単価の中で、それに実際に通園されている園児の数をかけ、それからそれが1か月あたりの保育単価なんですけども、それを通年で掛けた額が保育に要する経費として保育園のほうに支出がされます。その中から今言われたように、建物ですね。減価償却とかいろんなものをこういうふうに計算していきますと、なかなか民間では大変だなという状況になっております。公営でございますと、その保育単価にをかなり越えた部分もうちの方で支出しておりますけども、宝保育園につきましてはその保育単価、若干上乘せはありますけども、その部分で運営されていると。それをその中からですね、また建築の方に回すっていうのは大変な努力あったかと思えます。今までの中で公立の部分におきましては、そういった減価償却の概念がございませんので、その分については宝保育園が今までに2,600万くらいの自己資金をその中から貯めてきたというような実績がございます。そうしたこともございますし、今後借金をしながらですね、保育単価の中からそれを返還していくというような状況になりますと、全体として田口地区についての保育の質が落ちるといような地域バランスもございますので、そういうことも考慮しながら今回の補助については額を決めさせていただいたという内容でございます。

7熊谷 どうも納得できないね。ちょっと町民課長にお聞きしますが、設楽町の設楽町社会福祉法人の助成に対する条例とはどういうふう書いてあるんですか。設

楽町の条例の設楽町社会福祉法人の助成に対する条例というのはどういうことを書いてあるんですか、教えてください。

町民課長 今言われた条例につきましては社会福祉法人に対して町が助成をできるということを定めている条例であります。

7熊谷 それだけじゃないでしょう条例に細かく書いてあるのは。設楽町社会福祉助成に関する条例、これはですよ、趣旨としてねこういうことが書いてある。社会福祉事業の助長と促進を図るため、社会福祉法人、昭和 26 年法律第 45 号第 58 条第 1 項の規定によりですよ、これは平成 17 年 10 月 1 日条例第 110 号、合併したときにね決められたやつですよこれは。第 58 条第 1 項の規定により、社会福祉法人に対して行う助成については他の法令に別段の定めがあるものの他、この条例の定めるところによると、こう書いてありますね。助成、第 2 条、町長は社会福祉法人に対して補助金を支出し、または通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で貸付をしますと、もしくはその他の財産を譲渡し、もしくは、貸付、助けることができると、こう書いてあるんですよ。それから助成の条件、第 3 条、前条の規定により社会福祉法人に対し、助成する場合には必要と認める条件をつけることができると。後ね、助成の申請については定めるものとする。立派な町民課長ですから、当然このようにやられたんでしょう。これについては問題ないとは思いますが、こういうふうに条例に載ってるんですよ。今の課長の説明だと助成ができるという答弁これはだめなんですよ。大事なことをやるからにはこの条例を見ると貸付金を出すことができるよと、必要と認める条件は付けることができると 2 点あります。これに対してね、一般から考えて確か委員会の中の説明だと 2,500 万くらいの資金でやっていきたいということでしたので、この辺に対してね、話し合いするときには貸付金の話をしたのか。その辺をお答えを願いたいと思いますが。

町民課長 仰るようにそういう規定が条例の中にございますが、補助金貸付金等についてはそれをできるという規定でございまして、町としては補助金を支出することをできるということで、補助金を支出するという方法で助成させていただくと、いうこととございます。

7熊谷 事務をやるときにですよ、これだけの数字的なことは別にしてですよ、それは一步引いたとしても、当然こういう申請したときにはこういう制度が 2,500 万で何億もする建物が建てられる訳ないでしょう。だったら何故こういう制度があるのにこういう制度をお使いになりませんかと、こういう制度があるんですよ。本来事務的にやるのは当たり前じゃないの。そうやって事前に申請書が出る前にね、いろいろな話し合いをしたときに、ああよろしく願います。設楽町裕福ですから出しましょってやったのか。そうじゃないでしょう。そういう話し合いをしなかったのかっていうことをね、お聞きしたいんですがね、全然しなかったんですかそういう話は。

町民課長 貸付の話はしておりません。貸し付けるっていうことは法人側に対して負

債を負わせることになります。負債を負わせるということは先ほどお話ししましたように保育の質というものにも影響することです。ですので町の児童福祉の観点からはそういうようなことは考えておりません。

7 熊谷　すごいね。それじゃこれから設楽町やったら今のような解釈でですね、今回の問題以外にもいろいろな助成やられた時に今のような解釈で良いんですね。当然こういうね、悪いことじゃないんですよ助成することはね。我々も国県町にも助成してもらっているいろいろなことをお願いをしております。今のような答弁でこういう説明せんで、はいはいはいはいわかりましたお金かかりますから出しましょうなんていうふうにとれちゃうんですよ。それじゃまずいですよ。やはりやるべきことは説明して、そういうこういう制度があっってお使いになりませんか、そして最小限こんなことぐらい説明せんどいてなんのための条例があるんですか。副町長どうですか。

副町長　先ほども何回も説明しておりますとおり、保育園の運営につきましては保育単価というものがございまして、それを基準にうちの方は国の基準に基づいて宝保育園の方に出ささせていただいております。今貸付の話もあったんですけども、貸付をするということは、今町民課長が言いましたように、負債を負わせ、それからまた利子の負担も発生してまいります。ですのでなかなか保育単価の中でですね、こういう小さな保育所が運営していくのは非常に大変なことだと思っております。ですので設楽町内には他に3園ある訳ですけども、そちらとのバランス等も考慮しながらですね、うまく永続的にですね、安定した経営をしていたいただきたいというのが主眼でございますので、先ほど申し上げましたように貸付という話までは協議をしております。なるべく安定的に経営していただきたいということから、かなり多額の金額になっておりますけども、補助をするということで予算にも計上させていただいております。

7 熊谷　もう一辺町民課長にお伺いするけどね、条件はつけましたか。助成に対する社会福祉法人に対して助成する場合には必要と認める条件を付けることができる、という項目がありますよね。助成の条件第3条に載っていますね。それについては条件なしでやったの。話し合いされたんですか。

町民課長　この条例に基づく条件はつけてはおりません。ただ国庫補助金を受ける、それを支出するという事業でございますので、それに準じたその補助金交付に耐えられるそういう指導をさせていただいております。

7 熊谷　それじゃあね、今副町長が先ほどね、保育園ということでね、特別扱いというような回答でしたが、設楽町に保育園はね、町立が三つ、私立が一つ。もしこれがですよ、設楽町はそうですが、他の都市いくとね私立幼稚園保育園があります。幼稚園から保育園ね。今ちょうど設楽町のようなものの考え方であってですよ、他の私立からこういう要請がきたらどうなるの。今設楽町は宝保育園一つですから良いですが、三つも四つも五つもあるところにあった場合ですよ、今設楽町のような考え方が通用するの。どうですか。

副町長 私は管轄が設楽町でございますので、他の市町村の状況まで把握してございませんけども、保育園とかですね、他の社会福祉法人につきましては基本的には独立採算というような形だと思いますけども、過疎地というか人口が少ないことですね、なかなか大規模な保育園の経営ができないというような事情がございますので、その特殊状況っていうかそういうことも加味しながらうちですね、公立の保育園との保育の質の平均というかバランスをとりながら助成をさせていただいた経緯がございますので、他の市町と比較することはちょっとできませんけども、小さな町村につきましてはいろいろな面で不利な面がございますので、そうしたことも加味しながら大きな本当に大都市の私立の幼稚園の財政状況とは全く違うなというようなことは感じております。

7熊谷 財政課長にお伺いします。今、設楽町の金庫番としてですよ。現在の設楽町の財政事情はすごいですか。どうですか、裕福ですか。

財政課長 決して裕福ではございませんが、今のところダム建設事業の関係とかでいろいろなお金が入ってきておりますし、財政調整基金、減債基金、積立を、毎年のようにさせて貰っておりますので、今のところは大丈夫です。

7熊谷 それじゃまた一辺町民課長にですね、あっちこっちして申し訳ないです。多少頭を冷やさないといかんからあっちこっち飛びますが、先ほど誰だった75パーセントの前例がどうのこうのって答弁されておりましたが、この2億5,000万という金はね、安いのか高いのか。もうちょっと出したら良かったと思っておりますか。どう判断されておりますか。

町民課長 安い高いという点であれば高額な金額であると思っております。もう少しだしてもらったらいいなような考えは持っておりません。

7熊谷 じゃあですね、私立にこれだけかけて何故名倉保育園あたりにね、このような予算をつけなかったの。町立にかけるべきじゃなかったですか。清嶺保育園もそうですよ。津具の保育園が何年になるかわかりませんが、また何年か経てば改善しなきゃならないでしょう。そういう場合のこれだけの大きな金額つけますか。

町民課長 今言われた保育園につきましては公立の保育園でございますので、公立でそれが必要とあればそれだけの金額は工面する必要があると思っております。

7熊谷 そうすると必要ならば上限もなく最低でも2億5,000万くらいの建物、町立ならやっていくという考えもあるということですね。これで話題を、質問を変えます。前回のですね、議会で補正が組まれました3,600万だったかね、地方債借りるというのね、何故細かい説明をね私も質問しませんでした。何故29年度、前倒しでやらなかったか、これを説明してくださいよ。

町民課長 28年当初予算では28年度29年度の継続予算ということで予算をお願い致しました。その中では建築工事につきましては28年度が1割、29年度が9割というような進捗状況を基にして予算を計上しておりました。その後早く発注ができ、事業の進捗を少しでも前倒しで行いたいという宝保育園側の御要望もございまして28年度が進捗率4、29年度が6というふうに配分を変えさせていただき

ました。そのために補正をお願いしました。

7熊谷 今補正を見てそう思ったんですけども、設楽町が全部出してなんら主体性が無いじゃないですか。こんだけの大きな金額を出して、それが一般でいうね、国が2分の1、県が2分の1ということならわかるけど、これだけのね国以上に設楽町が90パーセント出す事業にですよ、言われたからってはいはいはいとやっとなる訳じゃないでしょう。その間にある程度行政として指導してるんじゃないの。してないの。副町長どうですか。

副町長 今町民課長の方から継続費のお話をさせていただいております。それで予算がこういうふうになってきておりますので、その辺につきましては例えば宝保育園の事情の中でですね、継続費を認められておりますので、それがその地方公共団体ですと単年度という縛りの中で会計が動いておりますけども、一般の民間でいうとそういう単年度という予算というか概念がございませんので、うちの場合はそれを越えたものとして継続費というものがございます。ですのでその中でもう少し早くやりたいなということであれば、前年度の方に行きますし、工事が遅ければ後年度の方にまたがると、その総額は変わらないというような状況でございますので、その辺が役場の方の指導性、主体性が無いかというと、それはやっぱり事業をやられる方がですね、その辺のこともございますので、それを一概に28年度1割9割という話をさせていただきましたけども、その点についてはうちの方の総額は決まっておりますので、その中の移動異同でございますので、それは主体性が無いということに繋がるとは思っておりません。

7熊谷 それでですね、町民課長これから29年度に本格的になっていくんでしょう。そのね、解体までみるという判断にしたのはね、解体費くらい自分でみるのが本来じゃないですか。解体費までみようとしたのは誰が言いましたんですか。町民課から提案したの。

町民課長 建物を更新する際に同じ場所で建て替えようとする場合には解体が必要となります。その解体につきましては国庫の補助対象でございましたので、国庫補助対象のものは町でも補助対象とさせていただいたということでございます。

7熊谷 そうすると国の補助の中にも解体費が含まれているということですね。それで設楽町が出したということですね。なるほどね。それでですね、だいたいこれで2億7,000、8,000万いくでしょう。総体でね。そうするとこれからまた要請があれば助成するの。そういう考え方を持っていますか。またこれでやったけどもお金がかかっちゃうと、そうしてまた助成をしてくださいと言われてたらまた助成するんですか。それをお答えください。

町民課長 改築工事で新たに建物を建てることでございますので、この後新たなことが発生すると、早々近い将来に考えられないと思っておりますが、それぞれ以前にも耐震診断の補助などさせていただきましたこと、個々の状況に応じて補助というものを行っていくと思っております。

7熊谷 それじゃまあ助成することはないという解釈でよろしいですね。今よく答弁

が理解できなかつた点がある訳ですが、今後助成してもこれだけが最後ですよという解釈でよろしいですね。しないんだね、はっきり言ってくださいよ。

町民課長 今回、元のもの壊して新たに建て直します。ですので近い将来そういうことはありませんので、建設について新たな助成が生じるということは考えておりません。

7熊谷 今そういうことじゃなくてね、他じゃなくて、今設楽町で2億5,200万だったかね、それを限度して、次はまたここが備品が足りないからどうのこうのと、ここが手直ししなきゃならんからと言って助けてくださいよと言ってもね、助成をしないかということです。追加補正を出しますかということ。

町民課長 28、29の継続費で増額を認められていますのでその範囲内でしか補助はできかねますので仰るとおりだと思っています。

7熊谷 わかりました。しないということですね。これね、私迷ったんですよ。この質問をね。果たして大人のエゴで子ども達がね、安心した保育園で教育を受けることにこのおじいさん等がああでもないこうでもない言ってね、遅延させることになった場合どうなるかということも考えました。しかし私は議員なんです。私も小さな孫が保育園行ってます。新しいところでね、安全なところで遊ばせてやりたいのがこれは人間の常。しかし今までの前例のない私立保育園に対してね、2億5,000万という予算を組んでやる、なぜ町立にしなかったのかと。一般の人はそう思いますよ。信念持って町立に、先ほど法人がどうのこうのでね、外れたくないという回答がありました。それは説得してですよ、例えば宝保育園の職員の皆さんの雇用を守らなければならない、それなら方法があるじゃないですかいろいろ、その職員達をどう安定して働けるようにしてやるのか、これは当然行政としても我々議員としても雇用のことは守るのが当然。そういう話をされたんですか。申請をする前に。

町民課長 田口宝保育園として継続して運用していきたいと、そういうことがまず前提で今後も保育園を運営されていくというそういう御意志がおありでしたので、それを町立にするというような考えは持っておりません。

7熊谷 時間も来たようですので手短に言いますが、一般の人はですよ、そうはとらないんです。我々議会におるからいろいろなことがある程度わかりますが、一般の人から見れば無法な横山、佐々木体制はお金をばらまいているということになるんですよ。これを克明に町民の皆さんに、こういうことでこれだけの90パーセントがつかましたよということをはっきり明確にしなきゃダメなんですよ。そのためにも先ほど言ったように私迷って、やはり議員として皆さんが全員とは言いませんけれど思っている疑問点を追求するのが我々の責務であると。今後ですよ、これがまかり通ったら偉いことになるんですよ。何もかも町やってください、条例は関係ないんです一般の皆さんはね。そういうことが起きたとき設楽町はどうかなってしまいます。また他の課では特に建設課辺りとか産業課辺りは出てくでしょう。そういうことが無いためにもしっかり条例をもって言うべきことは言っ

て、これはこうです。貸付制度があります。資金が足りないからもう少し縮小したらどうですかとかいろいろな方法あるでしょう。これだと相手方のね、申請、まあどのような話し合いをされたのか知りませんが、こういうですね、疑問を抱くようなやり方はダメなんですよ。もっと堂々とこれだけ自信もってこれだけつきましたよと。この社会情勢ですから資金不足に対してもちゃんとやるべきことはやって、それで我々だって子どものことですから賛成をするんですよ。今のままだとこれはあまりにもずさんな予算の付け方であると。それを踏まえてですよ、28、29年度はよく話をしてですよ、予算をつけないと、これが前回の28年度大多数の方が賛成だった。質問もないじゃないですか。馬鹿なことはないんです。我々議員としてね、言うべきこと聞くこと聞いて、町が正しいと思ったことを支援するときはする。おかしいと思ったら質問していくのが本来だろうと思います。大変きつい言葉になりましたけども、（町長挙手）町長には求めています私は。時間来ました。そういうことでしっかりねやってくださいよ。そうしないとまだ私も全部納得しているわけじゃありませんけども。しっかり頑張っていてやっていただきたい。いうふうに思っています。

議長 これでは熊谷勝君の質問を終わります。

議長 次に2番河野清君の質問を許します。

2河野 設楽ダム問題と、今度建設予定の道の駅民俗博物館について質問致します。まず設楽ダム問題であります。

建設費の増額について2008年の公示で2070億円であったものが2016年の公示において2400億円に330億円の増額となりました。その理由は消費税増や物価変動等によるということではありますが、そのような漠然としたもので承知することはできない。そもそも中部地整の設楽ダム検証過程において、ダムによらない代替案より1番安上がりだとしてダム建設が進められた訳であります。簡単にこのような増額を認める訳にはいかない。何がどれだけ予定より高くなったのか、330億円の具体的な根拠、内訳、この中には漁業補償等も含まれると思いますが、数字を示すべきであり、そのように国に求めるべきであると考えているがいかがでしょうか。

次に工期の延長について2020年の完成が2026年に延長されましたが、それに伴い付け替え道路工事の完成も遅れるといたします。ダム本体の工事が遅れるのは別段構わない訳ではありますが、付け替え道路が2024年まで先延ばしにされる事は黙っている訳にはいきません。町道町浦シウキ線は、早々と開通し喜ばしいかぎりではありますが、県道10号設楽根羽線は、町長も生活道路である付け替え道路を最優先に造り、ダムの本体工事はその後が順序であると、津具の説明会で最優先の開通を約束した。1年でも早く造るよう強気に働きかける。と答弁されております。そもそも設楽根羽線はダム関連とは関係なく、津具村当時から長年にわた

り拡幅の要請がなされてきたのでありますが、何故か滝瀬橋から設楽大橋までの間は手を付けられず、狭くて危険な現況のままに、未置かれてきております。それがさらに 2024 年まで6年も先延ばしにされるといようなことは到底受け入れられません。ダム本体工事の遅延とは別に付け替え道路の開通は優先して行うよう申し入れるべきだと思いますが、町長はどのようにお考えですか。

次に地質問題について、町道町浦シウキ線工事において新たな活断層の存在が明らかとなり、その延長線がダムサイト左岸に伸びている疑いが出てきました。一時調査で存在しないとされた活断層や左岸のゆるみゾーン、強風化ゾーンの存在が新たに疑われる事態となっており、このままダム工事を進めることは許されません。設楽ダムだよりによると、「今後想定される最大級の地震に耐えるダム」それは設楽ダム地点で想定される最大級の地震のレベル2ということで、これはマグニチュード 6.2 に相当するのだそうですが、中越地震がマグニチュード 6.8 であり、長野北部地震がマグニチュード 6.7、熊本地震がマグニチュード 7.3、東日本大震災においてはマグニチュード 9.0 であり、マグニチュード 6.5 以上の地震はやたらと日本列島で起きております。ことは町民や下流住民の生命・財産に関わる重大問題であり、ダム賛成とか反対を越えて、その安全性について2次調査を行い、町民の不安を払拭させてもらわなければなりません。かように基本計画が変更され、工期が遅れ、地質に問題がある以上、町民の不安払拭のために説明会をすべきと、それを国に要求すべきと思いますがいかがですか。また過日、市民団体より横山町長宛に設楽ダム建設事業についての要請書が出されましたが、それについての御見解も併せて答弁願いたいと思います。

次に道の駅歴史民俗資料館について質問します。平成 31 年にオープンを目指している総額 17 億円に上る巨費を投じる施設であり、やるからには失敗は許されず最大の成果を生み出すものにしてもらわなければなりません。そこで以下の点について質問します。

当該地域は近年2度に亘り洪水に見舞われ、地区の方々から危険地帯とみなされていると聞いています。当該地域の寒狭川護岸は豪雨に対して万全と認識しているのか。時間雨量最大何ミリに耐えると試算して護岸は造られているのか。最近の雨の降り方はこれまでの常識を越えております。これまで時間雨量 30 ミリは大雨とされておりましたが、今では時間雨量 100 ミリ越えがやたらと各地であり、河川の氾濫で不幸な被害が起きております。岩手県の岩泉町において台風 10 号による洪水でグループホームの 9 人の入所者が亡くなられたことがありました。また同じ道の駅岩泉も 1 階部分が 1 メートル以上の浸水被害を受けております。そのような被害が当該地で起きないとも限らない。万が一施設が水に浸かった場合、その対策は考えられているのでしょうか。

次に、道の駅を利用するドライバーの主な動機は、トイレ休憩、地元物産の購入と飲食、そして町の玄関口の施設として来訪客への歓迎と、町の紹介の機能が求められていると思います。そしてトイレの機能の充実は重要であり、そのトイ

レの好印象は利用者の話題を呼び、来訪者への高いおもてなしとなります。トイレこそ快適で綺麗で便利であるべきと思うが、図面を見る限り男子トイレは3基しかなく、洗面所も不明です。基準に適合しているからそれで良いというのはこの道の駅の特徴を出すことはできず、来訪者に好印象をもって貰うことはできない。議場トイレや田口公衆トイレと同規模程度のものは道の駅の機能として極めて不十分であり、この施設の基本理念、売りについて考え方の見直しを求めたい。

そして17億円も投資しての施設であります。その維持管理が今後問題になります。後々の町の財政のお荷物になるようでは困ります。名倉のアグリステーションにおいても収支の改善が求められているのが現状であります。年間収支の試算はされているのか。水特法と水源基金があるからこそのこの施設計画ですが、17億円のうち、町の支出額はいくらでありますか。このような施設は設計の段階から施設に関わるであろう人達、管理運営をする団体や地域住民らとの協議を場を持ち、構想を練り、基本理念、コンセプトの確認のもとに設計を行うべきと考えますが、町長、担当課長の考えをお伺いしたいと思います。以上で1回目の質問を終えます。

企画ダム対策課長 まず設楽ダム問題の一つ目、基本計画の事業費変更、330億円の増額の具体的根拠、数字ということであります。まず国土交通省から聞きますと、変更の理由は、今回工期変更の必要が明らかになったということから、基本計画の変更を行うものであるが、事業費についても、これまで随時行っている調査の結果を反映し、変更することとしたということ聞いています。

事業費の変更内容は、ダム検証の点検結果を反映した上で、近年の社会経済的要因である物価変動や5%から8%への消費税率改正などを考慮したものと聞いております。変更額330億円の内訳であります。物価変動、消費税率改正の増分が約307億円、工期延長に伴う事務費などの増分が約31億円、ダム検証による事業内容の精査で減額約8億円であります、と聞いております。今後の事業進捗にあたっては、引き続きコスト縮減に努めるということあります。

2番目の工期の延長のことあります。設楽根羽線を含む各付替道路の供用時期については、早期に供用ができるよう最大限努力するということで、国からは聞いております。

設楽根羽線は議員の質問のとおり、田口、津具地区を結ぶ重要な主要地方道で、付替県道設楽根羽線については、他の路線に先がけ、平成25年の8月18日に着手し、現在、田口側と八橋側より施工を進めているところであります。

狭隘部の現道については、現道際の本を伐採し、車両等の通行の安全度の向上が図られていると承知しています。いずれにしても、早期に供用が開始できるように、これからも国の方に要望を図って参ります。

2番目の地質問題であります。国土交通省からの説明では、指針等に基づく2次調査というものは、ダム敷近傍に第四紀断層またはその疑いがある線状模様が

見つかった場合に行うものであり、設楽ダムではそのような第四紀断層や線状模様が無いことを確認しています。また、これまでの調査範囲においても、御指摘の断層を含んだ範囲で指針等に基づいた調査を行っており、御指摘の断層近傍では「第四紀断層の疑いのある痕跡を示す線状模様は確認されていない。」と聞いています。

左岸のゆるみゾーンと強風化ゾーンであります。国土交通省からは、一般的にダムの地質調査は、計画及び設計段階から工事着手後も継続的に実施し、調査を重ねることによって、より精度の高い地質性状の把握が可能となっております。平成21年までの地質調査の結果により、ダムサイトの地質は130m級のダムの建設は可能であるということをお知らせしております。現在、行っている調査は、本体設計のための調査であり、ダム本体や貯水池周辺の安全性についても万全を期するため、「継続的に調査を行っていく。」と聞いています。地質調査の結果説明すべき事例が生じた場合ということになりますれば、説明要請を行うということと考えております。

建設課長 建設課からは清崎地区の豊川の護岸整備についてお答えをさせていただきます。清崎地区の方が洪水に見舞われ、田んぼ等に水がついたとされているのは、戦後最大の出水であった昭和44年8月豪雨のことだと思われ。今回、愛知県において豊川の護岸整備を進めるにあたり、左岸側の堤防の位置を約10m引き下げ、堤防高も3m上げて計画することにより、昭和44年8月の豪雨が起きた場合でも、堤防高まで2.5mの余裕ができる計算になっています。また、河川の断面的なお話しをさせていただきますと、現在の断面で流れる流量は780 m³/sから整備が行われますと1,050 m³/sとなり、約1.3倍多く流れるというような状況になります。これは、100年に1度の洪水にも耐えうる河道が確保されることになると、愛知県建設部から聞いています。100年1度の洪水にも耐えられる、河道が確保されるということですので、万が一にも水につくことは想定しておりません。なお、この100年1度の確率については、設楽ダムが完成し上流で洪水調整が行われた場合という想定になっていますので、申し添えます。以上です。

産業課長 産業課からは道の駅に関する御質問についてお答えさせていただきます。まずトイレでございますけれども、この道の駅につきましては最新の高速道路の休憩施設と同程度の施設づくりという考えのもとで設計を進めております。トイレは駐車場からわかりやすい位置に設けまして、男女トイレ内のブースは天井まで仕切られた完全個室タイプとして落ち着いた環境を提供するため、設置する器具については、最新の機能性の高い機器を使用する計画です。便器数や洗面器数につきましては、NEXCOサービスエリアにおける器具数算定式によりはじき出しておりまして、これ以上の数の設置は、さらなる投資と運営経費が必要となると考えられます。また、トイレについては、歴史民俗資料館のものも使用していく考えでございます。さらに道の駅の集客、認知度を上げるためには、

数は少なくとも機能性が高く、より清潔性を保つハイレベルなトイレを目指すとなりますと、限られたスペースの中では算定式を用いた現状の個数が妥当であると考えております。

次に事業費の関係でございますけれども、歴史民俗資料館は、水源地域特別措置法の「水源地域整備事業」、道の駅清嶺は豊川水源基金による「水源地域振興事業」としての位置づけを得て実施しております。これらの事業につきましては、設楽町の負担額の「8割」を県と下流市町からいただく事業として進めております。年間収支の試算については現在実施設計中で、具体的な維持管理費の算定は行っておりませんが、将来のことを見据えて、維持管理費を減らす施策を盛り込んで設計を行っております。運営団体につきましては、去る10月18、19日に開催しました地元説明会においても、発足に向けた協議の場を早急に設けるよう強く求められており、去る11月29日には地元住民からその旨の要望書も提出されております。町としましても、発足に向けた準備を鋭意進めているところであります。以上です。

教育課長 維持管理につきましては、ただ今道の駅側と同じでありまして、実施設計中であり維持管理費の算定はまだ行っておりませんが、今産業課長が申しましたとおり、維持管理費を低減させるためのいろいろな施策を講じて行く予定であります。それから最後のところにありました設計段階から構想を練り、基本理念、コンセプトの確認のもとに設計を行うべきと。仰せのとおりでありまして、歴史民俗資料館についてはオープンする前段階から「友の会」や「育てる会」など名称はともかくとして、館の運営をお手伝いいただくボランティアスタッフの設置は必要だろうと考えています。しかしながら、展示の設計をする段階では、文化財の保護審議会委員の中から展示設計ワーキングを設置して、設計業者と十数回にわたる検討会を開催しながら、展示のあるべき姿を検討して参っております。それらの検討結果を踏まえて、基本設計を行っておりまして、現在、展示実施設計を進めておる段階であります。特殊性のある設計でありますので、地域住民の方々に参加していただくことは考えておりませんが、運営の段階になってまいりましたら、協力者を募って実施して参りたいと考えております。以上です。

2 河野 増額について、物価の変動、それから事務費等で330億円ということですが、我々が知りたいのは本当はそういった漠然とした大まかな数字ではなく、330億円の積算根拠、これがこっだけ当初予定よりも上がりました、これについては新たに必要になりましたとか、そういうことで合計330億円高くなりましたのでっていう説明が本来あるべきではないか。そういった事をあげる以上は住民に対し説明する責任があると思っております。それが1点。

それから工期の延長についても、明らかにダム本体工事が遅れることによって、付け替え道路も遅れるということになる以上は、もしそれがそのまま現在の県道10号はあの状態で据え置かれるとすれば、住民に対する説明が、当初の最優先で行うという約束で始まった話でもありますので、その説明が求められるというこ

とで、そういう機会を作る必要があるのではないかと。また、ダムは耐震も万全を期しているということですが、かかる地盤の懸念が生まれた以上は、それに対して誠実にそのような心配はいりませんと、絶対に大丈夫ですということ、町民、住民に説明すべきだと。それによって工事はやっとなめられるべきではないかと。で、そのいろいろな安全、私に言わせれば神話のようなことだと思わんですが、絶対に予想される地震に対しても充分耐えうる設計だと言っているその根拠がレベル2を想定していると。それはマグニチュード6.5。それ以上の地震はもう目白押しに起きておるわけですから、それをああそうですかと簡単に納得する訳にはいかない。やはりそれもこのような耐震基準で充分だということであればやっぱり説明する責任が国にはあると思います。それで是非とも町民に対する説明会をこの3項目の問題点について明確に説明をする機会を求めるべきだと思いますが、町長いかがかお聞きしたい。

それから道の駅についても、河床の断面積で見れば秒速790 m³あるから大丈夫だと。時間雨量100ミリでも耐えられるという説明であります。先ほど言いました岩手県岩泉の大洪水について十分に岩手県においても安全基準を満たした護岸をしておいたと思いますが、それを上回る土砂崩れや土石流、それからそれに伴う流木などによって川は氾濫し溢れ出た被害が起きている訳です。ですから単純に水の量が断面積でこれだけの秒速790 m³あるから大丈夫というそういう机上の数字だけで、測れないのが災害の主な原因なんです。それ以上の何か要素が加わって水害は起きる訳で、やはり大変もともと危険なところでもありますので、そういうところでもありますので、その道の駅についてはやはり1階に貴重な資料を置く収蔵庫が計画されておる訳で、そういった面も含めて十分な対策がされているのか。洪水に対する。それを再質問します。

企画ダム対策課長 住民説明の件でございますけれども、先ほど申し上げました地質調査の結果が、説明すべき事項が現れたという場合には説明要請を行うということを考えておりますので御理解をお願い致します。

建設課長 河野議員の御指摘の中に時間雨量何ミリというお話がありましたが、逆に今の断面があった時に時間雨量100ミリ降ってもただその継続性で24時間何ミリ降るか、2日間何ミリ降るか、そういう考え方によって、また流域の流れ込む量、色んなことを換算して今の断面等決めさせていただいておりますので、ですのでこれから設楽ダムができますと上で土砂等の防止等もできるということ、100年に一辺の洪水でも大丈夫というふうに計算をされておりますので、先ほど歴史民俗資料館側でですね、洪水に対する懸念はないんじゃないかというふうに私は理解しております。以上です。

教育課長 重要な文化財等の収蔵は特別収蔵庫というのを収蔵庫の中の収蔵庫へ作りますので、よしんば水が浸水したとしても資料の保存に影響を及ぼすことはないと考えています。

2 河野 御返答いただいていないのは市民団体から寄せられた町長に対する要請書

についての御見解を町長お願いします。

企画ダム対策課長 3点の趣旨を事細かく説明しますとあれですので、1点、2点につきましては利水治水の根拠についてのこと、それから3番目につきましては税金の使途についての要請でございますので、町が答えるべきものというものではございませんので割愛をさせていただきます。2番目も先ほど河野議員が同じように地質の件に関し2次調査を国土交通省にするように申し入れてくださいという要請でございますので、先ほどの答弁のとおり国土交通省の指針により2次調査を行うときには2次調査をやっていただき、それに基づいて地質調査の結果で説明すべき事例が生じたという判断される場合には町から説明要請を行うという考え方であります。

2 河野 ということは、町から国に対しては新たな問題、変更及び地質等の問題の疑問に対して回答するように要求するっていうことは無いということでしょうか。

企画ダム対策課長 現時点ではそのとおりです。

2 河野 それから道の駅、資料館について、本来こういう計画がある場合には設計者と担当だけでなく、それに関わるであろう人達の意見と協議、そういう中の総意としてこういうものにしていきたいと、こういうものにすべきだと、そういうポリシーなり理念を確立して、それを設計のプロに委ねて最高のものをするというのが1番あるべき姿だと思うんですが、今からでも良いですので設計にどんどんそういった運営する人たちの参加を求めて、それを設計に反映していうというそういう方針転換、その中では私はトイレを素晴らしいものにするというようなことも含めてですね、もっと設計に反映していただきたいと思うんですが、そのような、まだこれから立ち上げるというような答弁でしたけども、そういうことはもう次が設計の最終の方に入っていきうようなお話も聞いておりますが、やはりその前に立ち上げてそれを設計に反映できるような形にすべきと考えますがいかがですか。

産業課長 以前基本構想等ができた段階からいろいろ地元の代表の方ですとか事業者さんとお話をしたりして、また、基本設計の段階でもいろんな団体の方の御意見等も聞きながら進めてきたつもりでございましたけども、なかなかまだ地元の説明会等に入って見ますと、やはり運営団体がはっきりしていないと言うところでそういった声がまだまだございますので、早急に運営団体を立ち上げるようにしまして、いろいろな意見を、まあできることとできないことがあると思っておりますけども、反映させていけるようにしていきたいと考えております。

2 河野 できてからの管理運営、維持管理についてまだ試算していないということでしたね、さっきの答弁では。でもやっぱり道の駅、名倉のアグリステーションも収支に問題があるというようなことが試算として出ているらしいんですが、そういうことにならんように、やはり大金を投じてやったものがえらい赤字になるようなことにならんように、やっぱりしていただきたいと。そのためにはあらゆる

方法手段で設計に反映させていくということをやっていただきたいと思います。トイレの件についてはやっぱり今のところ男子が3基というのは変更ないんでしょうか。変わらないんでしょうか。

産業課長 いろんな数字等算出しております、私たちは適正な数と理解しております。また国土交通省の道の駅の登録要件等見ますと、最低でも男女大小併せて10機というのがございますけども、これらもクリアしておりますので、適切な数と理解しております。

2 河野 道の駅資料館については造る以上本当に造って良かったと。それを最大の効果を生む形でやっていただきたいと思っておりますので、今申し述べた点も含めて、進めていっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

議長 これでは河野清君の質問を終わります。お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 14時45分まで休憩としたいと思います。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時45分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に1番今泉吉人君の質問を許します。

1 今泉 それでは議長のお許しをいただきましたので通告に基づいて一般質問を始めさせていただきます。件名「吸血鬼、ヤマビルの恐怖を問う」という件名で質問致します。ヤマビルの生態は、ネットで調べますと、今や日本全国33都道府県に拡大し、日常生活を怯えさせています。ヤマビルは、円筒形で、体長2から5cm、伸びると5から7cmになり、体の前後腹面に吸盤が、ほふく運動(尺とり虫のように)人や動物に接近し付着します。寿命は3から5年程度といわれています。ヤマビルは陸に棲むヒルですが、落ち葉の下、草むら、河川沿い、森林内等の湿気の多いところを好みます。活動期は、4月から11月ころで特に、6月～9月ころが湿気、降水量が最も適した気象条件になり、生息密度が高まり活動も活発です。ヤマビルは、動物や人の吐く息に含まれる炭酸ガスや体温などで、その存在を知り移動し、付着すると痛みはなく直ぐに吸血します。その際、ヤマヒルは、ヒルジン(凝血させない液体)という物質を体内に出しますので、傷口から血を押し出すように、血と一緒にヒルジンを絞り出します。ヒルジンが体内から消えないと血は止まりません。ヤマビル自体は、毒を保有してないようですが、稀に、じんましんや発熱等の症状をきたす場合もあるそうです。ヤマビルの移動速度は、1分間に1メートル程度です。その生態は、獣(イノシシ、シカ)等にとりつき、各地域の生活の場に入り込む軟体動物で、動物、人間等の生血を吸い、一度吸血すると2年間も絶食に耐えられることもできるそうです。

その駆除方法は、何処の自治体も決め手がなく、苦慮していることを聞いていますが、そんなことを言っていたら大変なことになると思われます。自己防衛策は、忌避剤を足下を中心に靴や衣類に塗る方法と市販の虫除けスプレー、塩等で

身を護る方法があると言われていています。ヤマビルの特に多い場所でヒルの数を減らすには、殺ヒル剤（薬剤）、消石灰、木酢液、食塩等が有効ですが、大量に散布すると土壌や植物への影響が危惧されるそうです。このようにヤマビルは、住民を脅かす軟体動物の一種です。この件については、2015年3月議会で同僚の議員も取り上げております。私は、現在までの設楽町管内で、ヤマビルの被害の実態を調査しました。それによるとヤマビルが活動している地域は、神田、平山、荒尾、和市、田口の一部杉平等で住民数十名から事情聴取し、実際にヤマビルに吸血された部位も確認し、何名かが、悲痛な声で涙ながら話してくれました。このように、神田地区などは生活にも支障を及ぼしていることが判明し、「町は、わし等のことを考えてくれない。どうなっているのかね。」とも言われました。とにかく、この地区の皆さん、特に高齢者を救うためにも町が、ことの重大性を認識し、町民のために真剣に取り組むことを希望し、畑仕事をしたくない。山、川、遊休地などに入りたくない。林道や農道を歩きたくない。等、言わないように対策を練るとともに、ヤマビルの吸血で恐怖を訴えていることを分かって下さい。そこで質問ですが、

町として、町民の自己防衛策を伝授することも非常に大事だと思いますが、大量に発生していると思われる神田地区をモデル地区に指定し、ヤマビル壊滅作戦の展開ができないかお聞きしたい。

ヤマビルは乾燥地を嫌がることから、山林の間伐、枝打ち、草刈等を積極的に実施や大がかりな薬剤散布ができる予算計上ができないかお聞きしたい。

11月後半から翌年の3月後半にかけて、ヤマビル活動休止の間に、町や消防、県新城設楽建設事務所等が中心となり、住民と協力体制を整えて、遊休地等に火入れ（野焼き）で、ヤマビルを駆除撲滅ができないかお聞きしたい。

ヤマビルが、このような状況で増え続けると近い将来、設楽町全域に拡大されることも懸念されます。前回の答弁で、駆除対策に決め手がなく、予防対策をするしかない担当課長が答弁していますが、住民目線を重視した取り組み対策を講じたのか疑問を生じます。また、町長も、ヤマビルは大きな問題と捉えている、対策予算の確保を県に働きかけると答弁していますが、その回答を町民に回答したのかお聞きしたい。以上1回目の質問を終わらせていただきます。

産業課長 それでは今泉議員の御質問に答えさせていただきます。まず神田地区に関する事でございますけども、神田地域の皆さんは、神田区全域にヤマビルによる吸血被害の低減、生息密度の低減、生息域の縮小を図るため、町の地域づくり交付金事業を活用する中で、ヤマビル生息地での環境整備活動が実施されています。具体的にはヤマビル対策に詳しい県森林・林業技術センター職員やヤマビル忌避剤に詳しい方を講師に招いての研修を行い、実際に地域の皆さんが出役して、除草や薬剤散布などの対策を実施しています。ヤマビル対策には、速効的な被害対策がないのが現状でございますが、ヤマビルが生息しにくい環境をつくる対策を根気よく継続していくことが大事ですので、今後も地域の皆様の主体的な取り

組みに対しまして、引き続き積極的な支援をしていきたいと考えています。

次に大掛かりな対策への予算計上の話でございますけれども、間伐や除伐、枝打ちなどは既存の林業施策であります「あいち森と緑づくり事業」や「豊川水源基金事業」などの補助事業があります。また、集落周辺の里山についても荒れることにより、ヤマビルが好む環境が増えていると言われております。地域住民が一体となった組織が実施します、地域の森林の保全管理等の取組みに対し、一定の費用を国が支援する事業もございます。御要望があれば、こうした国・県の補助金を使い、積極的な支援をしていきたいと考えております。広範囲にわたる薬剤の大量散布につきましては、議員の御指摘もありましたけれども、環境への影響が考えられますし、また枯れ葉の下や草むらに住むヤマビルの体に薬剤が直接付着せず、効果が発揮されないことが考えられますので、局所的な対策としまして適切に薬剤を散布を行うことが重要と考えております。

11月後半から3月後半にかけては、空気が乾燥し風も強いといった、特に火の取り扱いには十分に注意しなければならない気象条件が重なる季節です。消防担当にも相談しておりますが、山火事への危険性があるので避けてほしいと回答をいただいております。ヤマビル対策としましては、先ほどから申し上げておりますけれども、草刈等の環境整備と合せて、薬剤を局所的に使用していくことが効果的な手法であると考えております。

最後に対策予算の確保等でございますけれども、県は、森林整備事業に関する説明会などで森林所有者にヤマビル対策の説明を行っております。ヤマビルの生息範囲拡大防止のための目的ではございませんが、イノシシやニホンジカの農林水産物への被害防止対策として、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を実施しております。設楽町の来年度の計画は、特にニホンジカの頭数を増やして計画しております。それに対する補助金も県に対して増額要求してまいります。より多くの個体数を捕獲することになるため、ヤマビルの分布を広げている可能性があります。ニホンジカやイノシシの個体数減少につながり、ヤマビルの分布拡大を抑えることも期待できます。このように県と連携・協力して、吸血対象動物対策にも積極的に取り組んでおるところでございます。以上です。

1 今泉 今いろいろ答えてもらって地区の人から皆出てやってもらえると聞きましたが、とにかく神田地区ですね、今1番ヤマビルがひどいということで何人かの人から私もいろいろ聞きましたが、この地区をモデルの地区にして何とかその地区だけ周辺ですね、そこでできて、できる方法を町として考える方策はないですか。

産業課長 神田地区の皆さんにつきましては、先ほどお話をさせていただいたように地域の皆さんが主体となって行っておりまして、まさにモデル的な取り組みをされておりますので、今後も継続していただくとともに町としましても積極的に支援していきたいと考えております。

1 今泉 そうすると町としては例えば神田の方ですね。あちらの方だとか平山の方に

行って、実際にそういう地区のところへ行ってヤマビルの実態等の調査っていうのはしておりますか。

産業課長 調査につきましては、以前田中議員から御質問をいただいた後、広報したら等に掲載しまして、ヤマビルの被害、ヤマビルを発見したら産業課の方まで御連絡をとというような広報もしておりますけども、実際には産業課の方にはそういった報告は上がっておりません。また町の方から出向いて調査をしているというようなことはございませんけども、そちらにいった職員がヤマビルに噛まれて知らずに役場に帰ってきたりとかいうことがございますので、かなりそちらの方では蔓延しているというのは状況としては承知しております。

1 今泉 そうすると今後はさっきも第1質問でしましたように、神田だとか平山、それから荒尾、和市、それから杉平の方ね、あちらの方まで入ってくるんですが、いずれこんなことをしていると設楽町全体までに入ってくる可能性があると思います。特に花の山のところで今設楽町がやっておりますが、あそこにもしヤマビルに生息するともう中にも何にも入れない状態になってしまいます。こうした場合に花の山自体になにか良い方法がないか、駆除する方法がないか。そういう方法は何かないでしょうか。

産業課長 花の山公園につきましてはやはりイノシシですとか、シカはどうかわかりませんがイノシシの被害がございますので侵入防止柵、よく地域で行われておりますあいつたものを購入しまして、そういったシカですとかイノシシの侵入防止を図っていかうと考えておりますので、そういったことで花の山公園にヤマビルが侵入していくのを防いでいきたいと考えております。

1 今泉 先ほど私が質問しましたように、遊休地ですね。耕作放棄地だとかあいつたところに、今現在は枯れて草だらけになっておるんですが、そういうところに対する町の火入れに関する条例があるんですが、そういうところで火をつけても良いということがありますが、それをやる方法を町としてはやらないんでしょうか、どうでしょうか。

産業課長 確かに火入れ条例ございますけども、森林法第21条の申請があった場合ということで条例を設けている訳でございますけども、この森林法第21条の火入れにつきましては、土地の利用目的をもってその土地の上の木ですとか雑草、堆積物等面的に焼却する行為ということで、害虫の除去ということも森林法には謳ってございますけども、あくまでもその害虫というのは森林病虫害の除去ということで、例えばマツノザイセンチュウですとかそういったような木材に害を与えるような害虫の駆除の目的ということになっておりますので、ヤマビルというのは今回この火入れの条例には該当しないということで理解しております。

1 今泉 火入れをしていいのか悪いのか、野焼きですね。これを設楽町として、町としてはそういうのをやって良いか悪いか、それをお聞きしたいんですが。

産業課長 森林法で言います火入れではできないと理解しております。

1 今泉 私の資料見ますと、設楽町のやつもあるんですがね、火入れっていうことで

第 21 条森林または森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地、その他、土地においてはその森林、または土地の所有者の市町村の許可を受け、その指示のとおりに従ってなければ火入れをしてはならないということを書いてあります。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合はこの限りでないと。21 条 1 項の中に火入れをしてもいいということがありますよね。1 つ目が造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、前号に係る事項によって農林水産省で定めるものとありますが、町、神田地区だとか平山地区の方は害虫駆除に当たると思いますが、この関係で火入れはできないですか。

産業課長 先ほど回答させていただきましたけども、森林法でいっております害虫というのは森林の病虫害でございます。ですのでヤマビルは該当しておりません。

1 今泉 それでは再質問します。ヤマビルは冒頭でも申し上げましたが、全国に拡大し、住民を怯えさせていることはネットで判明しています。これは他人ごとではなく、もはや国、県、町が住民のために働くことが大事だと思いますがいかがですか。

ヤマビルは、シカ、イノシシが山里へ運んで来ると言われています。殺処理は個体数の調整をしているとのことですが、各地区の個体数は何頭でしたか。シカ、イノシシが里へ入れない対策で柵を設けることができないですか。また、予防対策で看板の設置、広報したらで注意を促したのかお聞きしたい。しているというなら、何処の地区で、何処へ、何枚設置し、広報は何回したのかお聞きしたい。

駆除方法は、ヤマビル研究会の代表、谷重和という人から、吸血される動物の 6 割をシカ、2 割をイノシシが占め、駆除の決め手が見つからないと申ししていますが、専門家によると「寒さで活動を止めるこの時期が来年の発生を減らせる好機」と新たな取り組みを提唱しています。ハイカーのヤマビル被害に悩む、神奈川県が、灯油式バーナーで地面を焼く。草刈り機による除草をする。消火を兼ねてヤマビルキラー、液剤を散布する。方法をマニュアル化し、卵のうだけではなく、コビル、中ビル、大型ビルの数が大幅に減っているのが観察されています。秋田県では、ヤマビル防除費の 60%補助し「第 2 次ヤマビル被害総合対策事業」をスタートさせています。

ようするに、科学的防除、忌避剤の使用、環境的防除、森林の修復・保全、教育の啓発、自治体の取り組みをした結果が現れたと判断します。秋田県金足女子高校が厄介者を追い出す忌避剤で「ダカンヒル」という農薬を発見し、特許を取得したそうですが、当県も対策案を出して欲しいと思いますがいかがですか。

産業課長 大変たくさんのお質問をいただいたので正確に答えられるかどうか自信がございませんけども、まず看板でございますけども、看板につきましては特に東海自然歩道岩古谷に近づくような東海自然歩道の入口等に看板を設置しております。ただ枚数等につきましては今ちょっと把握してございません。

広報につきましては広報したら平成 25 年 5 月号に 1 面を使って広報をさせていただいております。イノシシとかシカの侵入防止柵でございますけども、これ

につきましては神田地区からもいろいろ農地の被害防止ということで要望がございますけども、なかなか国の事業でございまして費用対効果の面とかでなかなか難しい面がございます。

あとシカの頭数でございまして、どここの地区に何頭生息しているだろうというそういった予想は今のところわかりません。あと県に対して、県も神奈川県のようなマニュアルをつくるべきではないかというような御指摘もございましたけども、今のところ愛知県に聞きますと具体的なそういったヤマビル対策の予算とか措置は行っていないという回答をいただいておりますが、ただ先ほど私が申し上げたようにシカですとかイノシシを駆除する費用を大幅に要求していこうと考えておりますのでそういった面で連携して、被害分布の拡大防止に努めていきたいと考えております。

- 1 今泉 前回の答弁で、ヤマビルを駆除する決め手がないと聞いていたのですが、神奈川県相模原市では、環境対策を市が、ヤマビルは乾燥に弱いので、草を刈り、落ち葉などを片付け地面を乾燥させ、ヤマビルが生息しづらい環境を整備することが重要と言っています。ヤマビルを見つけたら、食塩水を20%、木酢液を50%、酢酸溶液、アンモニア水等を用いれば駆除ができると言っています。ヤマビルは吸血されても細菌やウイルスに感染することはないと言われていたのですが、ハイキングに出かけた人が吸血され、2週間後に、じんましんが全身に広がり発熱、頭痛、全身倦怠感、リンパ節腫れなど全身症状をきたした症例も報告されています。ヤマビルの腸内から日和見菌感染、細菌やウイルス等の病原体が原因で発症する感染症をおこす細菌や、いろいろな細菌が見つかっています。吸血被害を受けた高齢者が免疫力をもっていない場合は、何らかの感染症になる可能性があります。注意が必要と言っています。設楽町も高齢化が進んでおり、このような感染症になる可能性があります。町は防除対策ができないか再度お聞きしたいです。

産業課長 またちょっと繰り返しになってしまうんですけども、やはり地域の皆さんが主体となって神田地区の皆さんのようにやっていただくことを継続していただくことに対して積極的に支援していきたいと考えております。

- 1 今泉 神田地区の方から先ほど言いましたが町の方にそういうことがあって相談だとかそういうようなことがあんまりないと言われましたが、全くそのようなことは無いですか。

産業課長 ございません。

- 1 今泉 私がそうすると回ったところ、神田、平山、そして和市、荒尾、あっちの方を回ったんですが、町の人があそこに来て、ヤマビルの被害があったかあわんかっていうことをそういう調査にきたって言うこともまた聞いておりませんと言っております。また、ヤマビルのそういう看板だとか、そういうものを設置、注意義務だとかそういう看板も山の方に設置あるかと言ったら、それは一切ありませんと言っております。このようなことではその神田だとか平山地区の大量に発生している地区ですね、ああいうところは山に入るのも怖がって入らないと思います

が、これをなんとかする。何回も同じようなことを言うんですが何か良い対策で看板をもっとたくさん設置するだとか、ここに入ると食われると、そういうようなことはできないでしょうか。

産業課長 看板につきましてはまだ余裕と言いますか枚数ございますので、こんなところに立てていただきたいというようなことがございましたら建てに行きたいと考えております。

1 今泉 そういうものがありましたら、看板を持ってくるっていうことは町の方が言われた方のところに持っていってくれるんですか。

産業課長 地域としてこんなところに建てて欲しいというような御要望がございましたら、そういったところへお配りしたいと考えております。

1 今泉 もう一つですね。現在、移住定住で各地区が頑張っていると思います。もし、移住希望がある世帯が、設楽町には、ヤマビルという生物がいるということを知れば「そんな地域には行きたくない」というと思いますがいかがですか。また、道路改良工事で移転する住民がいるがその方も「こんなところに住んでたくない。よそに出たい」と言っておりますが、こう言うような町から出て行っちゃやうなことだとか、来るのが嫌だということをどう思いますか。

産業課長 逆にそういったことではなくて、地域の皆さんが、大変こう、自分達の生活を守るというようなことをやられている地域ということで、またお勧めできるかなあとは思います。

1 今泉 そうじゃなくてですね、やっぱりなんで今、あそこの方はそれだけ悩んでいるかっていうと、ここ数年ですね、お百姓をする年寄りの方、畑出ても歩いているだけで、草を取っているだけでヤマビルにとりつかれて吸われると。あげくには家庭で猫とか飼っている場合ですね、猫にヤマビルがついてきて家庭の中に入ってきます。そうすると家庭の中にポトッと落ちます。その落ちたのが人間にとりついて知らぬうちに血が出て止まらないっていうような状況があるんですよ。このようなことがあって本当にあっちの方は困っているんです。何とか町だとか皆が頑張ってもらって、とにかく今のヤマビルが発生している特にひどいところですね。そういうところをなんとか町が盛り立てて、どうしようかこうしようかということを考えて貰いたいと思いますけどもいかがですか。

産業課長 本当に繰り返しになってしまうんですけども、継続して取り組んでいただくことに対して積極的に支援していきたいと考えております。

1 今泉 同じようなことばかり言っていると思われてもいけません、10月31日ですね。豊橋市役所で地方創生推進調査特別委員会が行われました。まち・ひと・しごと創生総合戦略の27年度の評価の報告があって、人口減少に適した快適で暮らしやすい町づくりの戦略が11月1日、東愛知新聞の一面に掲載されました。設楽町は今言ったように、神田、平山、荒尾、和市、杉平地区がヤマビルの大量発生で困っています。快適で暮らしやすい町づくりをするなら、このヤマビルを壊滅するしかないと思いますが、町の姿勢を聞きたいです。

副町長 いろんな地域でですね、それぞれ良いところと悪いところがあると思います。

全てが良いという地域はございません。その中でですね、設楽町ってまわりが山ばかりで人もおらんしイノシシやシカの方が多いよとか、そういう条件を示しながらですね、それでも俺は良いよと言う方がですね、こういう地域に住んでいただけていると思っています。そういう今ヤマビルで神田地区の方が大変お困りであるということは私ども充分承知しておりますので、できる範囲の対策を打っていきたいと思っています。ですので不利なところばっか宣伝してですね、来る方がそれで敬遠するということではなくて、地域ぐるみでですね。来ていただける方についてはウェルカムで迎えていただきたい。また人情も厚いですし、皆さん優しい方が多いですので、そういう方も含めてですね、なるべく多くの方にきていただくような施策を打っていきたいということでございます。そのヤマビルの件につきましては、できる限りの対策をとっていきたいと思っていますのでよろしくをお願いします。

- 1 今泉 今嬉しい言葉をいただきましたが、現在ですね、毎年、神田地区の、神田ふれあいセンターってありますよね。あそこに豊橋だとか名古屋から子ども達が夏にきています。その子ども達が川の方に行って遊ぶんですが、子ども達が防除の格好をして行っても、川に行くだけでもうヤマビルに取りつかれると。もうこんなところに行きたくない、子ども達が神田の町民の方々に申しております。またこの間ちょっと前に聞いたんですが、神田の山ですね。山の中でもそうだけど、登山道を歩いていた、浜松の方が来て歩いて上がっていったんですが、上から下りてきてたまたま町民の方が出会ったんです。そうしたら足の方からズボンにヤマビルがいっぱい付着しとった訳ですね。1匹や2匹じゃなくて何匹も付着しておって、神田の年寄りの高齢者のおばあさんが「あんたなにしてきたの。」って「なにかいるの。」言って「これヤマビルだよ。これ血を吸うんだよ。」って言ってそれで「もうこんなヤマビルの多いところは2度と来たくない。」ということを書いて帰っていったみたいです。そのようなことであの地区は本当に今困っているんです。こんなことをしているといずれはシカだとかイノシシ、そういうものが運んでくる可能性が大とっておりますが、設楽町、そのうち田口、津具、名倉、これ全部まわっていくと思います。そこにいかないような防止対策でシカだとかイノシシ、個体数を問うじゃなくて、それを発見したら全て殺してしまうというふうな対策はできないかお聞きしたい。

産業課長 被害というか、カモシカとかシカによる生息域の拡散、拡大を防止するために有害鳥獣駆除ということで、たくさん予算を要求しながら頭数も増やしながらやっていきたいと考えております。

- 1 今泉 最後にですね、このヤマビルは神田、平山、荒尾、和市、杉平等にここ数年から生息範囲を拡大して、近い将来には先ほど言ったみたいに、設楽町全体に広がる懸念を致します。どうかそのような事態にならないように、町、県、国がヤマビルを退治する方法を捻出し、安心安全の設楽町づくりをしていただけるよう

に、町としての姿勢を町民の皆さんにお答えできるように念じて質問を終わります。

議長 これでは今泉吉人くんの質問を終わります。

議長 次に6番高森陽一郎君の質問を許します。

6高森 失礼します。お許しを得ましたので質問させていただきます。私の質問は2点でございます。1点、設楽町歴史民俗資料館（仮称）について。1点、設楽町公共施設等総合管理計画についてでございます。

設楽町歴史民俗資料館（仮称）について、3月定例会で歴史民俗資料館について質問したところ、既にその案は設計変更するという答弁をいただいたので意外に思ったが、今般の全協で出された第2案の歴史民俗資料館は全くコンセプトが異なりデコラティブな外観となっており、驚きでもあります。全協でも質問したように屋根の形状に不安な点があり質問いたします。

1、波打った屋根は雨漏りが予想されるが設計及び施工会社の担当者はどのような説明をしているのか。同じ形状の建物の実施例はあるのか、そしてその現況は。

2、冬場の長い地域性からして冬期暖房に木質バイオマスボイラー等による暖房等の考えはあるのかどうか。

3、再生可能エネルギーとりわけソーラーパネル等あるいは水車利用等による夜間照明を含めた照明設備の設置はどうなっているのか。

以上の3点の答弁を求めます。

続いて、第2点です。設楽町公共施設等総合管理計画について。名倉地区では11月9日にJA会議室で17名の地区住民を集めて説明会を行ったが、公共施設が小規模なものが多い同地区で、更に旧教育施設を減らす方向での説明がなされたが、改めて質問いたします。

1、昨年9月に町長と住民対話集会のとき、町の方から一方的に旧名倉中講堂は取り壊す旨の発表がなされたが、今回の住民説明会の後、各施設についての具体的な利用法についての地区住民の意見集約をどのように行うのか、説明を求めます。17人の意見が地区全体の意思であるとするのは無理があるので、小中高のPTAの意見といったくり方によるアンケート、あるいは質問表があってもよいのではないかと。

2、施設の評価に、新旧と利用度の多い、少ないが2本の大きな軸となっているが、旧名倉中施設は、校舎の一般利用制限と雨漏れ防止工事の不徹底により、今では一般の利用が危険であるとして禁止に近い状態となっているが、適切な補修があえて施されなかったことに原因があり、町の責任は軽くないと考えるがどうか。

3、教育財産から一般財産への評価換えは学校施設等の耐震化対策を見据えてなされたものではないかと。

という以上の3点の説明を求めます。これで第1回目の質問を終わります。

教育課長 それでは歴史民俗資料館の部分についてお答えさせていただきます。まず高森議員の質問の中にありまして、3月定例会で設計変更云々っていうのがありましたけれども、確か3月議会では地下室を水の関係で断念すると言った覚えがあるんですけども、その他の設計のことを言った覚えはございませんのであしからず、伝えておきます。それから今般の全協については、資料館については何も出していないということと、第2案って言われたんですが、9月議会の全員協議会では現基本計画を説明し、第2案など何もありませんでしたので、それも付け加えさせていただきます。

それでは最初の雨漏りの心配の件なのですが、波打った屋根はっていうくんだりです。屋根というのは年間を通して降る雨や、強い夏の日射、冬の雪や風、寒さといった厳しい自然から資料館を守るものでなくてはなりません。しかし、震災時のように屋根のタイプによっては家屋倒壊の原因になってしまうこともあります。また、多様化するデザインニーズに応じていくこともこれからの屋根に求められる大きな課題となっており、今回採用する金属屋根はその優れた性能とデザイン性で幅広いニーズに応えることができると考えております。9月の全員協議会でも説明しましたように、今回の屋根はフッ素ガルバリウム鋼板の片ハゼ葺きで計画しています。設計会社からは、この屋根形式は、防水性公的施設におきまして水密試験を実施しており、公的に認証された構造となっている、との説明を受けております。鋼板の下には、通常下地に使用するアスファルトルーフィングではなく、より防水性を高めたゴムアスファルトシートを前面に直接張りにいたします。さらに屋根の勾配のゆるい所には、ハゼの立ち上がり部分に改質アスファルトの接着シートを挟み込む防水工法を採用いたします。この工法は、防水試験を行っており、防水性が確認されております。設計会社からは、このような説明も併せていただいております。

続いて、同じ形状の建物の実施例はあるか、という質問なんですけれども、あることはあるんですけども、東北の東日本大震災以降に建設された地域の小さな施設でありまして、新しい施設であるために雨漏りなどはないと伺っております。

それから冬場の長い地域性からしてというくんだりですけれども、木質ボイラーを導入するっていうことは地球温暖化防止における役割として、自ら化石燃料削減のモデルとなることが求められておることは承知しております。バイオマスボイラーを導入することにより、二酸化炭素の排出量の削減ができるだけでなく、工夫次第で燃料費の削減が可能となります。さらに、地域資源の活用により地域活性化にも貢献することになることも承知してはおりますが、役場本庁舎のような木質バイオマスボイラーによる暖房は、現在のところ考えておりません。

歴史民俗資料館では、施設の性質上、温度・湿度の管理は非常に大切であります。事務室やエントランスホールなどは、木質バイオマスを活用した暖房設備で

もいいのかとも思いますけれども、安定した温度・湿度管理を必要とする展示室や収蔵庫は、それを利用できないと考えております。まして、木質バイオマスを活用するために、設備を分けて二重に設置することも経費の関係でできないと考えております。

それから3番目の再生可能エネルギーとりわけソーラーパネル等、あるいは水車利用ということなんですけれども、今回の歴史民俗資料館の屋根は議員が雨漏りの心配をするような波形となっております。これは、先の9月議会の全員協議会で説明しましたように、「山並みに呼応する屋根」として設計のコンペで選ばれた設計会社の提案を採用したものであります。その形状から御判断できるように、ソーラーパネルを設置することはできません。さらに、屋根にソーラーパネルを乗せるためには、加重の強度の増加も求められることになりまして、建設コストが増大することになります。それから水車利用については、農業用水路もない状態では、設置することは非常に困難であり、検討する価値があるとすれば、津具支所の入口に設置されているような街路灯の電源としての風車が考えられるのかと思いますけれども、現計画には含まれておりません。以上であります。

財政課長 それでは公共施設等総合管理計画についてお答えします。各施設についての具体的な利用方法についての地区住民の意見集約をどのように行うのか説明を求めますということですが、再編計画、いわゆる個別計画策定に当たっては、再度地区住民の皆さんの御意見を伺えるよう地区に出向かなければならないと考えています。その方法については今後検討致します。

小中高のPTAの意見といったくり方によるアンケート質問表があっても良いのではないかについてですが、住民の皆さんの御意向を伺う方法の一つとして、アンケート調査があります。世代を問わず、幅広い御意見をいただく必要があると考えていますので、議員提案の方法もその一つとして参考にさせていただきます。

旧名倉中施設の関係ですが、これは使用目的のなくなった施設には投資はできません。

最後に教育財産から一般財産への評価替えの件ですが、設楽中学校に統合した時点で、行政財産から普通財産へ変更となっております。

全体としまして公共施設等総合管理計画は、これからの施設管理について、その方向性をまとめたものであり、個々の施設については、再編計画において、最終的な方針を定めることとなります。総合計画イコール決定ではないということをご理解願います。以上です。

6 高森 第1点目からいきます。最初にA案、B案を見たとき、非常にシンプルで良いなって思ったんですが、その説明の途中でも既にこの地下室は設計上難しいという説明があって、私はその時多分3階立てにしろと言った覚えがあるんですが、その3階建てを含めたような設計図が直線的な屋根で出てくるかと思ったら、いきなりああいう立派な設計図が出てきてしまったので、やはり設計図っていうの

は現地にあわせた形で作っていると思うのでA、Bの案は直線的な非常に地元的なそういう建物からいきなり、大都会のそういう華やかな感じの、これ見よがしと建物に変更するようなそういう動機はどういう要望からなされたのか、その辺ちょっと経緯お願いします。

教育課長 先ほども波形にした経緯は御説明しましたがけれども、基本構想を踏まえて木材を使って欲しいですか、いろいろな条件を加えて基本設計のコンペ方式で業者を選定しました。その業者の、採用した業者の提案が国道側から見たときに、形はあのおり均等なカーブを描いた山なんていうのはありませんけれども、イメージとして、国道側から見たときに波打った山並みのイメージした屋根にするという提案がそれで決まった訳ではありませんけれども、総合的にその提案が採用されたという経緯であります。

6 高森 この前いただいた山並みの屋根が実施設計に入る設計図ですか。それとももう一度議員とかいろいろな人の有識者から意見聴収して、改めて設計変更かけるとかその辺はいかがでしょうか。

教育課長 設計コンペで業者を決めましてのその選んだ業者の基本設計を踏まえた実施設計でありますので、もともとの数千万かけた基本設計を破棄すればそういうことも可能でしょうけれども、今のところ基本設計を踏襲した実施設計として進んでおります。

6 高森 外観は非常に面白いので良いんですが、やはりあの設楽町には設楽中学校の悪い前例がありますので、どうしても変形した屋根っていうのは非常に、いきなりいろんなところへ雨が集積されて、知らないところから漏れる、そういうふうな危険がありますので、例えば豊田のエアドームなんかオーバル型の屋根ですけど、非常に屋根はシンプルでストレートになっています。あんな形の、やはり後々まで設計コンペの、設計者の設計は尊敬しながらも、後で10年後15年後にすぐに自分たちで手直し、あるいは補修出来るようなそういうふうな対応も考えた設計があるべきだと思いますが、それでもし実施設計いくなるとにかくそこは最大限の注意を払って欲しいと思います。今度暖房に関してですが、せっかく設楽町がこれから大量の木質バイオマスが出てくる時期なので、基本的なそういう暖房の根幹に関してはバイオマスボイラーがあっても良いと思うし、細かい分に関しては夜間とかいろいろなのは、ソーラーパネル含めそういう重油系のボイラーで良いと思うんですが、その辺の切り替えとか、そういうのはいかがですか。二重の施設があるからこれとても金かかってダメって言うそういうような通り一遍の考えじゃなくて複数の複眼的な施設設置ができないかに関していかがでしょうか。

教育課長 今日の一般質問でもありましたように、維持管理費を極力抑えるっていうのは命題でありまして、その木質バイオマスボイラー、私も以前別の課長の時に先頭切って推奨していった立場の人間でありますけれども、文化財の方だとか展示品の方等を考えると、安定した電気、重油の方を冷暖房って言うことでないと、とても維持管理ができないというふうに考えております。それから先ほどの屋根

の件なんですけれども、一枚屋根と構造は同じでありますので下地に張り付いたりとか、そういうことではなくて、一枚の鋼板を組み合わせていくというやり方ありますので、片屋根と同じ造りになりますのでその点は御承知おきください。

6 高森 それでは続いて公共施設の方いきます。この前 17 名ですが 1 名は地元じゃなかったんで 16 名の方となるんですが、名倉地区はどうしても集まらない。つまり括らないと、組長とか区長とかその地区、南部地区とか東部地区とかそういう地区で固めるとすぐ集まるんですが、皆集まれって言うと皆遠慮なさって電話で御指名しない限りは来ないようなそういう地域なので、やはり地区の意見を収集するにはもう少し砕いた感じの意見収集の場を設定するとか、そういうことが非常に大事な中と思われま。例えばあの、町でもこの前中学生会議かなんかしたそうなんですが、やはり高校生も 18 歳から選挙権持ちましたね。高校生会議やっても良いですし、小学生会議をやってもいい。これは石川県の輪島市が小学生会議やっていますが、そういう幅広い、将来設楽町に戻ってきて住むだろう人たちの意見をそこに集約していけば、そういう場の設定もありかなと思うんですが、そういうアンケートをとるときのお爺ちゃんお婆ちゃんの他に、若い人の意見集約はどんなふうにご検討おられますか。

財政課長 名倉地区の説明会の折にも若い住民の方からそのような御意見がありましたので、午前中の一般質問の中でも地区説明会の方が少なかったと、参加者が少なかったということもありましたので、今財政課の方です、どういう方法をとったら皆さんの御意見を伺ったり、こちらの説明が皆さんに届くのかっていう方法を考えております。ですけども、やはり 4 地区ありまして、非常に地区それぞれの特性がありますし、地区それぞれに公共施設の数の偏りがありますので、そういったことも勘案して、説明会とか意見集約会を開かないと、非常に内容の方の偏りが出てしまうことが非常に懸念されますので今それを一生懸命どういうふうにしようかっていうことを検討しておる段階であります。

6 高森 どのみちこれから古い施設は壊される方向にいくのはわかっていますが、名倉地区は非常に拠点になる施設、例えば公民館にしろ、児童館にしろ、遊園地にしろ非常にそういう場所がなく、ママさんカフェとかそういう爺ちゃん婆ちゃんカフェができない。もうあるところは農協の窓口とそれからアグリしかない。アグリはもう商売施設なので、一般の人が気楽に集まれるそういう公民館とか物産センターみたいな、そういう場所がないってところで非常に拠点作りが難しいところなので、そういう中でさっき言われたように、利用度とそれから老朽化だけで施設を簡単に破壊して除去するようなそういう乱暴なことは、今回ちょっと考えていただいて、ゆっくりじっくり、名倉地区は急には減りませんのでこのまま推移していきますので、地区の永続的な繁栄を考えて、慎重な意見集約をお願いしたい。それと共にこの前集まった資料に関して、アンケートに関しては、前回の名倉中学検討委員会で集めた意見をそのまま出さずに、地区住民に知らせずに町でしまい込んでしまった悪い前例がありますので、今回はなるべくどうい

意見があったかとそういうふうなことを回覧でも良いですから、地区に流して貰って、皆さんが行かなかった人もその場の雰囲気味わえるような、そういう設定をして欲しいんですが、そういう御配慮如何でしょうか。

財政課長 午前中も申し上げましたが、もう1度概要版等によって皆さんの御意見を少しでも伺うような方法をとっていきますので、またその御意見を集約した結果、それから地区の説明会の結果を踏まえて、パブリックコメントに出す予定をしておりますので、その折に何らかの方法でそういった御意見を少し周知できるような方法も考えていきたいと思っております。

6 高森 最後になりますが、せっかく教育長へ出したので一言、今度の歴史民俗資料館についての抱負を一言お願いします。新しい設計図でできつつありますので、これにどういう期待をなさっているか、通告ありませんが一言お願いします。

教育長 御指名ありがとうございます。歴史民俗資料館、仮称ですけども、あそこにダムの関係で移転された方、それから南側の入口ということで、大変良い場所ですね、今まで本当に設楽の宝が山の中で眠ってたよなんていうようなイメージからポンと出して貰うということで、今までは保存を中心にさせていただいたんですが、今度はそれを展示することによって活かされてくるかなあというような、保存は大事ですけども、皆に見て貰って昔の設楽の生活はこうだったっていうようなことを理解していただけるためにはですね、非常に良い場所に出させていただいたというふうに思っております。それから経費の関係でなるべく、それはもっと私ども欲を言えば、広いところで、広いところというか広いスペースが欲しいんですけども、最大限活かして、展示も含めてプロの方をお願いをして、少ないエリアでも有効な、展示ができるように随分工夫をさせていただいておりますので、予定どおり31年に開館できましたら是非こぞって、これが私らの資料館だというふうにいきたいと思っておりますので、御協力をお願い致します。

6 高森 今、教育長に非常に力強い希望に溢れた言葉をいただき安心しました。できれば開館にあたっては旧大和村、今の郡上市にある古今伝授の里がありまして、これは非常に面白い施設があって、多分モックルはあそこ参考にしたと思うんですが、道の駅の真ん中に足湯があって、その周りに食堂、レストラン、パン屋からいろんなものがある。しかもお花があって、集落のメインストリートの中に大きな水路があってそこに鯉が泳いでいるんです。そういう非常に親水的な水に親しめるようなそういう環境になっています。一つそういう風なことを設楽町は親水公園という銘を打っておられると思うので、そういう親水な場所も一つ設置して、ほっと設楽を実現できるような一つそういうふうな努力をお願いし、以上を持ちまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これが高森陽一郎くんの質問を終わります。

議長 日程第6、報告第71号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

て」を議題とします。本案について、説明を求めます。

副町長 報告第 71 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。平成 28 年 12 月 6 日提出、設楽町長横山光明。

該当者でございます。氏名が加藤明美さん。説明といたしまして金田忠子委員の任期が平成 29 年 3 月 31 日に満了することに伴いまして新たに候補者として推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。金田委員につきましては、年齢が 75 歳に到達されますので、既定によりまして、再び人権擁護委員になるということができませんので、新たな方を選任するという内容でございます。

議長 本案は人権擁護委員の推薦について、議会に意見を求めています。御意見はありませんか。

(なし)

議長 意見なしと認めます。お諮りします。議案第 71 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」に対する議会の意見は適任としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。報告第 71 号に対する議会の意見は適任とすることに決定をいたしました。

議長 日程第 7、議案第 72 号「町道路線の認定について」と、日程第 8、議案第 73 号「町道路線の変更について」を一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 72 号、「町道路線の認定について」、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定したいので議会の議決を求める。平成 28 年 12 月 6 日提出、設楽町長横山光明。

3 路線の認定をお願いしますのでございます。1 番最初、上原松洞線、起点が田口字上原 14-7、終点が田口字松洞 12-1 でございます。1 枚はねていただきますと、図面が添付させていただいております。この間の認定をしたいという内容でございます。

続きまして大野線、起点が八橋字タキセ 13-2、終点が八橋字長久保 6-7 でございます。もう 1 枚はねていただきますと、その地図が添付してありますのでご覧いただきたいと思っております。

それからもう 1 枚はねていただきますと、天狗棚駐車場線でございます。津具字高笹 3-115、終点が津具字高笹 3-121 でございます。

上原松洞線につきましては町道上原荒尾線の起点、終点の変更に伴いまして、残る原道部分、これは国道 257 号から新しい町道上原荒尾線までの交差点、交点まででございます。を認定致しまして町道として管理するためでございます。大

野線につきましては、林道大野線の一部、これにつきましては設楽ダム建設事業によりまして、付け変わる県道設楽根羽線の交点付近までの約 500 メートルを認定し、町道として管理するためでございます。次に天狗棚駐車場線でございます。県道茶臼山高原設楽線の沿線の天狗棚駐車場と公衆トイレが町に移管されることになりました。両施設を結ぶ歩道を認定し町道として管理するためでございます。

はねていただきまして、議案の第 73 号でございます。町道路線の変更についてでございます。道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり町道路線の変更をしたいので議会の議決を求める。平成 28 年 12 月 6 日提出、設楽町長横山光明。

この件につきましては上原荒尾線、前の上原松洞線と関連がございます。起点をですね、今まで上原 14 の 7 であったものを清崎字上原 16-16。終点につきましては荒尾字野々瀬 22-7 で変わりはございませんけども、全線の整備に伴いまして、国道 257 号側の起点の位置を変更したいという内容でございます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は 1 件ごとに行います。議案第 72 号「町道路線の認定について」質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田 町道上原松洞線のあのグリーンのところなんですけど、前はお借りしてたようなところだったんですが、お名前出していいのかな。安藤さんっていう方がお家の前に町道がなかったということでここが町道に認定されるようになったのでしょうか。これを認定する経緯について教えてください。

建設課長 今の所場所が違います。青色っていうかグリーンで塗ってあるところは原道の山内さんのとこの横から入ってくる道を起点が変わることによって新しく認定させていただくというものです。

10 田中 林道大野線ですけれども、これを町道にする理由についてお尋ねをします。なぜ町道にこれをしなければならないのかという点です。引き続き林道の整備ではいけないのかと。

次の町道天狗棚駐車場線です。これについては初めて見る町道路線の気がします。これ地下トンネルですね。地下の歩道のように見受けられますけども、歩道は歩道であって町道ではないと思いますが、あえて何でその町道にするのか、その理由をお尋ねします。そして距離的にも短いんですが、もう 1 個は既設の道路と繋がっていない町道という事になるのではないかというふうに見受けられまして、そうしますとこれは設楽町の町道採択条例というのがありますけども、その何条何項に該当する道路になるのか。以上お尋ねをします。

建設課長 まず大野線です。大野線につきましては、図面の方で参考資料というのを付けさせていただいています。新しくですね、付け替わる設楽根羽線の所から付け替わる町道大野線の部分がある訳ですけども、この部分について一応ですね、5 メートルで拡幅して取り付けていただきたいと。その場合にですね、協定の中でですね、用地買収とですね、幅員 5 メーターっていうのは町道にないという形的に

できないということで、町道認定をお願いするものでございます。

それから続きまして天狗棚駐車場線の関係ですけれども、町道については特に幅員既定がある訳でなくて、歩道についても重要な路線であれば認定はできるというふうに私は認識をしております。1点ですね、これを整備するにあたりまして、基本的に話をしますと、こういう場合は普通財産で譲与を受けて管理するのが当然だと思いますけれども、こうした場合は有償になると。道路財産から道路財産を貰う分には無償で県からいただけるんですけど、普通財産だと有償で買わないと、財産的にいただけないというような状況がありますので、それをするために地下道路を町道として認定をして全体的に一体的に管理をしていきたいということをお願いをさせていただくものであります。以上です。

議長 他に。よろしいですか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 72 号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 議案第 72 号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第 8、議案第 73 号「町道路線の変更について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 73 号を総務建設委員会に付託することの御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 73 号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第 9、議案第 74 号、「指定管理者の指定について」を議題とします。本案について提案理由の説明をお願いします。

副町長 議案第 74 号、「指定管理者の指定について」次のとおり設楽町公の施設の指定管理者の指定するため地方自治法第 244 条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。平成 28 年 12 月 6 日提出設楽町長横山光明。

公の施設の名称につきましては設楽町つぐ高原グリーンパークでございます。指定管理者となる団体の名称につきましては、一般社団法人設楽町公共施設管理協会。指定管理者となる団体の所在地につきましては設楽町田口字後口 4 番地 4。指定の期間が平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 か年間でございます。設楽町つぐ高原グリーンパークの管理及び運営を効率的に行うため、指定管理者を指定するものでございます。この件につきましては 11 月 15 日、民間の

委員の方を含みました選定委員会を開催し、候補者を選定致しておりますので、議会の議決を求めたいというものでございます。以上で説明を終わります。すみません。1枚はねていただきますと、裏に指定管理者となる団体の概要を添付させていただいております。公共施設管理協会でございますけれども、主な事業、1番下でございますけれども、設楽町の公の施設の指定管理、豊川市の公の施設の指定管理、愛知県の公の施設の指定管理を致しております。もう1枚はねていただきますと、選定の概要が記載させていただきますので、補足説明を担当課長からしたいと思います。よろしく申し上げます。

産業課長 それでは本日皆様のお手元に配らせていただきました、資料ということで公の施設に関わる指定管理者の候補者選定の概要ということで説明させていただきます。まず1ページでございますけれども、施設名は設楽町つぐ高原グリーンパーク。二つ目としまして施設の概要は、1ページから3ページ上段にかけてまして施設の概要を記載してございます。続きまして3ページをお願い致します。募集の概要でございます。募集方法は公募でございました。申請書の受付につきましては、10月17日から11月4日まででございました。募集内容につきましてはでございますけれども、まず指定期間でございますが、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間です。この指定期間5年間につきましては、指定管理者がグリーンパークの管理運営に習熟し、創造的な業務を行い、成果を発揮するためには一定の期間を要すると考えられること、また一方であまりにも長い期間をとることは町が指定管理者による管理運営の状況を見直す機会を減少させると共に、競争の導入による指定管理者に対する規律の付与が困難になるなどを勘案しまして、5年間とさせていただいております。

次に3番の管理運営収入でございますけれども、今回からは利用料金制を採用しております。民間のノウハウや創意工夫を発揮させるインセンティブとして、また、民間のリスク負担を明確化して本町の財政収入の安定化を図るため、また、町及び指定管理者の会計事務の効率化を図るため利用料金制を採用しております。それによりまして施設等の利用者が支払う利用料金につきましては、指定管理者自らの収入となります。指定管理料につきましては指定管理者が指定管理業務を行うために必要な経費として、町が指定管理者に対して支払うものでその額につきましては、指定管理業務に必要な経費から利用料金見込額をひいた額となります。さらに指定管理料の過不足については原則的に指定管理料の精算を行うものとしておりますが、指定管理者にある程度までのリスク負担を求める方策も講じております。丸4、丸5につきましては最近の指定管理料と、使用料を記載してございます。応募状況でございますけれども、三つの団体から応募がありました。

続きまして4ページをお願い致します。審査の概要及び結果でございます。選定委員会の委員につきましては当該施設は町内の重要な観光の拠点施設であり、一方では施設の維持管理、施設利用者数等にかかる収支状況につきまして、継続的な課題が生じていることから、より一層観光施設運営の面で幅広い見識及び視

点で審査できるようこの方達を委員としてお願いしてございます。審査項目につきましては条例に記載されております選定基準をもとに審査項目を設けてヒアリングを実施した後、委員がつけた採点の最高点を付けた委員の数が最も多い団体を指定管理者候補とすることで審査しました。審査結果は5ページのとおりでございます、一般社団法人設楽町公共施設管理協会を指定管理候補に選定いたしました。

5ページから8ページにかけては、当該指定管理候補者が示しました、事業計画の概要でございます。指定の申請書を取りまとめたものでございます。この中で7ページをお願い致します。この中の収支計画書でございますけれども、先ほど利用料金制の採用ということで、この収支計画書によりますと、指定管理業務に必要な経費4,600万円から利用料金見込額2,919万1,000円を差し引いた1,680万9,000円が指定管理料ということになります。以上候補者選定の概要説明をさせていただきますが、基本協定の締結後も年度別協定締結時にサービス低下に繋がらない中での指定管理料の低減が図れる改善方法と致しまして、経費の削減や利用客の増加策などについて指定管理者と協議しまして、町の実質負担額の低減に努めていかなければならないものと考えております。以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑がありませんか。

4夏目 ただ今の説明の中の3ページですけれども、管理運営収入の中の1番最後、指定管理料の精算、管理料の過不足については原則的に指定管理料の精算を行わないものとする、その後でちょっとそういうふうな説明がございましたが、ちょっと聞き取りがあんまりできませんでしたので、再度の説明を求めます。要するにこの3ページのところと7ページを見ても、入札の結果が、収支計画があります。歳出4,600万円に対して、歳入が2,919万1,000円、これを見込んでおります。そのところでまた3ページに戻りますと、使用料は27年度は3,074なにかがしが、実績として27年度入っています。まだ28年度はまだ結果出てないものですから、27年度の数字を用いる訳ですけれども、それが見込みとしては2,919万1,000円と、少し下がっている訳ですね。要するに必要な経費の方も4,600万。27年度は3ページの方は4,682万8,800円というふうになっておりまして、それが収支見込みでは公共施設管理組合は4,600万円と見込んでおります。従って支出も少し下がり、歳入も下がっておることなんです、この辺の当然歳入が下がるということですね、それだけお客さんの収入が減ることになります、この辺の妥当性と、それからもう一つは3ページの方の過不足についての指定管理料の精算、ここのところの説明をちょっと聞き漏らしましたのでどういう対応をするのかももう1度説明をお願いします。

産業課長 この参考額につきましては、申請を受け付けるときの町の方から業務の仕様書の中でお示しさせていただきました。実際この公募のヒアリング審査の時のヒアリングを行いました時に、この2,919万1,000円につきましては、過去5年間の平均値を採用したというふうに聞いております。またあの4,600万円につき

ましては、これも業務仕様書の中で各5年間のいろいろな項目毎の実績を示しておりましてそれらを参考に、この団体が見込みとして出してきたものでございます。ただし、これにつきましては先ほど申し上げたように、年度別協定の締結ですとかそういった時に利用客の増ですとか経費削減をまた協議しまして町の負担額は減るようにしていきたいと考えております。あと、指定管理料の過不足については原則的に指定管理料の精算を行うものとしております。ということで減ったり増えたりした場合に後の精算は行わないということで、儲けが出た場合はそれは指定管理者の儲けの方に入るということでございますけれども、ただし、大幅に減った場合と言いますのは、これも応募要項の方で提示させていただいておりますけれども、5パーセントのリスクを負っていただくような方策を考えております。ですので、単純に言いますと今回の収支計画書を単純にリスクということで考えますと4,600万円の5パーセント。230万円が指定管理者のリスクということになります。そこまでは例え減った場合でも指定管理者の負担になるということで、それをこえた場合には、230万円をこえた部分を後で精算して増やして指定管理料とすると、そういった方策をとっております。

4 夏目 了解しました。そうしますともう1度確認しますが5パーセント、歳出の見込みの収支契約の4,600万円。これに対する5パーセントは230万円以内については損失が出た場合には公の施設の管理組合が負担し、それをオーバーした場合、例えば300万出た場合には、70万円部分は町の方が負担すると、こういう解釈でよろしいんですね。もう1個は利益が出た場合にはこれはもう完全に公の施設の管理者の懐に入ると、こういう解釈でよろしいんですか。

産業課長 金額については単純にこの収支契約を基にするとそういった金額になりますけれども、考え方としてはそのとおりでございます。

議長 他に。

5 金田 長い間、津具森林組合が指定管理されていた訳ですが、ここで管理する方が変わって、大きな良い点、特徴的な変わった点はどういうこと何でしょうか。

産業課長 選定委員の皆様の採点の結果によるものでございます。

5 金田 それは最高得点を付けた方が4人いらっしゃるのでもそれはわかるんですけど、選考結果だってことはわかるんですけど、他の2業者さんと差別化みたいなことはあるんですか。4人の方が最高得点をつけられたような理由はどんなこと何でしょうか、っていうことが知りたいです。

産業課長 大変細かい話になってしまいますけれども、4ページで審査項目、採点の基準、評価の内容、配点等、大雑把じゃ無いですけども記載してございますけれども、例えば施設の設置目的をより高めるものであるということでこの中に四つの項目がありますけれども、それぞれに配点をしてございます。それぞれ細かく審査員が配点した結果の合計点で4名の方が最高点を付けられたということでございます。

4 夏目 これはもう確認だけです。先ほど同僚議員が言われたみたいに、今まで津具の森林組合が指定管理をしておりました。ようするに、これはあくまで確認です

ので、そこに働いている方は、そのまま継続して管理者は公の施設管理組合がやり、働いている方はそのまま継続しておられるという解釈でよろしいですね。

産業課長 これにつきましては申請書に記載してございますけども、概要の8ページにございます、この団体のお考えでは、その他の管理業務、運營業務の移行計画ということでございますけども、平成29年2月中に新規採用者を決定する現指定管理者からの職員採用については、優先的に最大限配慮するが、ヒアリングにより本人の意思、意気込みを調査し、決定するということになっております。

6 高森 指定管理料がほとんど変わらないのに、どうして業者がこうして、何かそういう大きな事件か何かあったんでしょうか。わざわざ競争したのは何でしょうか。

産業課長 今行っております指定管理者につきましても、前回公募で決めております。その時は2社ございました。選考委員会を開いて、決めております。

議長 他に。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第74号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第74号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第10、議案第75号「指定管理者の指定について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第75号「指定管理者の指定について」次のとおり設楽町公の施設の指定管理者を指定するため地方自治法第244条の2、第6項の既定により議会の議決を求める。平成28年12月6日提出、設楽町長横山光明。

公の施設の名称は設楽町コミュニティプラザ設楽。指定管理者となる団体の名称、設楽町商工会。指定管理者となる団体の所在地、設楽町田口字上原2番地6。指定の期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間でございます。設楽町コミュニティプラザ設楽の管理及び運営を効率的に行うため、引き続き指定管理者として指定するものでございます。1枚はねていただきますと、指定管理者となる団体の概要、商工会の概要が記載されてございます。参考にしていただければと思います。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第75号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第75号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第 11、議案第 76 号「設楽町つぐ診療所医師住宅の入居の特例に関する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 76 号「設楽町つぐ診療所医師住宅の入居の特例に関する条例について」設楽町つぐ診療所医師住宅の入居の特例に関する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の既定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 12 月 6 日提出、設楽町長横山光明。

この件につきましては常勤の医師が平成 29 年の 4 月 1 日から確保できる見通しとなりました。前にですね、医師住宅を建築致しましたけども、名倉地区から医師の方が通勤されるという予定でございますので、医師住宅を有効活用したいと、今のところ、常勤の医師の方が入る予定はございませんので、その医師住宅につきまして有効活用を図りたいということで特例の条例を制定するものであります。詳細につきましては担当課長の方から説明をさせていただきます。

津具総合所長 それでは条例の内容について説明させていただきます。まず 1 枚捲っていただきまして、そこに条例がございますけども、条例の趣旨につきましては第 1 条に記載してありますとおり、医師住宅の入居資格者、つぐ診療所に勤務する医師の入居がないときに、医師住宅の有効活用と、過疎対策に資するため、第 2 条に規定しているものに貸し出すことができるように制定するものです。第 2 条ではこの特例による入居資格を規定してございますけども、地域おこし協力隊員、農林業担い手支援住宅の入居資格のあるもの、教職員、総合戦略に掲げる目標を達成するための移住希望者の交流拠点として居住する場合、それからその他町長が認める者と限定しております。第 4 条につきましては使用許可期間を 2 年間と規定しております。第 5 条につきましては家賃の既定ですが、月額 2 万円としております。

議長 お諮りをします。ここで少し休憩をとりたいと思いますけども御異議ございませんか。16 時 35 分まで休憩としたいと思います。

休憩 午後 4 時 20 分

再開 午後 4 時 35 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長 大変申しわけございません。今お手元にお配りしたとおりですね、条例の中で本旨は変わらない訳ですけども、字句等の間違いがございましたので、お配りしたものと差し替えていただきたいと思っております。それから条例番号が 35 号と一番上です。表の一番裏、条例番号が 35 号と載っておりますけども、これについてはちょっと削除していただきたいと思っておりますのでよろしく願います。平成 28 年設楽町条例第 35 号と入っておりますけども、条例番号まだでございますので、35 については削っていただきたいと思っております。これから内容につきまして担当課長の方から説明をさせますのでよろしく願います。

議長 説明は終わっておりますので質疑を行います。質疑はありませんか。

3 金田 第 2 条の括弧 2 項、設楽町農業担い手支援住宅条例では、入居期間は 2 年間

となっているはずですが。その後4条では住宅使用許可の期間は入居から2年。その後2で、町長が特に必要があると認める時には前項の規定に関わらず期間を経過した後も引き続き入居することができると思いますが、これは農業支援住宅を2年で切っちゃってるんですけど、こちらは認める場合はそういう特例もあるというふうになってはいますけども、この違いは何でしょうか。

財政課長 今回、農林業担い手住宅の方も条例改正がありまして、そういう内容でございます。

2 河野 同じく入居者の特例、第2条の4番、設楽町総合戦略に掲げる政策目標に達成するために移住希望者が滞在型の交流等の拠点として居住する場合、この場合は複数の方が借りる場合ということ想定しておるのでしょうか。それからもう一つは、4条の3番、入居資格者から入居希望があった場合、通知を受けた日の翌日から3か月以内に退去しなければならないとありますが、これは住んでいる人は自分でその間に探せと、替わりの住居を、そういうことでしょうか。

財政課長 まず複数の方という関係ですが、これにはですね、第2条第2項の方で、共同使用ができることにしております。ただし部屋がですね、LDK除くと2部屋、畳の部屋と洋室とあるもんですから、そんなにたくさん入居はできなくて想定は2名のシェアハウスみたいなことを想定しております。あと、第4条第3項の関係ですが、資格者からの入居希望っていうのは要するに本来のこの入居する目的の医師とか看護師さんからの希望があった場合には3か月以内に特例に入った方はちょっと退去していただくということを謳ったものであります。

1 今泉 今の件ですがね、第4条の件ですが、入居希望でその翌日から3か月以内に退去しなければならないと謳ってありますが、今まで私が経験したことによると、弁護士さんとかいろいろつけて、期間をやってそこから退去してくださいと言ってもなかなかでなかったんです。こういうことで揉めることはないでしょうか。

財政課長 借地借家法の関係でですね、退去していただくまでの期間っていうのが定められておまして、一応通常、普通の町営住宅とかだと、6か月です。今回の場合っていうのは、通常の町営住宅のようなものじゃなくて、特定の目的をもった住宅なもんですから、そちらの方を調べたところ、民法の方の適用で3か月、という既定がありましたので、その助言をもって3か月で退去していただく。そうしないと本来入居していただくお医者さんとか看護師さんの方が、入居できない状況になってしまいますので、そういうことで3か月ということにさせていただきました。

10 田中 この条例ですと、公営住宅関係の条例と違って、例えば清潔を保持しなきゃいけないとか、人に迷惑かけちゃいかんとか、建物を痛めちゃいかんとか、そういうものをどうされます。

財政課長 その関係は管理運営の関係なんですけど、第6条の方で医師住宅条例の方の管理運営を条項の方を準用するというように規定させていただいております。

議長 他に。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 76 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 76 号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 日程第 12、議案第 77 号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 77 号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 12 月 6 日提出、設楽町長横山光明。

人事院勧告における育児休業法改正の意見の申し出及び勤務時間法改正の勧告に伴う育児休業、介護、休暇制度の一部改正をいたしたいという内容でございます。詳細につきましては担当課長の方から説明をさせていただきます。

総務課長 それでは御説明します。条例の一部改正も前回の給与と同様ですね、施行期日の関係で、第 1 条と第 2 条に段階的に改正するという事で分けてあります。まず第 1 条の関係ですが、第 8 条の 3 第 1 項の改正です。この条項は地方公務員の育児等に関する法律の一部改正に伴うもので、今回の改正により、育児休業等の対象となる子の範囲を見直す条項でありまして、現在は育児休業や介護休暇の対象となる子の範囲は、職員と法律上の親子関係にある子どもに限られていますが、今回職員が民法の規定による特別養子縁組の成立にかかる看護を現に行うもの。2 点目、児童福祉法に規定する里親に委託されている子であって、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているもの。この 2 点が、今回子の範囲としてこの条項に加えられた改正であります。第 2 項については要介護者を介護する職員に関する準用規定でありまして、第 1 項の改正部分を第 2 項の読替規定に加えたものであります。

続きまして第 11 条の関係ですが、この改正条項は一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴うもので、今回の法改正により、後で出てきます第 15 条の 2 の介護時間の規定が新たに加わることから、この休暇の種類に介護時間を加える改正であります。

続いて第 15 条第 1 項ですが、介護休暇の取得期間を明確にするものでありまして、具体的には改正前の第 1 項及び第 2 項では 1 の要介護状態ごとに 1 回に限り連続する 6 か月の範囲内で介護休暇の取得が可能であったものが、今回の改正において介護の始期、終期、その間の期間にそれぞれ対応するという観点から、介護休暇を請求できる期間を指定期間とした上で、介護休暇を対象家族 1 人につき 3 回を上限として、なおかつ通算 6 か月以下の範囲内で指定する期間において

分割取得を可能とするものであります。要するに3回に分割して取得ができるようになるものであります。

15条の2の介護時間の規定ですが、新たに加えられた介護時間について追加する規定であります。第1項及び第2項の規定は職員が要介護者を介護するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合、利用の開始から連続する3年の期間内において介護のために1日につき2時間を越えない範囲内で勤務しないことができるという介護時間制度を新たに設けるものであります。第3項は介護時間を用いて勤務しない場合には、その当該時間は無休になりますのでその当該時間分の給与について1時間あたりの給与額を減額する規定であります。第16条は介護時間の承認ですが、介護時間を加える改正であります。

第2条ですね、第8条の3第1項ですが、先の第1条で改正された里親について、平成29年4月1日施行の児童福祉法等の一部改正により、養子縁組によって養親となる職員が改正で、養子縁組里親である職員と、明確に法定化されたことに伴う改正であります。附則ですが、第1項、施行期日ですが、第1条については平成29年1月1日から。第2条の規定は平成29年4月1日から改正するものであります。附則の第2項ですが、改正後の介護休暇の期間は、改正前の規定により、介護休暇の承認を受けた職員は、施行期日である1月1日において当該介護休暇の初日から起算して6か月を経過していないものであれば、改正条例の施行の日を1月1日以降ですね。介護休暇を請求出来る期間を分割することができる経過措置であります。要するに例えば10月1日に介護が始まった場合、6か月以内ですと、3月までが6か月に含まれてきますので1月1日から3月末までの間に、分割して2回の介護休暇を取得できるという経過措置であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑をする前にお諮りをします。会議規則第9条で会議時間は午後5時までとなっていますけれども、午後5時を過ぎてもこのまま会議を続けたと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、午後5時を過ぎてもこの会議を続けます。それでは質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 よろしいですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第77号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第77号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第13、議案第78号「設楽町後継者育成基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 78 号「設楽町後継者育成基金条例の一部を改正する条例について」設楽町後継者育成基金条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 12 月 6 日提出、設楽町長横山光明。

貸付を受けるものの要件及び用語の整理に伴いまして、条例の改正を致したいと思っております。詳細につきましては担当課長の方から説明をさせていただきます。

企画ダム対策課長 それでは新旧対照表の方をご覧いただきたいと思っております。変更のポイントは 2 点であります。第 8 条のところ、法人の規定がございます。改正前にはございませんでした。法人をこの貸付の要件に含めるものであります。それから第 15 条、表の中の 3 段目に住宅取得という言葉を追加を致しました。例えば中古住宅、空き家ということ想定にしたものでございます。先ほどの年齢要件の件でございますが、課題整理をした後、今後検討をしていく予定でございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。よろしいですか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 78 号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 78 号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第 14、議案第 79 号「設楽町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 79 号「設楽町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について」設楽町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 12 月 6 日提出、設楽町長横山光明。

公共施設等総合管理計画に基づく整備等を行うため、所要の改正をしたいと思います。詳細につきましては担当課長から説明を致します。

財政課長 それでは新旧対照表の方をご覧ください。改正前の条例については設楽町公共施設整備基金条例ということで、個々に施設を特定してですね、1 号の方で情報通信施設、これ北設情報ネットワーク。それから 2 号の方が場外離着陸場、これヘリポートなんですが、こちらの整備にかかった費用に対する起債の償還のために積み立てた基金でありました。今回、公共施設等総合管理計画を策定しますので、そちらの方の整備、更新、統廃合、それから長寿命化に係る費用のためにこの基金を名称変更して積み立てるというものであります。主に想定しておるのは廃止する場合の費用です。当初、廃止の場合は交付税対象の起債の借入ができるものと思っておりましたが、実際は一般単独事業債ということで、取り壊し

に係る起債は、交付税措置はございません。そのために想定しておるのは取り壊し費用にかかる積立をメインとしたいと考えております。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 79 号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 79 号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第 15、議案第 80 号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 80 号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 12 月 6 日提出、設楽町長横山光明。

住宅の利用促進を図るための主要許可条件の追加に伴う改正でございます。詳細につきましては担当課長の方から説明をいたします。

産業課長 それでは次のページの新旧対照表をお願い致します。ここの住宅につきましては 2 年という期限を決めておりますけどもただし書きということで、2 年を経過した後も引き続き入居させることができるということを追加したものでございます。以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 議案第 80 号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 80 号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第 16、議案第 81 号「設楽町簡易水道等施設条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 81 号「設楽町簡易水道等施設条例等の一部を改正する条例について」設楽町簡易水道等施設条例等の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 28 年 12 月 6 日提出、設楽町長横山光明。

設楽町簡易水道施設に清嶺、豊邦簡易水道施設及び名倉津具簡易水道施設を統合することに伴う所要の改正をする条例改正でございます。詳細につきましては担当課長の方から説明を致します。

生活課長 失礼致します。設楽町の簡易水道が一つになります。そのための改正でございまして、7つの条例がございしますが、全て字句の改正です。簡易水道等というのを簡易水道に改めるものでございます。4月1日から施行でございます。以上です。

議長 提案理由の説明がおわりました。質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第81号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第81号を文教構成委員会に付託をします。

議長 日程第17、議案第82号「平成28年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」から日程第20、議案第85号「平成28年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第2号)」までを一括して議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第82号「平成28年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」。平成28年度設楽町一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算(第4号)は次に定めるところによる。歳入支出予算の補正第1条規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,648万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。平成28年12月6日提出、設楽町長横山光明。

3ページをお開きいただきたいと思います。第2表、繰越明許費です。地籍調査事業、臨時福祉給付金につきまして、国の補正予算が成立し、それぞれについて事業費がつきましたので、来年度に事業実施がずれ込む見込みでございますので、繰越明許の措置をとります。

次に歳出から説明を致します。8、9ページをお開きください。総務費、3目、電子計算費でございます。インターネット環境を来年6月までに愛知セキュリティクラウドというものに接続するためのインターネット接続専用回線が必要となりますので通信運搬費の増額をいたします。委託料ではマイナンバー制度の導入に伴い、セキュリティ環境をより強化することが求められましたので、環境整備にかかる経費を増額を致します。負担金では愛知電子自治体協議会負担金の額の確定により、減額をいたします。5目、企画開発費ではふるさと寄附金が増加して参りましたので、返礼品の増額を致します。また、この寄附金のポータルサイト、ふるさとチョイスの広告料も新たに計上致します。9目、地積調査費につき

ましては国の補正によりまして予算がついてきましたので、所要額を増額をいたします。10、11 ページをお開きください。1 目の徴税総務費でございます。賃金につきましては、税務事務のアルバイト賃金を増加致したいと思っております。過誤納金の還付金につきましては実績によりまして、今後不足が想定されるため、増額を致します。3 項の戸籍住民基本台帳費、1 目の戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍の改ざん防止用紙に不足を生じてまいりましたので、印刷製本費の増額を致します。7 項交通対策費、2 目公共交通費でございます。高齢者の福祉タクシー運行補助金でございます。想定より伸びてきておりますので増額補正を致したいと思っております。次に3 款民生費の1 目、社会福祉総務費でございます。これにつきましては臨時福祉給付金に関する経費が補正をされましたので今年に関する経費を増額、新規計上をさせていただくものでございます。続きまして12、13 ページの方の4 款、衛生費でございます。3 目、環境衛生費、備品購入費でございますけれども、これにつきましてはモデル事業と致しまして今まで地域として資源回収が行われていない地区へ可燃ゴミの資源化回収ボックスの設置を致したいと思っております。今年度、ゴミの減量目標、大きく10 パーセントと謳っておりますけれども、それに向かって改修ボックスを設置したいと思っております。続きまして5 款、農林水産業費、3 目の農業振興費でございます。委託料につきましては、田峯の環境改善センターの洗濯用浄化槽につきましては、今まで設置以来、浄化槽の清掃が行われておりませんでした。ちょっと不具合が出てきておりますので、委託料の増額をさせて頂きたいと思っております。19 の負担金補助金及び交付金ということで、農業者の個別所得補償制度の推進事業につきましては、事業量が増加してまいりました。計画が上回ってまいりましたので増額補正を致したいと思っております。23 節の償還金、利子及び割引料でございます。国庫支出金の過年度分の返還金につきましては、青年就農給付金の経営開始時期の相違によりまして、給付期間の短縮によりまして6 か月分の給付金の返還を求められておりますので、75 万円の補正を致します。続きまして2 目の林業振興費でございます。報償費でございますけれども、有害鳥獣の捕獲奨励金。これにつきましては有害鳥獣が増えてきておまして今の実績からしますと足りなくなる恐れがございますので増額補正をさせていただきたいと、いう内容でございます。続きまして14、15 ページでございます。記念品の製作手数料としまして2 万4,000 円の増額を致します。この件につきましては蟹江町で設楽町の材を使って保育園を建設していただくということで、モニュメントを作成致しまして、そこに友好の印として掲示をしていきたいということで2 万4,000 円の記念品の製作手数料を計上致しました。次に12 款、諸支出金、積立金でございます。これについてはふるさと寄附金の額が増えてきておりますので基金積立金の額が増えてきておりますので、基金積立金の増額もあわせて行いたいという内容でございます。

続きまして議案第83号「平成28年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」でございます。歳入歳出の予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総

額に、歳入歳出それぞれ 99 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 6,067 万 7,000 円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。平成 28 年 12 月 6 日提出、設楽町長横山光明。

歳出の方から説明を致しますので、はねていただきまして、6 ページ、7 ページでございます。7 款の共同事業費拠出金。高額医療費の共同事業の拠出金に不足を生じて参りました。それから 9 款の諸支出金の国庫支出金の過年度分の返還金も額の補正が必要となりましたので増額補正をさせて頂きたいという内容でございます。戻っていただきまして歳入でございますけれども、その歳出で補正を致す金額を基金からの繰入金で充当したいという内容の補正でございます。

続きまして議案第 84 号「平成 28 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第 2 号)」平成 28 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第 2 号)は次に定めるところによる。歳出予算の補正。第 1 条歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳出予算の金額は「第 1 表歳出補正予算」による。平成 28 年 12 月 6 日提出、設楽町長横山光明。

4 ページ、5 ページの歳出の補正でございます。総務管理費の中の需用費の修繕費部分を 47 万 9,000 円減額しまして、消費税に不足を生じてきましたのでこちらの方に振り向けるという補正を致したいと思っております。

続きまして議案第 85 号「平成 28 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第 2 号)」でございます。平成 28 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第 2 号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第 1 条。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 110 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,870 万 8,000 円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。平成 28 年 12 月 6 日提出、設楽町長横山光明。

歳出から説明をさせて頂きたいと思っております。6 ページ、7 ページでございます。総務管理費の 1 目一般管理費でございます。派遣医師、整形外科の医師の派遣を受けておりますので、その分負担金に不足が生じておりますので増額を致したいというものでございます。戻っていただきまして歳入の方で 4 ページ、5 ページでございます。歳入で国保の診療収入、社会保険の診療報酬、後期高齢者の診療収入、一部負担金、あるいは 2 項のその他診療収入としまして、1 目諸検診等収入がございますので歳出の部分をこの収入で賄うという内容の補正でございます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は 1 件ごとに行います。議案第 82 号、平成 28 年度設楽町一般会計補正予算(第 4 号)の質疑を行います。質疑はありますか。

4 夏目 歳出予算の 12、13 ページをお願いします。この中のまず保健衛生費の中の備品購入費、可燃ゴミ資源回収ボックス、この可燃ゴミという定義についてどの程度の範囲内まで資源回収化が可能なのか。それをお伺いします。それが 1 点と、それからふるさと基金が増額されていますが、これでだいたい 400 いくらになると思うんですけども、その 410 万くらいまでは予想では出そうと、いうことで確認致しますけどもそれでよろしいでしょうか。それからもう一つ、13 ページの方の臨時福祉交付金、これは確かよく広報したらで 12 月何日までに本人申請をしてくださいというような広報を聞いております。これは要するに本人申請主義だと思えますけども、特に御高齢の方 1 人世帯については、そのような広報を聞いていない場合も想定されますし、それから過去の画面と入ってっちゃおかしいですけど面倒くさい手続きはしたくないというようなお年寄りもおられるかと思えますけども、そういうようなお年寄りを特定できたならば、民生委員さんにご相談しながら書いていただくとかそういうような手当ができるのかできないのか、その辺をちょっとお伺いします。その 3 点です。

生活課長 備品購入費の中の資源回収ボックスの内容ですけども、中田の処理場がですね、いつ壊れてもおかしくないという状況で負担軽減化ということで資源回収、可燃ゴミを減らすということでやってございますが、各地区で皆さんやっておられるんですけども、主にですね、新聞紙、雑誌と、段ボールということで、その大きなものでまずは始めていただきたいというところでございます。

財政課長 ふるさと寄附の関係ですが、今回 1 月よりまた返礼品の募集を町内でしまして、その更新というか、又新たに参加していただいた事業所もありますので、それとプラス、ふるさとチョイスっていうポータルサイトがありまして、それ全国的に使われているサイトなんですけど、そちらの方にも参加すると、恐らくこの補正額くらいには達すると、そういう見込みで算定しております。

町民課長 臨時福祉給付金の件に関してです。ここに計上しましたものは先ほど御説明しましたように、繰越でございますので来年度分でございます。今放送させていただいたりしておりますのは今年度分の締切が迫っておるので、まだの方はお手続きくださいという内容でございます。民生委員さん等を通じてということは今までもしておりませんし考えてはおりません。

議長 他に。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 82 号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 82 号を所管ごとに総務建設委員会と文教厚生委員会に付託をします。

議長 議案第 83 号、「平成 28 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 83 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 83 号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 議案第 84 号、「平成 28 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 84 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 84 号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 議案第 85 号、「平成 28 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第 85 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 85 号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会とします。お疲れ様でした。

散会 午後 5 時 18 分